

# 鶴ヶ島市公共施設等総合管理計画

平成29年3月 策定

令和4年3月 改訂

鶴ヶ島市

# 鶴ヶ島市公共施設等総合管理計画

1. 計画策定の趣旨	1
1-1. 計画策定の背景	1
1-2. 計画の位置付け	2
1-3. 対象施設	3
1-4. 計画期間	3
2. 公共施設の現状	4
2-1. 施設数と面積	4
2-2. 築年数	9
2-3. 施設保有量の推移	11
2-4. 有形固定資産減価償却率の推移	11
2-5. 管理運営経費	12
2-6. 借地の状況	14
2-7. 本市の財政状況（普通会計）	17
2-7-1. 決算状況の推移	17
2-7-2. 経常一般財源と経常的経費との差額	18
2-8. 人口推移	19
2-8-1. 人口・世帯数の推移	19
2-8-2. 将来人口の見通し	20
2-9. 保育所入所人数、児童・生徒数	21
2-9-1. 保育所入所人数	21
2-9-2. 児童・生徒数	22
2-10. 貸し出しを行っている公共施設の部屋の稼働率	23
2-11. 施設機能	25
2-11-1. 単一機能と合築による複合化	25
2-11-2. 機能の重複	25
2-12. 施設配置	25
2-13. 保全管理等の過去に行った対策の実績	26
3. 財政の将来予測と公共施設の更新費用	29
3-1. 財政の将来予測	29
3-1-1. 歳入の見込み	30
3-1-2. 歳出の見込み	31
3-1-3. 財政収支の見通し	32
3-2. 財源不足の解消	33
3-2-1. 行政目的を廃止した建物・土地等の有効活用	33
3-2-2. 借地問題の解消	33
3-2-3. 徹底した行財政改革による財源不足額の解消	35
3-3. 公共施設の更新・改修費用	37

3-3-1. 更新・改修費用の総額	37
3-3-2. 長寿命化対策等を反映した場合の見込み	38
4. 公共施設の課題と市民意見	39
4-1. 公共施設の課題	39
4-1-1. 時代に即した施設機能への転換	39
4-1-2. 長寿命化の実施と更新費用の平準化	39
4-1-3. 施設機能の集約	39
4-1-4. 施設の配置	41
4-2. 市民意見	41
4-2-1. 公共施設に関する意識調査	41
4-2-2. 市民意見交換会	43
4-2-3. 市民意見募集	46
4-2-4. 鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画の市民意見等	46
4-2-5. 市民意見の反映	47
5. 今後の施設のあり方	48
5-1. 公共施設の管理に関する基本的な考え方	48
5-1-1. 点検・診断	48
5-1-2. 安全確保	48
5-1-3. 予防保全による適正管理	48
5-1-4. 耐震化	48
5-2. 施設の更新・改修における基本的な考え方	49
5-2-1. 再配置による経費抑制	49
5-2-2. 長寿命化	49
5-2-3. 更新・改修時の施設機能の集約・複合化	49
5-2-4. ユニバーサルデザイン化	50
5-2-5. 施設の適正配置	50
5-3. 大規模改修及び更新期の施設種類ごとの考え方	51
5-3-1. 学校教育施設	51
5-3-2. 地域コミュニティ等施設	53
5-3-3. 学習施設	55
5-3-4. 健康保健施設	56
5-3-5. 福祉施設	56
5-3-6. 市営住宅	59
5-3-7. 庁舎等	59
5-3-8. 普通財産（廃止済施設）	60
5-3-9. リノベーション施設	62
5-3-10. 新設施設	63
5-4. 施設種類ごとの考え方に基づく施設の総量	64
5-5. 適切な施設の運営管理	70
5-5-1. 施設の低コスト化	70

5-5-2. 運営管理方式.....	70
5-6. 新たな行政課題への対応.....	70
6. インフラ系施設.....	72
6-1. インフラ長寿命化計画の要請.....	72
6-2. インフラ系施設.....	72
6-2-1. 施設の概要と保有量.....	72
6-2-2. インフラ系施設の現状と課題.....	74
6-2-3. 将来コスト推計.....	76
6-2-4. 長寿命化計画等の効果を反映した将来コスト推計.....	77
6-2-5. 施設ごとの個別基本方針.....	79
6-2-6. インフラ系施設の管理に関する基本的な方針.....	79
7. 計画の推進.....	81
7-1. 全庁的な取組体制.....	81
7-2. 情報管理・共有.....	81
7-3. 計画の推進管理.....	81
7-4. フォローアップ.....	82
7-5. 市民及び議会への情報共有等.....	82

# 1. 計画策定の趣旨

## 1-1. 計画策定の背景

昭和 40（1965）年代から昭和 60（1985）年代にかけて、日本の経済は著しく成長し、首都周辺部には、都市化の波が押し寄せ大量の人口が流入しました。本市は、首都圏 45km 圏内にあり、この人口急増に対応するため、小・中学校や学習施設などの公共施設の建設、道路、公園などの都市基盤整備が必要となりました。

特に公共建築物においては、生活スタイルや価値観の多様化が進展した時期であり、生活の質に対する意識も高まったことから、文化やスポーツ、生涯学習などの新たな施設整備の需要も高まりました。このような背景から、本市では、急速に変化した行政への期待や需要を満たすために短時間で施設の整備を行ってきました。

同時期に整備した建築物は、当然ながら更新の時期もほぼ同時に迎え、更新費用も一斉に必要となることが予想されます。本市の公共施設の建設時期は、人口急増期の昭和 50（1975）年代、60（1985）年代に集中しており、築年数が 30 年以上を経過している建築物が 51 あり、全体の約 85%となっています。これらの施設の大規模改修や更新時期がほぼ同時期に集中することとなり、本市の財政状況からは、こうした状況に対応していくことは困難なものと考えられます。今後は大きな経済成長が見込めない中で、少子高齢・人口減少の進行を考えると、全ての施設の大規模改修や更新費用を賄うことは、さらに困難になると考えています。

また、これまでは、小・中学校の耐震補強や大規模改修を優先して実施しており、その他の施設については、問題が発生した時に事後的に対応する維持修繕にとどまっている状況となっています。

一方では、超高齢社会、少子化や人口減少社会の到来等、社会経済状況は大きく変化しており、公共施設に対する需要も変化し、公共施設が担ってきた役割や求められるサービスの内容など、施設のあり方そのものの見直しを行うことも必要となっています。

このため、公共施設のあり方を見直し、財政負担の軽減・平準化と公共財産の効果的な活用を図ることにより、時代の変化に対応した施設の再構成と、持続可能な施設サービスの提供、効率的な運営を実現することが、市民の将来にわたる安心につながる、本市の最重要課題となっています。

こうした背景から、公共施設等の現状や市民ニーズを把握し、長期的な視点をもって総合かつ計画的な管理を推進するため、鶴ヶ島市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）を策定しました。

## 1-2. 計画の位置付け

総合管理計画は、建築物の老朽化に対する単なる更新や維持管理の方法を示すのではなく、公共施設という市民の貴重な財産を、将来にわたって、いかに効果的・効率的に運営していくかを示すものです。

社会状況の変化による行政需要に対応可能な施設への転換、市財政に見合った適正配置、民との協働による運営の効率化など、これらの課題を将来世代に積み残すことなく解決の方向を示すことで、次世代にとって必要な公共施設機能の確保と、継続的な「まちづくり」の基盤整備につなげるものです。

このため、本市の公共施設の現状と課題を明らかにし、今後の運営、更新に関する基本的な考え方をまとめ、計画的に「公共施設の更新問題」に取り組むことにより、必要性の高い機能を確保しつつ、財政状況の悪化を回避して、質と量からの適正配置と健全な財政運営の両立を目指すものです。

なお、総合管理計画は「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する行動計画であり、総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画」に該当する計画です。また、本市の最上位計画である「第6次鶴ヶ島市総合計画」との整合を図り、公共施設等の総合的な管理の基本的考え方を示すものとして位置づけます。

今後は、総合管理計画に基づき、施設ごとに具体的な方針を定める個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）により、具体的な取り組みを進めていきます。（図1-1）

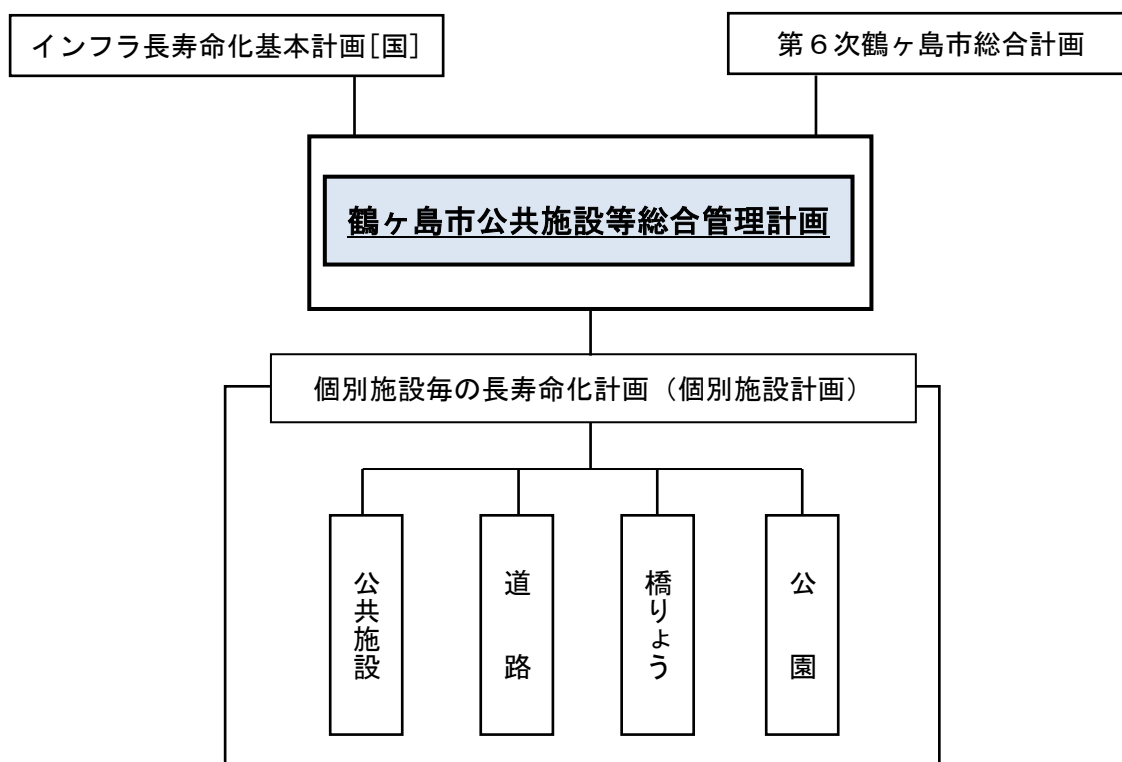


図1-1 計画の位置づけ

### 1-3. 対象施設

道路や橋りょう、公園など市民生活に欠かせない基盤施設(以下、「インフラ系施設」という。)や学校及び給食センター等の学校教育施設をはじめ、多くの方が利用する市民センターや図書館、老人福祉センター、保育所などの施設と必要な行政サービスを提供するための市役所など、たくさんの建築物があります。

この総合管理計画で対象とする施設は、本市が保有している公共施設とインフラ系施設とします。総合管理計画の対象施設を施設別に整理すると表1-1のとおりとなります。

表1-1 対象施設(概要)

	種別	施設の種類
公共施設	学校教育施設	小学校・中学校等
	地域コミュニティ等施設	市民センター等
	学習施設	図書館等
	健康保健施設	スポーツ・健康施設
	福祉施設	保育所、児童館等
	市営住宅	市営住宅
	庁舎等	庁舎等
	普通財産	廃止済施設

インフラ系施設	道路	
	橋りょう	
	公園	街区公園
		近隣公園
		運動公園
緑地・緑道		

### 1-4. 計画期間

総合管理計画の計画期間は、公共施設等の耐用年数が数十年であるため、長期的な視点が必要不可欠であることから、令和3(2021)年度から令和32(2050)年度までの30年間とします。

なお、総合管理計画は、長期間の計画となることから社会情勢や環境の変化等に対応するため、必要に応じて見直すこととします。

## 2. 公共施設の現状

### 2-1. 施設数と面積

本市の主要な公共施設（第2章から第5章においては、インフラ系施設を除く）は、表2-2のとおりで、令和3（2021）年3月31日現在において、73施設で延床面積の合計は144,522.41㎡です。この内、学校教育施設が15施設あり、95,479.89㎡で全体の66.07%、市民センターなどの地域コミュニティ等施設については9施設あり、11,687.77㎡で全体の8.09%、図書館、龍蛇ふる里会館などの学習施設は8施設あり、5,340.40㎡で全体の3.70%、保健センターなどの健康保健施設は2施設あり、2,514.08㎡で全体の1.74%、老人福祉センター、保育所などの福祉施設は28施設あり、8,362.02㎡で全体の5.79%、市営住宅である新町住宅は、1,586.10㎡で全体の1.10%、文化財整理室を含む庁舎等は5施設あり、13,760.98㎡で全体の9.52%、廃止施設の旧第一学校給食センター、旧鶴ヶ島市ふれあいセンターなどの普通財産は5施設あり、5,791.17㎡で全体の4.01%となっています。

また、表2-1のとおり市民1人当たりの床面積は、1.98㎡となり、類似自治体※平均1.81㎡と比較し、本市が上回っています。

表2-1 類似自治体施設状況

令和2（2020）年4月1日現在

市名	鶴ヶ島市	桶川市	北本市	蓮田市	八潮市	吉川市	和光市	類似自治体平均	
人口（人）R2年4月1日現在	70,095	74,269	65,432	61,387	93,101	71,869	84,023	75,013.50	
面積（km <sup>2</sup> ）R2年1月1日現在	17.65	25.35	19.82	27.28	18.02	31.66	11.04	22.20	
人口密度（人/km <sup>2</sup> ）	3,971.39	2,929.74	3,301.31	2,250.26	5,166.54	2,270.03	7,610.78	3,379.75	
R元歳入額（千円）	22,989,596	25,032,099	21,267,398	20,355,556	32,088,095	26,396,450	29,823,590	25,827,198.00	
R元歳出額（千円）	21,935,470	24,504,060	20,240,185	19,357,464	30,729,559	25,797,344	27,769,763	24,733,062.50	
施設総延床面積（㎡）	138,731.24	120,746.96	145,434.80	113,146.98	156,243.00	119,196.27	172,656.63	135,498.71	
㎡/人	1.98	1.63	2.22	1.84	1.68	1.66	2.05	1.81	
延床面積内訳（㎡） R2年3月31日現在	学校教育施設	95,479.89	78,806.90	86,672.08	74,849.28	91,033.00	82,933.00	81,549.69	82,640.66
	地域コミュニティ等施設・学習施設	17,028.17	21,287.23	23,426.65	12,750.51	18,310.00	10,606.26	21,628.94	18,001.60
	健康保健施設	2,514.08	2,684.68	9,672.21	8,002.79	12,070.00	10,686.17	17,832.31	10,158.03
	福祉施設	8,362.02	8,349.15	14,305.20	8,892.03	12,680.00	6,695.12	23,221.23	12,357.12
	市営住宅	1,586.10	0.00	1,555.59	0.00	12,902.00	0.00	0.00	2,409.60
	庁舎等	13,760.98	9,619.00	9,803.07	8,652.37	9,248.00	8,275.72	13,992.05	9,931.70

（鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画より作成）

※類似自治体とは、埼玉県内の人口と産業構造（産業別就業人口の構成比）が同程度の自治体です。

※類似自治体平均は、鶴ヶ島市を除いたものです。

※鶴ヶ島市の延床面積に廃止済施設（5,791.17㎡）は含んでいません。



表2-2 鶴ヶ島市公共施設一覧(1/2)

令和3(2021)年3月31日現在

(単位 m<sup>2</sup>)

種別	施設の種類	No.	施設名称	竣工年月	敷地面積 (m <sup>2</sup> )	延床面積 (m <sup>2</sup> )	
学校教育施設	小学校	1	鶴ヶ島第一小学校校舎	昭和44年3月	21,048.00	6,000.00	
			鶴ヶ島第一小学校体育館	昭和48年3月		850.00	
		2	鶴ヶ島第二小学校校舎	昭和44年3月	21,507.22	6,376.00	
			鶴ヶ島第二小学校体育館	昭和48年7月		1,075.00	
		3	新町小学校校舎	昭和53年3月	23,381.00	5,586.00	
			新町小学校体育館	昭和53年12月		955.00	
		4	杉下小学校校舎	昭和54年3月	25,227.05	5,604.00	
			杉下小学校体育館	昭和54年12月		970.00	
		5	長久保小学校校舎	昭和55年3月	21,992.00	5,010.00	
			長久保小学校体育館	昭和56年2月		994.00	
		6	栄小学校校舎	昭和55年3月	20,995.26	6,266.00	
			栄小学校体育館	昭和55年3月		1,140.00	
	7	藤小学校校舎	昭和58年3月	23,500.96	4,850.00		
		藤小学校体育館	昭和59年2月		1,013.00		
	8	南小学校校舎	昭和60年3月	24,186.00	6,310.00		
		南小学校体育館	昭和61年3月		1,005.00		
			小計			181,837.49	54,004.00
	中学校	9	鶴ヶ島中学校校舎	昭和52年3月	32,343.00	6,748.00	
			鶴ヶ島中学校体育館	昭和46年2月		1,233.00	
		10	藤中学校校舎	昭和54年3月	34,907.00	6,729.00	
			藤中学校体育館	昭和54年3月		1,922.00	
		11	富士見中学校校舎	昭和55年3月	24,099.00	5,539.00	
			富士見中学校体育館	昭和55年3月		970.00	
		12	西中学校校舎	昭和60年3月	31,714.00	5,968.00	
西中学校体育館			昭和61年3月	1,464.00			
13	南中学校校舎	昭和60年3月	24,707.00	5,884.00			
	南中学校体育館	昭和61年3月		1,320.00			
		小計			147,770.00	37,777.00	
その他	14	学校給食センター	平成25年6月	6,715.16	3,529.54		
	15	教育センター	平成4年11月	294.65	169.35		
		小計			7,009.81	3,698.89	
		中計			336,617.30	95,479.89	
地域コミュニティ等施設	市民センター	16	東市民センター	昭和56年3月	4,235.77	1,925.23	
		17	西市民センター	平成14年8月	3,194.88	1,837.80	
		18	南市民センター	昭和59年11月	1,860.48	1,367.02	
		19	北市民センター	昭和60年7月	2,768.28	998.41	
		20	大橋市民センター	平成3年3月	2,632.25	1,364.88	
		21	富士見市民センター	昭和62年3月	2,119.94	1,335.52	
			小計			16,811.60	8,828.86
	その他	22	女性センター	昭和63年3月	3,241.86	1,799.66	
		23	農業交流センター	平成10年3月	6,013.92	755.83	
		24	市民活動推進センター	平成16年6月	158.98	303.42	
		小計			9,414.76	2,858.91	
		中計			26,226.36	11,687.77	
学習施設	図書館	25	中央図書館	平成8年2月	11,212.19	4,254.70	
		26	図書館東分室	昭和56年3月	222.94	90.75	
		27	図書館西分室	平成14年8月	499.20	291.94	
		28	図書館南分室	昭和59年11月	206.72	149.34	
		29	図書館北分室	昭和60年7月	160.48	63.99	
		30	図書館大橋分室	平成3年3月	485.95	253.63	
		31	図書館富士見分室	昭和62年3月	262.01	159.87	
			小計			13,049.49	5,264.22
	文化財保護保存施設	32	龍蛇ふる里会館	平成30年3月	359.70	76.18	
			小計			359.70	76.18
		中計			13,409.19	5,340.40	
健康保健施設	スポーツ・健康施設	33	鶴ヶ島海洋センター	昭和57年3月	10,060.68	1,102.28	
		34	保健センター	平成4年11月	2,383.96	1,411.80	
			小計			12,444.64	2,514.08

表2-2 鶴ヶ島市公共施設一覧(2/2)

令和3(2021)年3月31日現在

(単位 m<sup>2</sup>)

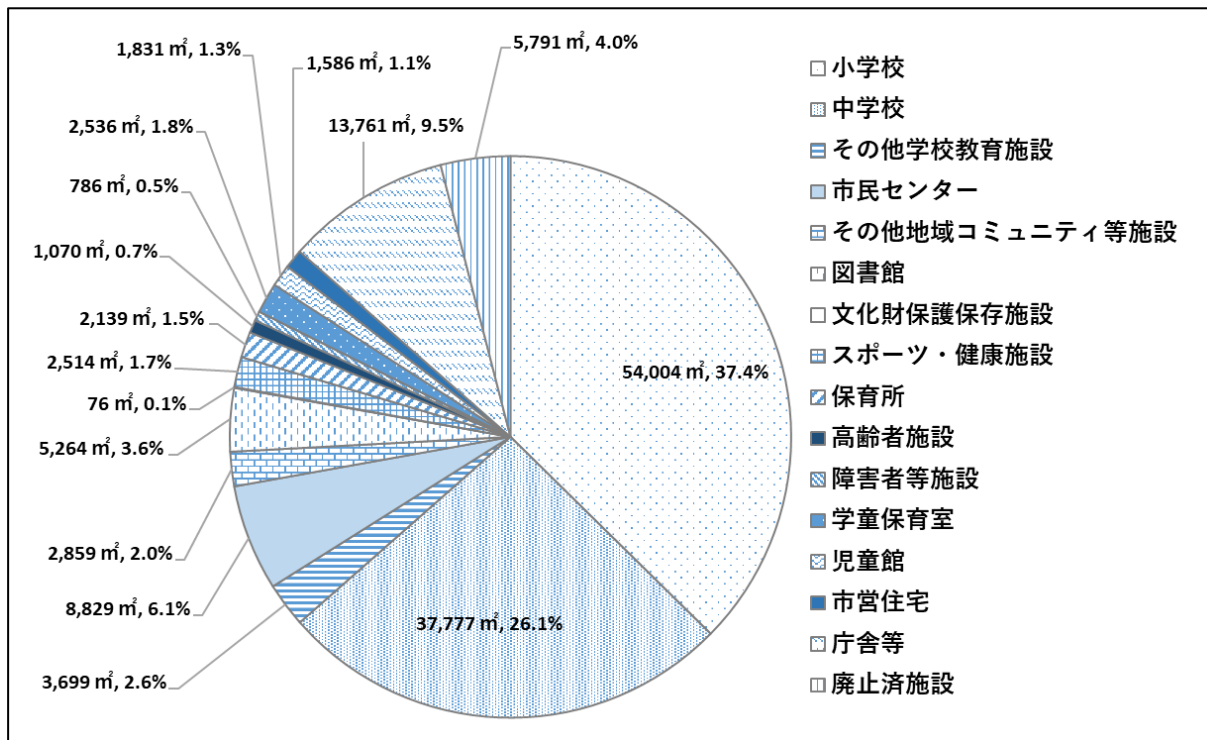
種別	施設の種類	No.	施設名称	竣工年月	敷地面積(m <sup>2</sup> )	延床面積(m <sup>2</sup> )	
福祉施設	保育所	35	鶴ヶ島保育所	平成10年3月	2,011.99	1,046.49	
		36	富士見保育所	平成27年3月	2,989.74	1,092.46	
		小計			5,001.73	2,138.95	
	高齢者施設	37	老人福祉センター	昭和54年6月	13,257.61	1,069.51	
		小計			13,257.61	1,069.51	
	障害者等施設	38	障害者生活介護施設	平成元年3月	6,529.87	519.56	
		39	発育支援センター	平成10年3月	503.00	266.68	
		小計			7,032.87	786.24	
	児童保育室	40	どんぐりクラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	平成20年11月	327.54	164.51	
		41	どんぐり小規模児童クラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	平成22年9月 (昭和44年3月)	217.24	69.30	
		42	ありんこクラブ(杉下小学校区)	平成22年6月	990.17	164.51	
		43	第二ありんこクラブ (杉下小学校区)	平成28年4月 (平成9年3月)	658.55	236.00	
		44	ひまわりクラブA(新町小学校区)	平成14年8月	299.52	168.61	
		45	ひまわりクラブB(新町小学校区)	平成22年4月 (平成8年3月)	1,779.00	65.73	
		46	ひまわりクラブC(新町小学校区)	平成22年7月 (平成5年3月)	1,808.33	283.85	
		47	なかよしクラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	平成18年3月	903.16	227.62	
		48	なかよし小規模児童クラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	平成22年7月	78.54	19.98	
		49	つくしんぼクラブ(藤小学校区)	令和2年11月	464.39	140.77	
		50	第二つくしんぼクラブ (藤小学校区)	平成22年2月	485.65	164.51	
		51	つばきやまクラブ(栄小学校区)	平成9年3月	1,041.74	173.57	
		52	もみじやまクラブ(栄小学校区)	平成6年4月	625.91	82.07	
		53	はちまんクラブ(長久保小学校区)	平成12年12月	751.10	172.22	
		54	はちまん小規模児童クラブ (長久保小学校区)	平成22年7月	83.46	19.98	
		55	第二はちまんクラブ (長久保小学校区)	平成30年10月 (平成6年12月)	330.60	71.42	
		56	たんていクラブA(南小学校区)	平成12年3月	933.88	170.86	
		57	たんてい小規模児童クラブ (南小学校区)	平成22年7月	103.76	19.98	
		58	たんていクラブB (南小学校区)	令和2年3月	691.76	120.34	
		小計			12,574.30	2,535.83	
	児童館	59	西児童館	平成14年8月	998.40	563.69	
		60	脚折児童館	昭和60年7月	1,083.24	394.17	
		61	大橋児童館	平成3年3月	931.41	477.63	
		62	上広谷児童館	昭和62年3月	1,677.79	396.00	
		小計			4,690.84	1,831.49	
	中計			42,557.35	8,362.02		
	市営住宅	市営住宅	63	新町住宅	平成16年9月	1,954.91	1,586.10
	小計			1,954.91	1,586.10		
	庁舎等	庁舎等	64	庁舎	平成2年2月	25,983.27	12,867.21
			65	若葉駅前出張所	平成25年10月 (平成16年6月)	—	—
			66	文化財整理室第一分室(事務室等)	平成2年10月 (昭和44年3月)	—	361.05
			67	文化財整理室第二分室(作業室等)	平成2年10月 (昭和44年3月)	—	204.66
			68	文化財整理室第三分室(資料展示庫)	平成2年10月 (昭和63年2月)	—	328.06
			小計			25,983.27	13,760.98
普通財産	廃止済施設	69	旧第一学校給食センター	昭和53年3月	3,277.66	1,167.50	
		70	旧第二学校給食センター	昭和59年3月	2,765.28	984.99	
		71	旧鶴ヶ島市ふれあいセンター	平成8年11月 (平成7年10月)	4,250.02	1,469.67	
		72	旧庁舎	昭和40年6月	7,470.75	1,505.21	
		73	旧若葉駅前自転車駐車場	平成30年4月 (平成5年1月)	375.40	663.80	
小計			18,139.11	5,791.17			
合計			477,332.13	144,522.41			

※竣工年月のカッコ内の数字は、建物の竣工年月を表します。

※ひまわりクラブBは複合施設として他の団体と一緒に使用しています。

※若葉駅前出張所の面積は市民活動推進センターに算入しています。

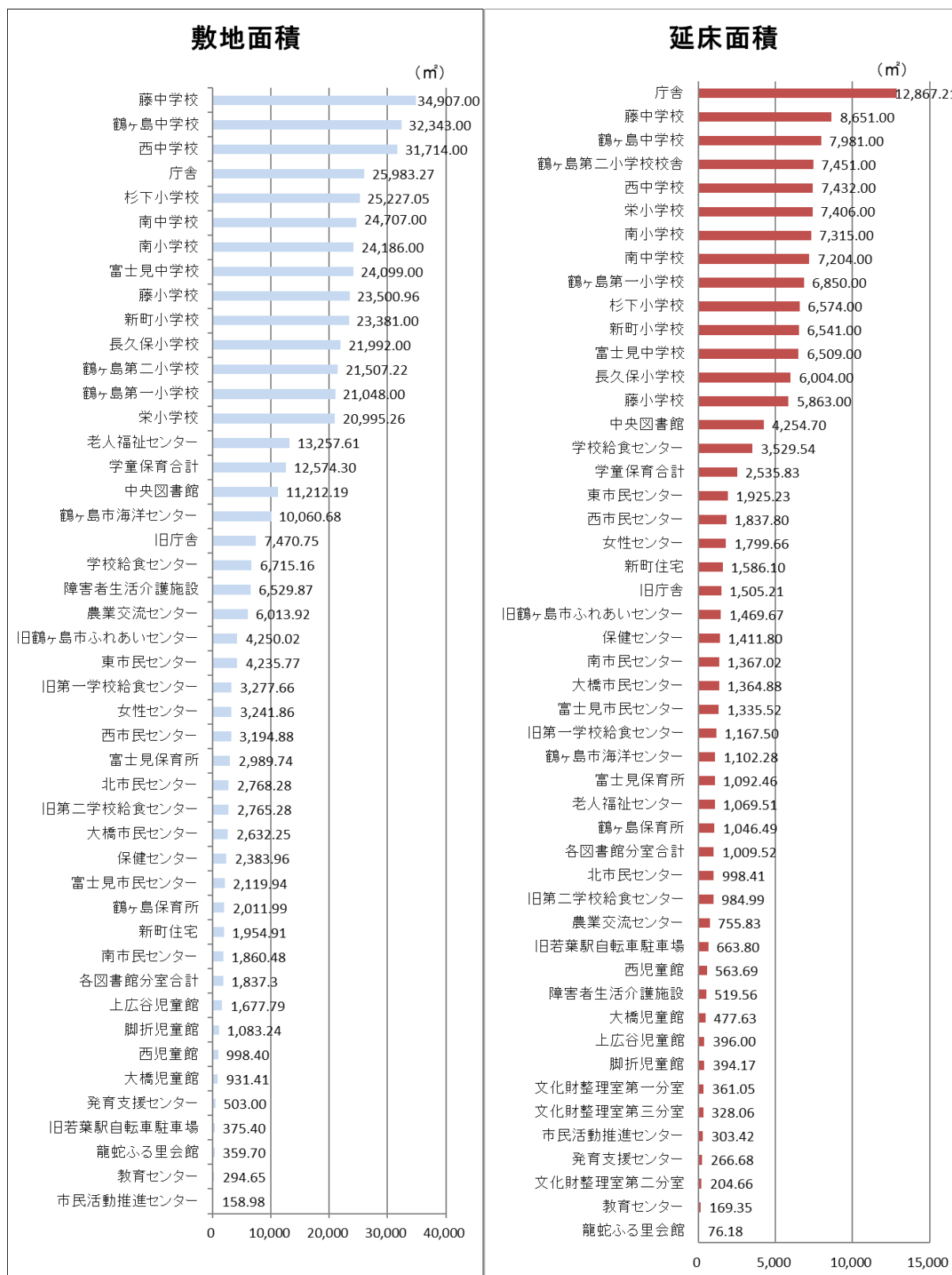
※文化財整理室は旧庁舎敷地内に存在しており、敷地面積は旧庁舎へ算入しています。



(鶴ヶ島市公共施設一覧より作成)

※表示単位未満を四捨五入しているため、表2-2と一致しません。

図2-1 施設分類別の延床面積



※延床面積の小・中学校は校舎と体育館の合計面積としています。

図2-2 施設別敷地面積・延床面積

## 2-2. 築年数

令和3（2021）年3月1日現在、建築後30年を経過した建物は、表2-3のとおり、51建築物（延床面積合計の84.9%）あり、一般的には30年を経過すると、電気・機械設備及び外壁などの大規模改修が必要になりますが、大規模改修を行っていない建物が、令和3（2021）年3月1日現在、46建築物（延床面積合計の75.0%）あり、既に、多くの施設で設備等の更新を行うべき時期を迎えています。

更に、これらの施設のうち、建築後50年以上経過している施設が7建築物（延床面積合計の10.9%）となっており、今後の公共施設のあり方について、集約や再配置等を含めた抜本的な見直しを検討する必要があります。（図2-3）

表2-3 対象施設の経過年数

令和3（2021）年3月1日現在

種別	30～35年未満	35～40年未満	40～45年未満	45年～50年未満	50年超
学校教育施設		藤小学校校舎	新町小学校校舎	鶴ヶ島第一小学校体育館	鶴ヶ島第一小学校校舎
		藤小学校体育館	新町小学校体育館	鶴ヶ島第二小学校体育館	鶴ヶ島第二小学校校舎
		南小学校校舎	杉下小学校校舎		鶴ヶ島中学校体育館
		南小学校体育館	杉下小学校体育館		
		西中学校校舎	長久保小学校校舎		
		西中学校体育館	長久保小学校体育館		
		南中学校校舎	栄小学校校舎		
		南中学校体育館	栄小学校体育館		
			鶴ヶ島中学校校舎		
			藤中学校校舎		
			藤中学校体育館		
			富士見中学校校舎		
			富士見中学校体育館		

種別	30～35年未満	35～40年未満	40～45年未満	45年～50年未満	50年超
他の施設	大橋市民センター	南市民センター	老人福祉センター		旧庁舎
	図書館大橋分室	図書館南分室	東市民センター		どんぐり小規模児童クラブ
	大橋児童館	北市民センター	図書館東分室		文化財整理室第一分室
	富士見市民センター	図書館北分室	旧第一学校給食センター		文化財整理室第二分室
	図書館富士見分室	脚折児童館			
	女性センター	鶴ヶ島海洋センター			
	障害者生活介護施設	上広谷児童館			
	庁舎	旧第二学校給食センター			
	文化財整理室第三分室				

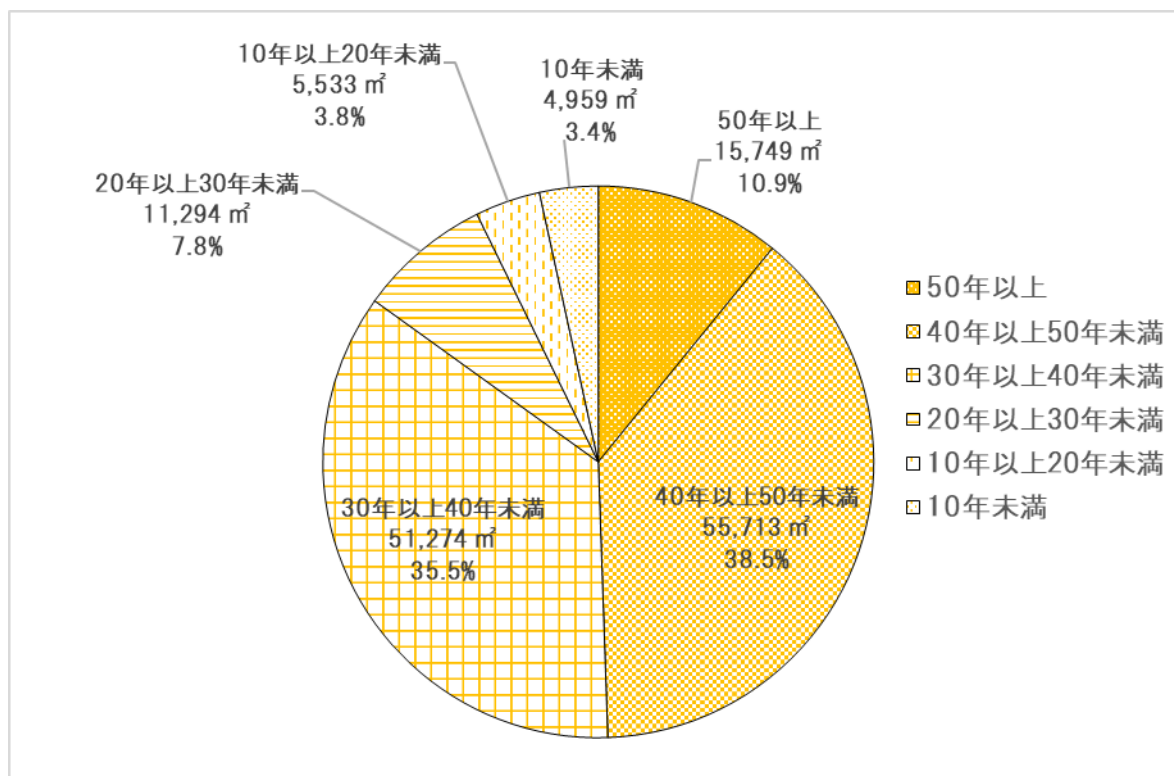


図 2 - 3 対象施設の経過年数別延床面積構成比

### 2-3. 施設保有量の推移

本市の人口が急速に増加し始めた昭和50（1975）年代には、小・中学校をはじめ、多くの公共施設を建設しました。昭和51（1976）年から昭和60（1985）年の10年間で小・中学校を含め28建築物を新設しています。中でも昭和53（1978）年、昭和54（1979）年及び昭和59（1984）年には、年間15,000㎡を超える施設を整備しましたが、近年では大規模かつ新たな公共施設の建設は減少しています。（図2-4）

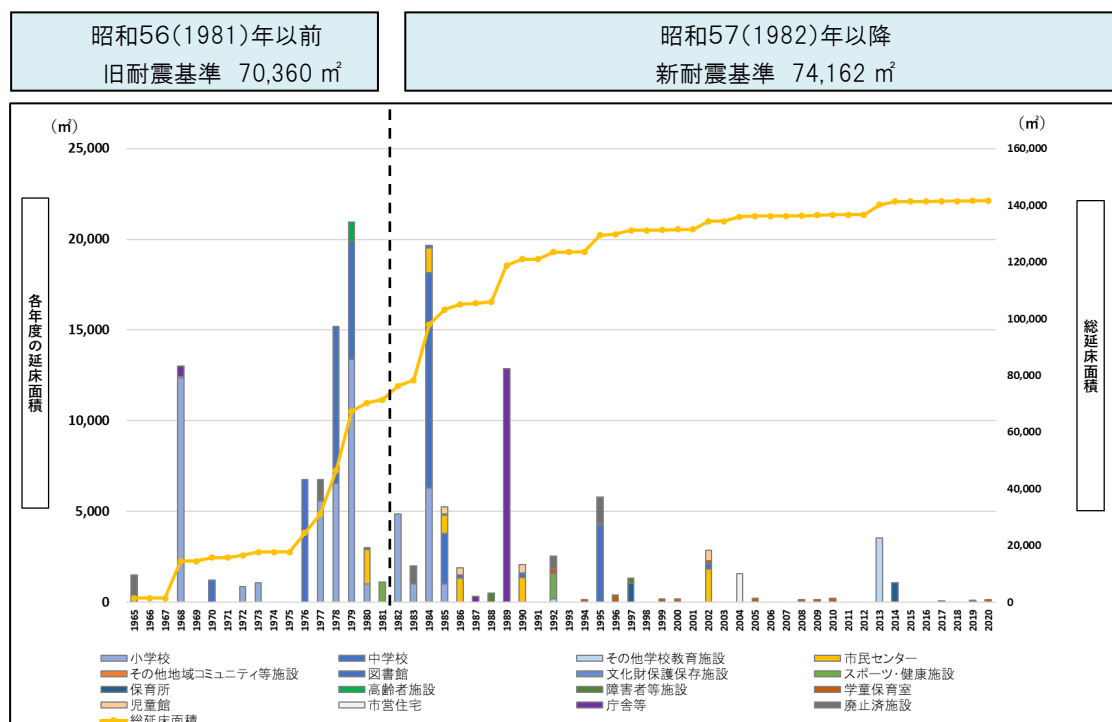


図2-4 施設整備量の推移

### 2-4. 有形固定資産減価償却率の推移

本市の有形固定資産のうち、公共施設資産及びインフラ系施設の資産の建物と工作物の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、有形固定資産減価償却率を算出します。算出することで、本市が保有する施設等が耐用年数に対して資産からどの程度経過しているかを把握し、資産の経年の程度を把握することができます。割合が大きいほど老朽化が進んでいると判断されます。

令和2（2020）年度の減価償却は全体で、表2-4のとおり75.8%と平成29（2017）年度の73.7%と比較すると、4年間で2.1ポイントの償却が進んでいることがわかります。

表2-4 有形固定資産減価償却率の推移

令和3(2021)年4月現在

年度	有形固定資産減価償却率
平成29（2017）年度	73.7%
平成30（2018）年度	73.8%
令和元（2019）年度	74.6%
令和2（2020）年度	75.8%



## 2-5. 管理運営経費

公共施設の令和元（2019）年度決算額における年間管理運営費は、約 30 億 6,318 万円で、一般会計約 220 億 424 万円で占める割合は、約 13.9%です。

施設の種類の施設管理運営費の支出を比較すると、表 2-5 のとおり運営経費が大きい「その他学校教育施設」の支出が最も大きくなっています。次いで、人件費と運営経費が大きい「スポーツ・健康施設」、人件費が大きい「保育所」の順で支出が大きくなっています。項目別にみると、運営経費は約 15 億 3,136 万円で全体の約 50.0%、人件費は約 10 億 6,754 万円で全体の約 34.8%、維持管理経費は約 3 億 8,844 万円で全体の約 12.7%、修繕経費は約 7,582 万円で全体の約 2.5%です。

収入を比較すると、使用料が得られる「市民センター」が最も多く、次いで「庁舎等」、「市営住宅」の順となっています。

1 施設当たりの平均コストは約 4,649 万円で、施設の種類のみにみると、「その他学校教育施設」が最もコストがかかっており、次いで、「スポーツ・健康施設」、「保育所」の順となっています。

表 2-5 管理運営費の内訳

種別	施設の 種類	施設数	支出（千円）				収入（千円）				収支（千円）	施設当たりの 平均収支（千円）
			人件費	運営経費	維持管理経費	修繕経費	支出計	使用料及 び手数料	その他	収入計		
学校教育 施設	小学校(体育 館を含む)	8	96,816	92,686	90,984	34,596	315,082	64	0	64	-315,018	-39,377
	中学校(体育 館を含む)	5	67,410	71,730	46,024	18,374	203,538	40	0	40	-203,498	-40,700
	その他学校 教育施設	2	76,612	516,327	699	0	593,638	7	0	7	-593,631	-296,816
地域コ ミュニ ティ等 施設	市民セン ター	6	118,389	3,996	60,662	5,809	188,856	5,381	6,470	11,851	-177,005	-29,501
	その他地域 コミュニ ティ等施設	3	43,472	2,094	19,790	4,553	69,909	966	1,300	2,266	-67,643	-22,548
学習施設	図書館(分 室含む)	1	1,700	171,823	269	0	173,792	4	756	760	-173,032	-173,032
	文化財保護 保存施設	1	1,700	0	17	0	1,717	0	0	0	-1,717	-1,717
健康保健 施設	スポーツ・ 健康施設	2	119,478	310,845	15,954	831	447,108	1,564	973	2,537	-444,571	-222,286
福祉施設	保育所	2	357,569	65,615	14,136	4,018	441,338	0	0	0	-441,338	-220,669
	高齢者施設	1	1,700	27,138	45	0	28,883	0	0	0	-28,883	-28,883
	障害者等施 設	2	49,825	8,528	45	0	58,398	0	0	0	-58,398	-29,199
	学童保育室	19	19,890	182,175	1,200	248	203,513	0	0	0	-203,513	-10,711
	児童館	4	17,674	49,776	8,073	16	75,539	3	975	978	-74,561	-18,640
市営住宅	市営住宅	1	1,700	0	26,436	0	28,136	7,977	0	7,977	-20,159	-20,159
庁舎等	庁舎等	3	93,611	28,631	103,075	7,384	232,701	976	10,499	11,475	-221,226	-73,742
普通財産	廃止済施設	5	0	0	1,035	0	1,035	3,074	0	3,074	2,039	408
合計			1,067,546	1,531,364	388,444	75,829	3,063,183	20,056	20,973	41,029	-3,022,154	-46,495

※各項目の数値については四捨五入しているため、合計金額等が一致しない場合があります。

※各費用は、原則として公会計における仕訳情報に基づいて集計しています。

※施設数について、小・中学校（校舎・体育館）、図書館（中央図書館・分室）、文化財整理室（文化財整理室第一・第二・第三分室）は1つの施設としてカウントしています。

※運営経費については、施設に紐づいている事業の運営経費を計上しています。

※維持管理経費は、原則として施設を維持管理するための保守料などのランニングコストのうち、土地賃借料を除いたものを計上しています。

※費用の中に借地料は含まれていません（土地建物を含めて賃借するものを除く）。

※修繕経費は、施設の修繕費用、施設の維持に必要なと思われる備品等の修繕費用を計上しています。

※小学校、中学校、市民センター、保育所、学童保育室については、施設類型ごとに費用を集計し、費用按分しています。

※図書館分室に係る費用は、中央図書館に計上しています。

※児童館が併設されている市民センターについては、市民センター、児童館に費用を按分しています。



表2-6のとおり不特定多数の市民が利用する施設の運営コストを、利用者1人、1日当たりでみると、最も高い施設は保健センター、次いで農業交流センターの順で、最も低い施設は鶴ヶ島海洋センター、西市民センターの順です。

学校や保育所等の利用者が限定される施設については、最も高い施設は保育所で、鶴ヶ島保育所、富士見保育所の順で、最も低い施設は発育支援センター、障害者生活介護施設の順です。

**表2-6 利用者1人、1日当たりの施設運営コスト**

不特定多数の市民が利用する施設（全18施設）

（円/人・日）

順位	高い		低い	
	施設名	金額	施設名	金額
1	保健センター	139.36	鶴ヶ島海洋センター	0.64
2	農業交流センター	9.45	西市民センター	0.95
3	若葉駅前出張所	5.76	南市民センター	1.16
4	中央図書館	3.16	東市民センター	1.19
5	脚折児童館	2.72	富士見市民センター	1.25
6	市民活動推進センター	2.45	老人福祉センター	1.27
7	女性センター	2.34	北市民センター	1.38
8	大橋児童館	2.01	大橋市民センター	1.49
9	西児童館	1.78	上広谷児童館	1.63
10	上広谷児童館	1.63	西児童館	1.78

利用者が限られる施設（全34施設）

（円/人・日）

順位	高い		低い	
	施設名	金額	施設名	金額
1	鶴ヶ島保育所	4,930.30	発育支援センター	46.22
2	富士見保育所	4,318.50	障害者生活介護施設	86.30
3	第二ありんこクラブ（杉下小学校区）	1,478.22	藤小学校	219.18
4	たんていクラブA（南小学校区）	1,374.63	杉下小学校	238.98
5	新町住宅	1,284.42	藤中学校	241.76
6	第二はちまんクラブ（長久保小学校区）	801.18	新町小学校	251.23
7	ひまわりクラブC（新町小学校区）	757.40	鶴ヶ島第一小学校	262.18
8	はちまんクラブ（長久保小学校区）	747.18	鶴ヶ島中学校	273.75
9	つくしんぼクラブ（藤小学校区）	723.44	長久保小学校	277.41
10	ひまわりクラブA（新町小学校区）	677.48	南小学校	296.35

庁舎

（円/人・日）

順位	施設名	金額
1	庁舎	5.61

※金額は、それぞれの施設経費（令和元（2019）年度の管理運営費）を利用人数で割り、さらに1年間365

日で割った数字です。庁舎は利用人数でなく本市の人口で割っています。

※龍蛇ふる里会館及び文化財整理室第一分室から第三分室は除きます。

※各図書館分室は、中央図書館に含まれます。

※たんてい小規模クラブは、たんていクラブAに含まれます。

※はちまん小規模クラブは、はちまんクラブに含まれます。

## 2-6. 借地の状況

表2-7のとおり公共施設の施設用地の状況は、令和2（2020）年3月31日現在、全体面積が515,071㎡、そのうち、借地が109,645㎡で21.29%となっています。

本来、公共施設は市有地に建設すべきですが、設置時の事情や近年の駐車場のニーズの高まりなどにより、やむを得ず借地が多い状況となっています。徐々に買取りを進めた結果、平成18（2006）年3月31日には136,247.65㎡だった借地が26,602.65㎡減少しています。

令和2（2020）年3月31日現在、施設用地の全てを借りているのが、南市民センター、北市民センター、図書館南分室、図書館北分室、脚折児童館、市民農園、老人福祉センター、障害者生活介護施設、つばきやまクラブ（栄小学校区）、もみじやまクラブ（栄小学校区）の10施設、48,319㎡、敷地の一部が借地となっているのは、庁舎をはじめ20施設で61,326㎡となっています。

借地全体の109,645㎡に占める種別ごとの割合は、学校教育施設が18,356㎡で約16.7%、地域コミュニティ等施設が32,310㎡で約29.5%、学習施設が3,397㎡で約3.1%、健康保健施設が8,249㎡で約7.5%、福祉施設が23,196㎡で約21.1%、庁舎等は24,136㎡で約22.0%となっています。

種別ごとの敷地全体のうち借地の占める割合は、学校教育施設が全体で336,805㎡のうち借地が18,356㎡で約5.4%、地域コミュニティ等施設が全体で52,502㎡のうち借地が32,310㎡で約61.5%、学習施設が全体で15,521㎡のうち借地が3,397㎡で約21.8%、健康保健施設が全体で13,971㎡のうち借地が8,249㎡で約59.0%、福祉施設が全体で43,426㎡のうち借地が23,196㎡で約53.4%、庁舎等が全体で32,751㎡のうち借地が24,136㎡で約73.6%となっています。これらの土地・建物の年間の賃借料の総額は、約9,460万円となっています。

表 2-7 借地一覧 (1/2)

令和 2 (2020) 年 3 月 31 日現在

種別	No.	施設名称	施設面積 m <sup>2</sup>			借地面積 m <sup>2</sup>			比率	賃借料 (年) 円
			敷地面積	駐車場面積	合計	敷地分	駐車場分	合計		
学校教育 施設	1	鶴ヶ島第一小学校校舎	21,048	0	21,048	0	0	0	0.00%	0
		鶴ヶ島第一小学校体育館								
	2	鶴ヶ島第二小学校校舎	21,507	0	21,507	10,839	0	10,839	50.39%	24,175,919
		鶴ヶ島第二小学校体育館								
	3	新町小学校校舎	23,381	0	23,381	0	0	0	0.00%	0
		新町小学校体育館								
	4	杉下小学校校舎	25,227	0	25,227	7,328	0	7,328	29.05%	4,221,264
		杉下小学校体育館								
	5	長久保小学校校舎	21,992	0	21,992	0	0	0	0.00%	0
		長久保小学校体育館								
	6	栄小学校校舎	20,995	0	20,995	0	0	0	0.00%	0
		栄小学校体育館								
	7	藤小学校校舎	23,501	0	23,501	0	0	0	0.00%	0
		藤小学校体育館								
	8	南小学校校舎	24,186	0	24,186	0	0	0	0.00%	0
	南小学校体育館									
9	鶴ヶ島中学校校舎	32,343	0	32,343	0	0	0	0.00%	0	
	鶴ヶ島中学校体育館									
10	藤中学校校舎	34,907	0	34,907	0	0	0	0.00%	0	
	藤中学校体育館									
11	富士見中学校校舎	24,099	0	24,099	0	0	0	0.00%	0	
	富士見中学校体育館									
12	西中学校校舎	31,714	0	31,714	0	0	0	0.00%	0	
	西中学校体育館									
13	南中学校校舎	24,707	0	24,707	0	0	0	0.00%	0	
	南中学校体育館									
14	学校給食センター	6,715	0	6,715	0	0	0	0.00%	0	
15	教育センター	295	189	483	0	189	189	39.03%	126,771	
地域コ ミュニ ティ等 施設	16	東市民センター	4,236	1,605	5,840	0	1,605	1,605	27.47%	1,213,040
	17	西市民センター	3,195	969	4,164	0	969	969	23.27%	1,259,835
	18	南市民センター	1,860	1,056	2,916	1,860	1,056	2,916	100.00%	2,015,831
	19	北市民センター	2,768	0	2,768	2,768	0	2,768	100.00%	1,524,431
	20	大橋市民センター	2,632	1,338	3,970	0	435	435	10.96%	274,248
	21	富士見市民センター	2,120	841	2,961	0	841	841	28.41%	2,178,795
	22	女性センター	3,242	856	4,098	2,308	856	3,164	77.21%	2,126,472
	23	農業交流センター (市民農園)	6,014	0	6,014	0	0	0	0.00%	0
	24	市民活動推進センター	18,427	1,185	19,612	18,427	1,185	19,612	100.00%	2,558,924
学習施設	25	中央図書館	11,212	1,408	12,620	1,086	1,408	2,494	19.76%	1,466,472
	26	図書館東分室	223	84	307	0	84	84	27.47%	63,844
	27	図書館西分室	499	151	651	0	151	151	23.27%	196,849
	28	図書館南分室	207	117	324	207	117	324	100.00%	223,981
	29	図書館北分室	160	0	160	160	0	160	100.00%	88,373
	30	図書館大橋分室	486	247	733	0	80	80	10.96%	50,630
	31	図書館富士見分室	262	104	366	0	104	104	28.41%	269,289
	32	龍蛇ふる里会館	360	0	360	0	0	0	0.00%	0
健康保健 施設	33	鶴ヶ島海洋センター	10,061	0	10,061	6,723	0	6,723	66.82%	14,433,852
	34	保健センター	2,384	1,526	3,910	0	1,526	1,526	39.03%	1,025,697

(鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画より作成)

※表 2-2 鶴ヶ島市公共施設一覧の敷地面積には、建物敷地外の駐車場、市民農園は記載されていません。

※市民農園は総合管理計画の対象施設ではありませんが、農業交流センターに付随する敷地として借地面積に算入しています。

表 2-7 借地一覧 (2/2)

令和 2 (2020) 年 3 月 31 日現在

種別	No.	施設名称	施設面積 m <sup>2</sup>			借地面積 m <sup>2</sup>			比率	賃借料 (年) 円
			敷地面積	駐車場面積	合計	敷地分	駐車場分	合計		
福祉施設	35	鶴ヶ島保育所	2,012	0	2,012	0	0	0	0.00%	0
	36	富士見保育所	2,990	0	2,990	0	0	0	0.00%	0
	37	老人福祉センター	13,258	0	13,258	13,258	0	13,258	100.00%	5,332,739
	38	障害者生活介護施設	6,530	0	6,530	6,530	0	6,530	100.00%	2,626,573
	39	発育支援センター	503	0	503	0	0	0	0.00%	0
	40	どんぐりクラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	328	0	328	0	0	0	0.00%	0
	41	どんぐり小規模児童クラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	217	0	217	109	0	109	50.40%	244,201
	42	ありんこクラブ (杉下小学校区)	990	0	990	0	0	0	0.00%	0
	43	第二ありんこクラブ (杉下小学校区)	659	0	659	0	0	0	0.00%	0
	44	ひまわりクラブA (新町小学校区)	300	91	390	0	91	91	23.27%	118,110
	45	ひまわりクラブB (新町小学校区)	1,779	0	1,779	0	0	0	0.00%	0
	46	ひまわりクラブC (新町小学校区)	1,808	0	1,808	0	0	0	0.00%	0
	47	なかよしクラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	903	0	903	0	0	0	0.00%	0
	48	なかよし小規模児童クラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	79	0	79	0	0	0	0.00%	0
	49	つくしんぼクラブ (藤小学校区)	464	0	464	0	0	0	0.00%	0
	50	第二つくしんぼクラブ (藤小学校区)	486	0	486	0	0	0	0.00%	0
	51	つばきやまクラブ (栄小学校区)	1,042	0	1,042	1,042	0	1,042	100.00%	756,048
	52	もみじやまクラブ (栄小学校区)	626	0	626	626	0	626	100.00%	449,784
	53	はちまんクラブ (長久保小学校区)	751	0	751	0	0	0	0.00%	0
	54	はちまん小規模児童クラブ (長久保小学校区)	83	0	83	0	0	0	0.00%	0
	55	第二はちまんクラブ (長久保小学校区)	331	0	331	—	—	—	—	—
	56	たんていクラブA (南小学校区)	934	0	934	0	0	0	0.00%	0
	57	たんてい小規模児童クラブ (南小学校区)	104	0	104	0	0	0	0.00%	0
	58	たんていクラブB (南小学校区)	692	0	692	0	0	0	0.00%	0
	59	西児童館	998	303	1,301	0	303	303	23.27%	393,698
	60	脚折児童館	1,083	0	1,083	1,083	0	1,083	100.00%	596,516
	61	大橋児童館	931	474	1,405	0	154	154	10.96%	97,042
	62	上広谷児童館	1,678	0	1,678	0	0	0	0.00%	0
市営住宅	63	新町住宅	1,955	0	1,955	—	—	—	—	—
庁舎等	64	庁舎	25,983	6,768	32,751	17,368	6,768	24,136	73.70%	24,489,372
	65	若葉駅前出張所	—	—	—	—	—	—	—	—
	66	文化財整理室第一分室 (事務室等)	—	—	—	—	—	—	—	—
	67	文化財整理室第二分室 (作業室等)	—	—	—	—	—	—	—	—
	68	文化財整理室第三分室 (資料展示庫)	—	—	—	—	—	—	—	—
普通財産	69	旧第一学校給食センター	3,278	0	3,278	0	0	0	0.00%	0
	70	旧第二学校給食センター	2,765	0	2,765	0	0	0	0.00%	0
	71	旧鶴ヶ島市ふれあいセンター	4,250	0	4,250	0	0	0	0.00%	0
	72	旧庁舎	7,471	0	7,471	0	0	0	0.00%	0
	73	旧若葉駅自転車駐車場	375	0	375	0	0	0	0.00%	0
合計		495,759	19,312	515,071	91,722	17,923	109,645	21.29%	94,598,600	

(鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画より作成)

※「市民活動推進センター・若葉駅前出張所(民間商業施設建物内賃貸借施設)」、「第二はちまんクラブ(民間住宅賃貸借施設)」、「新町住宅(県住宅供給公社建物土地賃貸借施設)」は、市有の建物・土地ではない施設であるため、借地面積を除いています。

※同一敷地内もしくは併設建物にある施設の各面積及び賃借料は、延床面積により按分して算出しています。

※「どんぐりクラブ」、「ありんこクラブ」の敷地の賃借料は、学校の賃借料に含まれています。

※「つくしんぼクラブ」は、令和 2 (2020) 年 11 月に藤小学校の敷地内に建替えを実施し、令和 3 (2021) 年 3 月末をもって借地を返還する予定であるため、最新の状況(令和 3 (2021) 年 3 月 31 日時点)の記載としています。

※「文化財整理室の 3 施設」は、旧庁舎の敷地面積に参入しています。

## ※ 2-7. 本市の財政状況（普通会計）

### 2-7-1. 決算状況の推移

本市の歳入・歳出決算額は、表2-8のとおり平成25（2013）年度に200億円を超え、年によって増減はあるものの、緩やかな増加傾向にありましたが、令和2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の関連経費などにより、前年度に比べ歳入が39.6%の増額、歳出が41.0%の増額となり、歳入、歳出ともに過去最大となりました。

歳入の状況をみると、本市の財政の根幹となる一般財源である市税収入は、100億円程度で推移していますが、今後、少子高齢化の進展とともに、市税収入の減少傾向は強まるものと予想されます。同じ一般財源である地方交付税も、制度の見直しや景気の動向により交付額が左右されるため、長期的に増額を見込むことは厳しいものと考えられます。

一方、歳出の状況をみると、社会保障に係る扶助費は、高齢化の進行とともに大きく伸びており、今後、団塊の世代が後期高齢者の年齢に達することに伴い、医療・介護などの社会保障関連経費の更なる増大が見込まれます。公共施設の新設や大規模な改修等に充てた普通建設事業費は、平成5（1993）年度の42億8,539万円から、令和2（2020）年度は20億9,063万円と、1/2以下に大幅に削減しています。

歳出の構成比をみると、平成5（1993）年度が人件費18.8%、扶助費4.4%、公債費6.6%、普通建設事業費27.2%、物件費11.5%、維持補修費2.2%、補助費等が16.5%となっており、令和2（2020）年度が人件費11.6%、扶助費19.1%、公債費5.5%、普通建設事業費6.7%、物件費10.5%、維持補修費0.7%、補助費等が34.0%となっています。

令和2（2020）年度に、特別給付金給付事業等により大幅に増となった補助費等を除けば、扶助費の構成比が大きく伸びています。（図2-5）

※普通会計は、一般会計、一本松土地区画整理事業特別会計及び若葉駅西口土地区画整理事業特別会計の合算です。

表2-8 歳入歳出決算状況の推移（平成5（1993）年度から令和2（2020）年度）

（単位 千円）

歳入	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和2年度
市税	9,142,141	9,573,502	8,806,244	10,294,274	9,661,479	10,066,114	10,097,691
うち市民税	5,169,920	4,686,374	3,854,994	4,986,029	4,519,822	4,770,103	4,659,056
うち固定資産税	3,231,697	4,011,914	4,039,493	4,312,524	4,010,159	4,184,688	4,293,904
地方譲与税	409,150	178,793	197,682	194,686	154,026	158,307	162,710
地方交付税	1,425,826	2,212,595	1,572,292	755,953	1,573,083	1,468,783	1,656,426
各種交付金	404,562	788,626	1,107,519	892,862	799,587	1,384,609	1,634,457
国県支出金	1,585,194	1,960,254	2,018,618	3,050,576	4,197,298	4,388,049	13,193,454
市債	1,190,400	956,800	2,172,800	1,097,930	2,921,350	1,582,011	1,689,087
その他	2,221,927	2,078,999	2,230,763	2,902,246	2,339,803	3,134,956	3,757,609
①経常一般財源小計	10,807,301	11,993,963	12,276,158	12,001,433	12,515,377	13,248,902	13,580,325
その他一般財源小計	5,571,899	5,755,606	5,829,760	7,187,094	9,131,249	8,933,927	18,611,109
合計	16,379,200	17,749,569	18,105,918	19,188,527	21,646,626	22,182,829	32,191,434
歳出	平成5年度	平成10年度	平成15年度	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和2年度
人件費	2,968,207	3,684,780	3,672,556	3,656,033	3,878,722	3,657,784	3,593,100
扶助費	692,748	1,088,819	1,540,005	2,398,848	4,054,979	5,360,779	5,934,073
公債費	1,039,420	1,606,041	1,691,013	1,740,730	1,527,252	1,744,513	1,706,269
普通建設事業費	4,285,390	3,148,467	2,333,806	1,073,275	3,637,369	1,420,088	2,090,631
物件費	1,819,768	2,333,365	2,600,790	2,364,233	2,412,765	2,591,602	3,249,387
維持補修費	345,892	271,020	204,279	166,129	160,021	262,596	226,986
補助費等	2,609,677	2,845,134	3,130,766	2,826,625	2,590,369	2,718,875	10,546,865
積立金・投資及び 出資金・貸付金	1,303,082	352,965	480,341	1,372,510	314,938	1,053,218	1,666,357
繰出金	712,780	1,386,073	1,543,981	1,876,730	1,979,355	2,397,325	1,974,044
②経常的経費小計	7,283,198	10,096,871	10,521,047	11,104,171	11,717,427	12,388,043	12,672,193
合計	15,776,964	16,716,664	17,197,537	17,475,113	20,555,770	21,206,780	30,987,712
①-②	3,524,103	1,897,092	1,755,111	897,262	797,950	860,859	908,132

## 2-7-2. 経常一般財源と経常的経費との差額

市税、地方交付税、地方譲与税等が経常一般財源となりますが、この経常一般財源によって賄わなければならない人件費、扶助費、物件費、補助費等、公債費（起債の償還費用）等の経常的経費との差額が、施設や道路、公園等の新設、更新・改修費（投資的経費）及び一般財源を充当する新規の政策的経費に充てることが可能な財源となります。

本市の経常一般財源とこれにより賄わなければならない経常的経費との差額は、平成5（1993）年度の35億2,410万円から、令和2（2020）年度は、9億813万円で大規模な減額となっており、今後もこうした状況は、更に進むものと考えています。（図2-6）

このような限られた財源の中、公共施設・インフラ系施設の老朽化対策に取り組む必要があり、将来にわたって持続可能で最適な管理運営を実現するためには、中長期的な視点で公共施設等に係る費用の削減や平準化に取り組む必要があります。

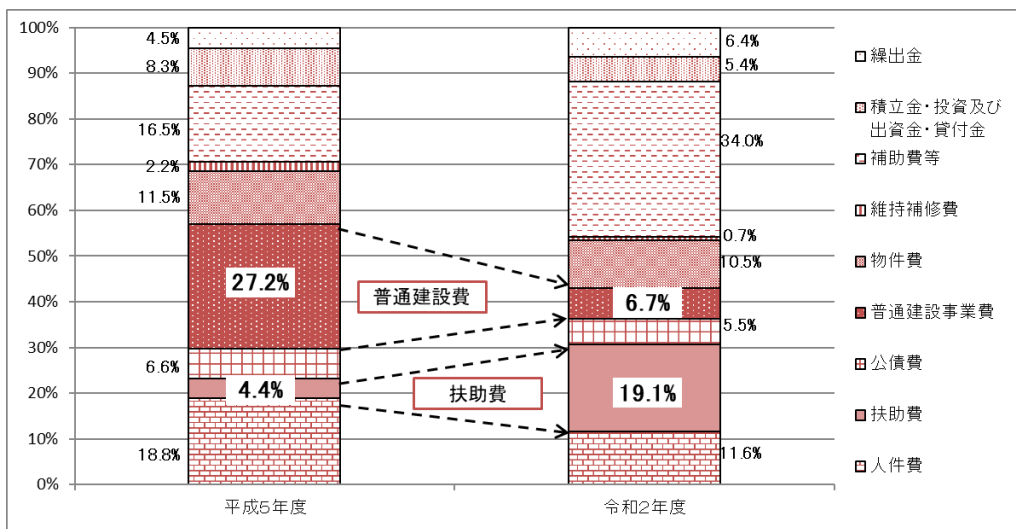


図2-5 目的別歳出決算状況の推移（平成5（1993）年度から令和2（2020）年度）

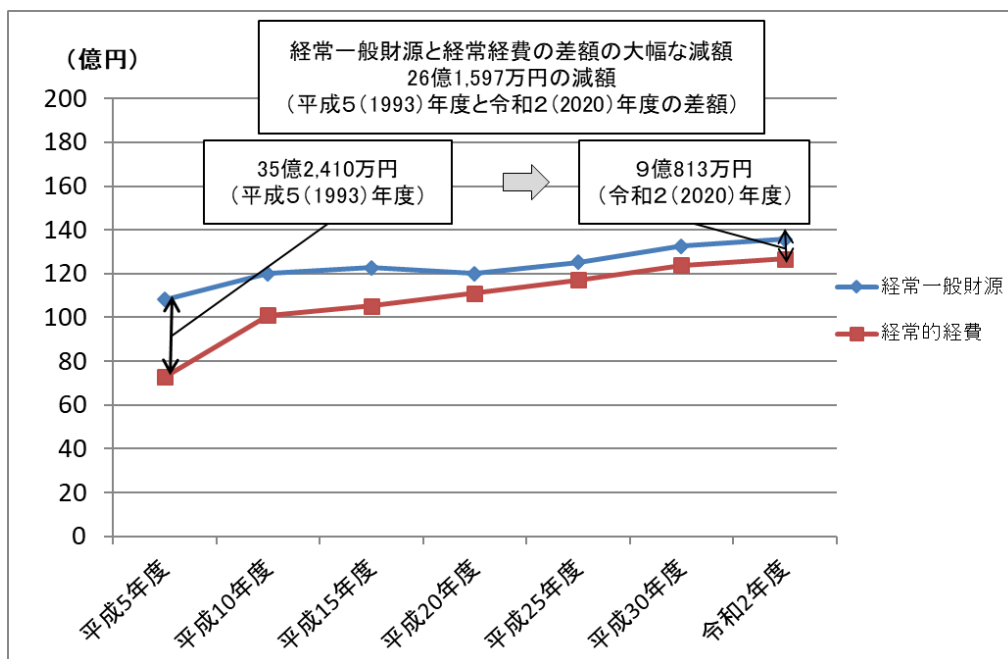


図2-6 経常一般財源と経常的経費との差額

## 2-8. 人口推移

### 2-8-1. 人口・世帯数の推移

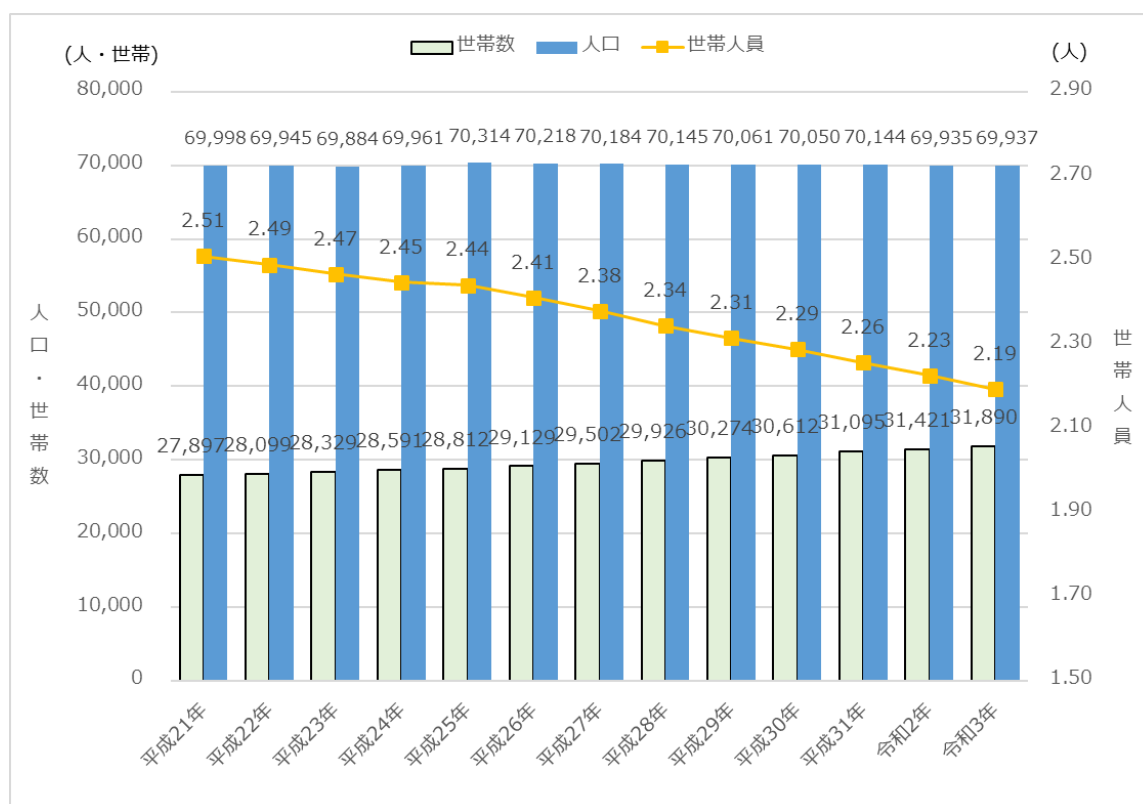
本市の人口は、昭和 41（1966）年 4 月 1 日の町制施行時 9,969 人であったものが、昭和 50（1975）年に 19,752 人、昭和 60（1985）年に 46,879 人、平成 7（1995）年に 65,158 人、平成 17（2005）年に 69,173 人、平成 27（2015）年に 70,184 人、令和 3（2021）年に 69,937 人と約 7 倍に増加しています。

昭和 55（1980）年度から昭和 60（1985）年度にかけての人口増加率（国勢調査における人口）は、37.8%で、県内 1 位、全国でも有数の人口増加都市でした。

その後、平成 3（1991）年度の 1,358 人の増加を境に 1,000 人以上の人口増加はなくなりましたが、緩やかな人口増加は続き、令和 3（2021）年 1 月 1 日現在、本市の人口は 69,937 人となっており、近年は、ほぼ横ばいの状況が続いています。

昭和後期の急激な人口増加は、その多くが転入者によるものでした。当時の若い世代が一気に増加したことで、特定の年齢層が多い、偏った人口構成となり、そのことが全国と比較しても急速な少子高齢化が進行している一因となっています。

また、世帯数は、平成 21（2009）年以降、毎年 200 世帯以上増加していますが、一世帯当たりの人員（世帯人数）は一貫して減少していることから、核家族や単身世帯の増加が進んでいるものと推測されます。（図 2-7）



（出典：埼玉県町（丁）字別人口調査）

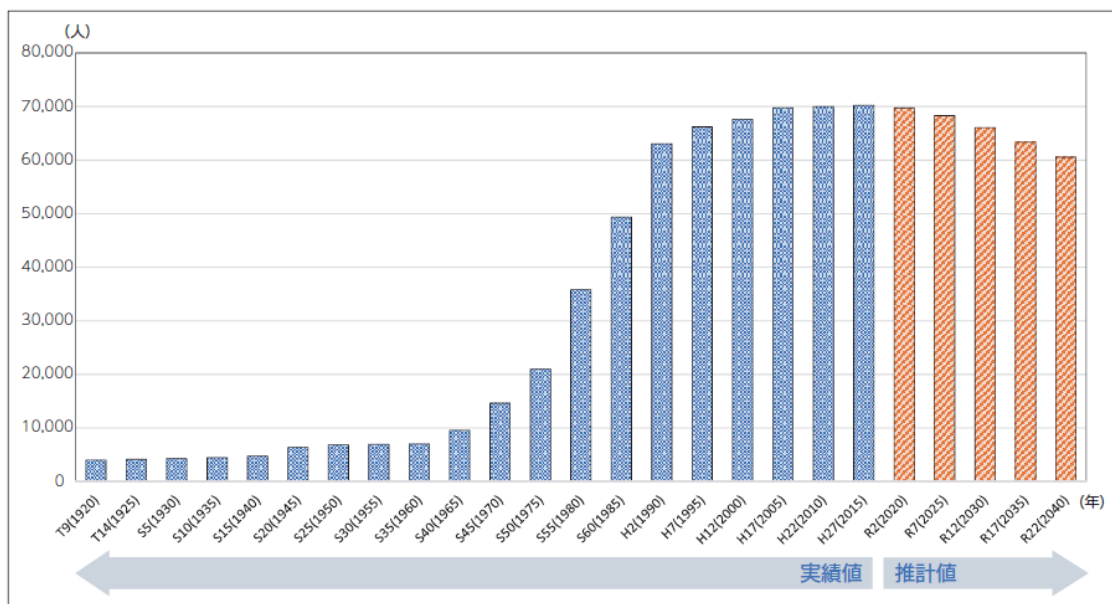
図 2-7 人口・世帯数の推移



## 2-8-2. 将来人口の見通し

本市の人口は、老年人口（65歳以上の人口）の割合は増加し続ける一方、生産年齢人口（15～64歳の人口）と年少人口（0～14歳の人口）の割合は減少し続ける見込みで、少子高齢化に加えて、一貫して人口が減少するものと予想されています。（図2-8・図2-9）

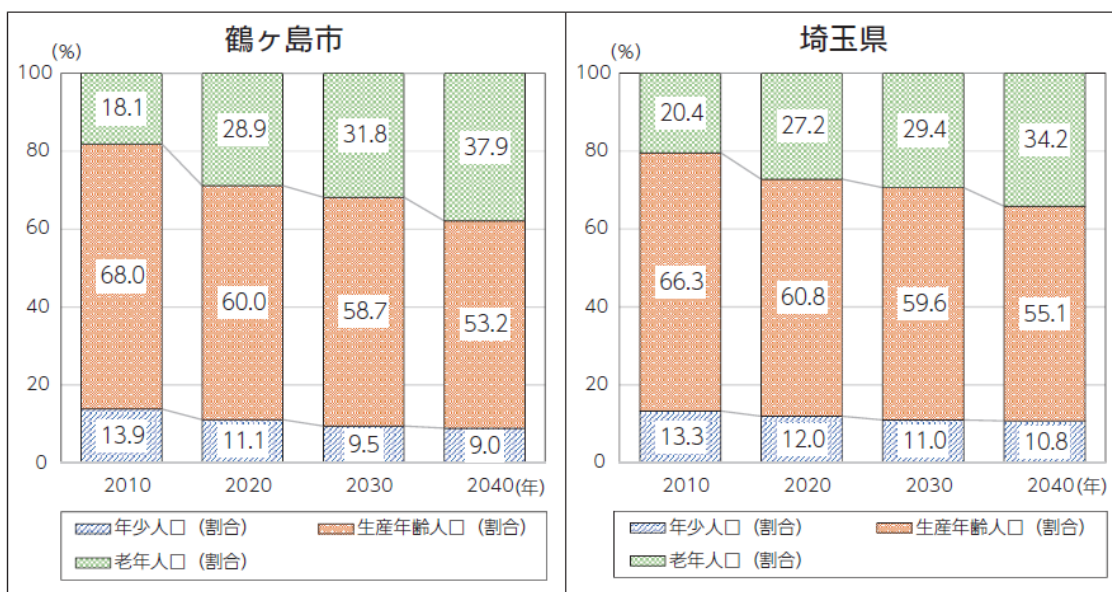
公共施設のあり方を考えるうえで、これまで経験したことのない、こうした社会構造の急激な変化と、それに伴う市民ニーズの変化に的確に対応していかなければならず、今後の行政の最重点課題となると考えています。



（出典：第6次鶴ヶ島市総合計画）

※平成27（2015）年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、令和2（2020）年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30（2018）年3月公表）に基づく推計値です。

図2-8 鶴ヶ島市の人口の推移



（出典：第6次鶴ヶ島市総合計画）

図2-9 年齢3区分別人口割合の推移（鶴ヶ島市と埼玉県の比較）



## **2-9. 保育所入所人数、児童・生徒数**

### **2-9-1. 保育所入所人数**

保育所の入所の対象となる就学前児童数は、昭和 63 (1988) 年度が 4,630 人、平成 10 (1998) 年度が 3,856 人、平成 20 (2008) 年度が 4,068 人、平成 25 (2013) 年度が 3,502 人、令和 3 (2021) 年度が 2,821 人と 33 年間で約 39%減少しています。

しかし、少子化により就学前児童数は減少しているものの保育所入所人数は、昭和 63 (1988) 年度が 356 人、平成 10 (1998) 年度が 481 人、平成 20 (2008) 年度が 885 人、平成 25 (2013) 年度が 1,000 人、令和 3 (2021) 年度が 1,103 人と 33 年間で約 3.1 倍に増加しており、保育所への入所を希望する児童の割合は非常に高くなっていますが、国定義※による待機児童は、民間保育所の開設などにより、近年では 0 人となっています。

今後も女性の社会進出の進展、就業の拡大をはじめとする社会経済情勢の変化から、保育所への入所人数は高水準が続くものと推計しています。

また、保育所の運営主体については、昭和 63 (1988) 年度は、公立保育所 3 園と川越市との協定に基づく公立保育所 1 園の入所人数 269 人、民間保育所 2 園の入所人数 87 人に対し、令和 3 (2021) 年度は、公立保育所 2 園と川越市との協定に基づく公立保育所 1 園の入所人数 272 人、民間保育所 16 園の入所人数 831 人と、保育所数、入所人数ともに民間によるものが大幅に増えています。

※国定義では、次の場合等には待機児童としないこととします。

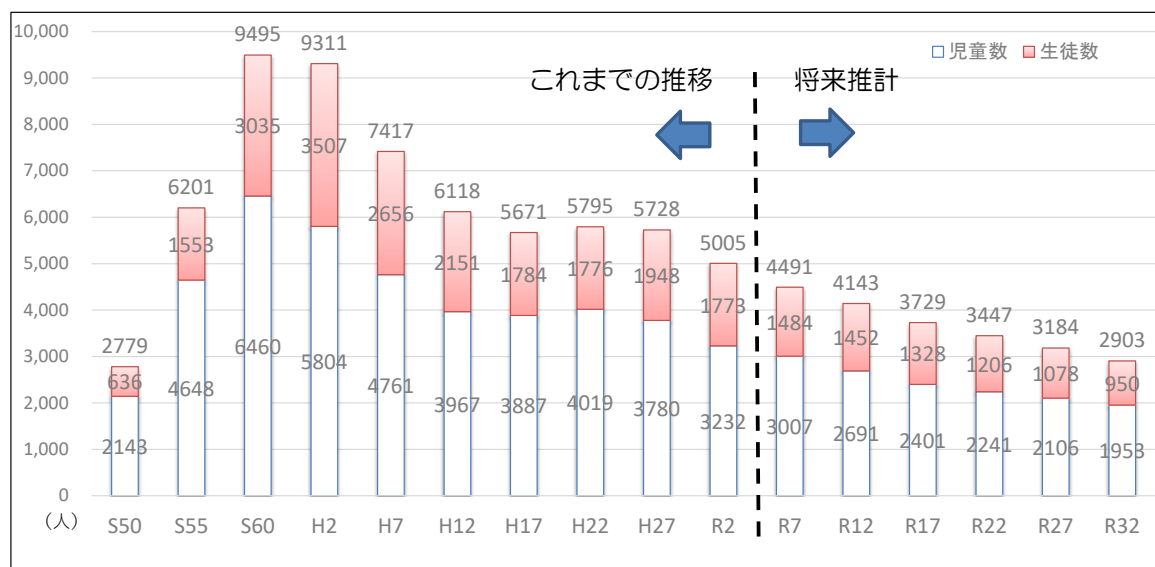
- ・家庭保育室など保育所以外で適切な保育を受けている場合。
- ・他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し待機している場合。
- ・保育所に現在入所しているが、第 1 希望の保育所でない等により転園希望をしている場合。

## 2-9-2. 児童・生徒数

小・中学校については、人口急増期の昭和40（1965）年代から昭和60（1985）年代にかけて、増改築、新築を相当数実施し、小学校数は2校から8校に、中学校数は1校から5校に大幅に増加しています。

小学校の児童数・学級数については、昭和48（1973）年度の1,588人、42学級が、児童数は昭和60（1985）年度の6,460人、4.07倍、学級数は昭和63（1988）年度の175学級、4.17倍がピークとなっています。令和3（2021）年5月1日現在、それぞれ3,133人、ピーク時の48.5%、119学級、68.0%まで減少しており、今後も少子化と人口年齢構成の変動により、こうした傾向は続くものと考えています。

次に、中学校の生徒数・学級数については、昭和48（1973）年度の509人、13学級が、生徒数は、昭和63（1988）年度の3,702人、7.27倍、学級数は平成2（1990）年度の94学級、7.23倍がピークとなっています。令和3（2021）年5月1日現在、それぞれ1,754人、ピーク時の47.4%、61学級、64.9%まで減少しており、今後も小学校と同様に減少傾向は続くものと考えています。（図2-10）



（教育委員会提供資料より作成）

図2-10 児童・生徒数の推計

## 2-10. 貸し出しを行っている公共施設の部屋の稼働率

平成30(2018)年8月から令和元(2019)年7月における貸し出しを行っている公共施設の部屋の稼働率の合算は、表2-9のとおり鶴ヶ島海洋センター(体育館のみ)が59.8%、大橋市民センターが46.6%となっています。その他は18.8%から37.0%となっており、特に女性センター、農業交流センター、中央図書館は20%前後となっています。

諸室別では、各市民センターの集会室(フロア)は、表2-10のとおり60%前後と高くなっています。また、女性センターの中で他の施設にない軽運動室は、52.4%と高くなっています。一方、類似の施設(機能)が比較的近接している調理実習室は、低い稼働率となっています。

本市は17.73k㎡(東西約7.3km、南北約4.3km)の中に市民センターが6館あり、女性センター、農業交流センターなどが近接していることが稼働率の低さに表れているものと考えられ、今後施設の適正配置を再検討しなければならない状況となっています。

公共施設のあり方は、形式的な施設の稼働率だけでなく、施設の設置目的や役割、防災機能の確保や今後の市の事業展開の見通しなども含め総合的に判断しなければなりません。今後は、公共施設の利用の変化による、施設機能の見直しについても検討する必要があると考えられます。

表2-9 施設の稼働率

平成30(2018)年8月から令和元(2019)年7月

種別	施設の種類	施設名称	稼働率
地域コミュニティ等施設	市民センター	東市民センター	28.4%
		西市民センター	28.4%
		南市民センター	34.1%
		北市民センター	37.0%
		大橋市民センター	46.6%
		富士見市民センター	36.3%
	その他	女性センター	21.1%
		農業交流センター	22.0%
学習施設	図書館	中央図書館	18.8%
健康保健施設	スポーツ・健康施設	鶴ヶ島海洋センター(体育館のみ)	59.8%

(鶴ヶ島市公共施設実態把握調査報告書より作成)

※稼働率は、開館時間に対して貸出部屋等が使用されている時間を割合で算出しています。

※上記稼働率は、各施設のそれぞれ貸出部屋等の稼働率を求めた後の平均値です。

表2-10 施設諸室別稼働率詳細一覧

平成30(2018)年8月から令和元(2019)年7月

東市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
アリーナ総合	50.6%	78.1%
ステージ	15.0%	20.9%
観客席	12.9%	19.1%
調理実習室	18.5%	33.3%
集会室	44.5%	78.4%
第二集会室	38.8%	75.0%
和室	39.9%	87.9%
学習室	29.8%	63.6%
談話室	17.3%	40.8%
ボランティアビューロ	23.4%	47.3%
講師控室	33.0%	56.9%
陶芸窯	17.3%	18.6%

西市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
集会室(フロア)	62.4%	80.5%
集会室(ステージ)	36.3%	54.4%
視聴覚室	29.7%	52.3%
実習室	30.5%	62.4%
和室	25.1%	40.8%
調理実習室	23.2%	18.9%
第1学習室	36.2%	61.7%
第2学習室	30.3%	45.6%
第3学習室	30.0%	53.7%
団体活動室	26.7%	50.3%
講師控室	8.1%	11.4%
保育室	7.8%	11.4%
陶芸窯	23.1%	23.5%

南市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
集会室(フロア)	58.8%	83.6%
集会室(ステージ)	46.9%	55.3%
視聴覚室	49.5%	71.1%
学習室	46.1%	75.7%
和室	40.5%	77.6%
実習室	34.8%	61.6%
展示室	37.8%	63.6%
団体活動室	15.2%	19.2%
保育室	8.6%	9.3%
陶芸窯	2.7%	3.3%

北市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
集会室(フロア)	56.9%	81.8%
集会室(ステージ)	37.0%	58.3%
和室	37.3%	64.1%
学習室	39.5%	68.9%
調理実習室	7.2%	12.3%
実習室	25.1%	57.4%
視聴覚室	34.9%	64.1%
陶芸窯	58.3%	58.3%

大橋市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
集会室(フロア)	66.8%	88.0%
集会室(ステージ)	34.1%	47.1%
調理実習室	35.9%	43.1%
視聴覚室	48.5%	63.9%
和室	47.2%	61.6%
実習室	43.0%	58.4%
第1学習室	44.6%	72.3%
第2学習室	47.0%	70.6%
第3学習室	38.4%	70.3%
陶芸窯	60.2%	60.5%

富士見市民センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
集会室(フロア)	59.0%	83.3%
集会室(ステージ)	36.3%	51.7%
実習室	31.0%	64.2%
和室	30.6%	61.0%
第1学習室	49.8%	87.7%
第2学習室	50.7%	90.2%
第3学習室	57.4%	89.4%
第4学習室	31.1%	64.4%
保育室	12.6%	28.2%
陶芸窯	4.7%	5.0%

女性センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
ホール	17.0%	21.0%
軽運動室	52.4%	86.0%
託児室	20.5%	38.7%
料理実習室	8.7%	18.2%
和室	8.5%	13.4%
第一講習室	25.4%	44.3%
第二講習室	25.1%	46.2%
サークル室	11.5%	16.8%

農業交流センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
研修室(1)	30.5%	71.4%
研修室(2)	31.8%	72.3%
会議室	10.2%	27.5%
農産加工室	15.5%	26.6%

中央図書館	平均稼働率	ピーク時稼働率
録音編集室	1.4%	1.9%
視聴覚室1	20.0%	22.4%
視聴覚室2	20.0%	22.4%
展示室1	32.7%	33.8%
展示室2	32.7%	33.8%
グループ室	5.9%	18.6%

鶴ヶ島海洋センター	平均稼働率	ピーク時稼働率
アリーナ	59.8%	87.5%
ミーティングルーム	19.7%	34.3%

(鶴ヶ島市公共施設実態把握調査報告書より作成)

## **2-11. 施設機能**

### **2-11-1. 単一機能と合築による複合化**

公共施設は、昭和 50（1975）年代までは主に行政の政策目的のために設置し、かつ、その目的ごとの単独施設として建設していました。

昭和 60（1985）年代以降は、市民センターと図書館分室、市民センターと児童館及び学童保育室の併設をはじめ、保育所に発育支援センターの併設など施設建設時の複合化の取り組み（市民センターと図書館分室 3 例、市民センターと図書館分室及び児童館 2 例、市民センターと図書館分室、児童館及び学童保育室 1 例、保育所と発育支援センター 1 例の全 7 例）も行っていきます。

複合化は全施設のうち、9 例と少なく、また、複合化の内容をみても異なった施設の合築を主眼とし、その効果は、共用部分や敷地面積の効率化に限定されています。

#### **【参考】**

- ・西市民センター、西児童館、学童保育室及び図書館西分室の複合化
- ・大橋市民センター、大橋児童館及び図書館大橋分室の複合化
- ・鶴ヶ島保育所及び発育支援センターの複合化など

### **2-11-2. 機能の重複**

本市には、収容人数が 1,000 人を超える、いわゆる市民ホールと言われるような大規模な集会施設はありません。小規模なホール機能（200 人～600 人）を持つ市民センター 6 施設と女性センターの 7 施設を設置しています。市域が 17.73 k<sup>2</sup>と狭いことから、比較的近い距離に市民センター等が配置されている状況となっています。市民センター等の多くは、こうしたホール機能の他に、調理実習室、視聴覚室、和室、一般の学習室等を設置しており、類似の施設が近接（0.41km～1.45km）しています。2-9-2「児童・生徒数」で述べた、人口急増に伴い建設した小・中学校についても、近接しており同様の状況となっています。

## **2-12. 施設配置**

本市の施設整備は人口急増に併せ取り組んできた経緯があり、立地も開発区域近辺に片寄った傾向を示しています。

現在の施設の配置状況に関して、小学校 8 校については、隣接する小学校までの距離が、0.64km～2.05km の範囲となっており、8 校中 6 校が 1 km 以内に隣接小学校が立地している状況となっています。中学校については、隣接する中学校までの距離は、0.91km～1.96km の範囲となっています。また、市域の中心から見て小学校では、東側に 6 校、西側に 2 校、中学校では東側に 3 校、西側に 2 校となっています。

類似施設である市民センター及び女性センターの 7 施設については、隣接する施設までの距離が 0.62km～1.62km の範囲となっており、7 施設中 5 施設が 1 km 以内に隣接館が立地している状況となっています。

児童館 4 館については、隣接する児童館までの距離が、1.91km～1.99km の範囲となっており、市域の中心から見て東側、西側ともに 2 館の配置となっています。

### 2-13. 保安全管理等の過去に行った対策の実績

本市では、表2-11のとおり公共施設の保全について全庁的な共通認識を図り、計画的、効率的に施設保全を行うための指針として、平成20（2008）年3月に「鶴ヶ島市公共施設の保全の考え方」を作成し、その後、施設の補修・修繕の記録を記載した「施設修繕情報ボード」や「鶴ヶ島市公共施設修繕白書」、施設の履歴書である「公共施設診断カルテ」を整備しました。

平成29（2017）年3月に総合管理計画を策定し、公共施設の最適化に向けた基本方針を示し、個別施設計画が策定されるまでの施設の保全策として、平成29（2017）年6月に「鶴ヶ島市公共施設保全計画」を策定し、公共施設の維持・修繕を行ってきました。

なお、これまでの施設の改修状況は、表2-12のとおり設備機器の更新まで行う大規模改修を行っているのは、5施設あります。その他の施設は、不具合が発生した場合にその都度、外壁や屋上防水などの部分的な改修を行っています。

また、耐震補強については、小規模な木造建築物等を除き、平成25（2013）年度に完了しています。

学校施設の耐震化は、児童生徒を守り、教育環境を整えることや地域の避難所となっていることから優先的に実施し、関連する改修も同時に行うなど、効率的な実施に努めた結果、必要な校舎の耐震化については、平成21（2009）年度に100%の実施となっています。

建築物は、修繕と大規模改修を適切な時期に行うことで、寿命まで良好な状態で使用できますが、本市の施設のほとんどは、修繕の必要に応じた事後保全の改修にとどまっており、予防的な大規模改修を行っておらず、「鶴ヶ島市公共施設修繕白書」にあるとおり、躯体や設備機器の不具合が多く発生しています。

また、施設の効果的な運営に関しては、表2-13の施設で指定管理者制度の導入又は運営管理委託等を行い、民間活力の利用と経費削減に努めています。

表2-11 公共施設の保安全管理等のこれまでの取り組み

策定年度	計画の名称
平成19（2007）年度	鶴ヶ島市公共施設の保全の考え方
平成21（2009）年度	施設修繕情報ボード
平成24（2012）年度	公共施設診断カルテ、鶴ヶ島市公共施設修繕白書
平成26（2014）年度	鶴ヶ島市公共施設等利用計画
平成28（2016）年度	鶴ヶ島市公共施設等総合管理計画
平成29（2017）年度	鶴ヶ島市公共施設保全計画
令和2（2020）年度	鶴ヶ島市公共施設実態把握調査
令和3（2021）年度	鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画

表 2-12 施設改修状況 (1/2)

令和3(2021)年4月1日現在

種別	施設の種別	No.	施設名称	構造	竣工年月	延床面積 (m <sup>2</sup> )	経過年数	大規模改修	耐震補強
学校教育施設	小学校	1	鶴ヶ島第一小学校校舎	RC	昭和44年3月	6,000.00	52年1ヶ月	H6	H13
			鶴ヶ島第一小学校体育館	S	昭和48年7月	850.00	47年9ヶ月	H8	H8
		2	鶴ヶ島第二小学校校舎	RC	昭和44年3月	6,376.00	52年1ヶ月	H6	H14
			鶴ヶ島第二小学校体育館	S	昭和48年7月	1,075.00	47年8ヶ月	未	H24
		3	新町小学校校舎	RC	昭和53年3月	5,586.00	43年1ヶ月	未	不要
			新町小学校体育館	S	昭和53年12月	955.00	42年3ヶ月	未	H24
		4	杉下小学校校舎	RC	昭和54年3月	5,604.00	42年1ヶ月	未	不要
			杉下小学校体育館	S	昭和54年12月	970.00	41年3ヶ月	未	H24
	5	長久保小学校校舎	RC	昭和55年3月	5,010.00	41年1ヶ月	未	H20	
		長久保小学校体育館	S	昭和56年2月	994.00	40年1ヶ月	未	H24	
	6	栄小学校校舎	RC	昭和55年3月	6,266.00	41年1ヶ月	未	H18	
		栄小学校体育館	S	昭和55年3月	1,140.00	41年0ヶ月	未	H25	
	7	藤小学校校舎	RC	昭和58年3月	4,850.00	38年1ヶ月	未	不要	
		藤小学校体育館	S	昭和59年2月	1,013.00	37年1ヶ月	未	不要	
	8	南小学校校舎	RC	昭和60年3月	6,310.00	36年1ヶ月	未	不要	
	南小学校体育館	S	昭和61年3月	1,005.00	35年0ヶ月	未	不要		
中学校	9	鶴ヶ島中学校校舎	RC	昭和52年3月	6,748.00	44年1ヶ月	未	H18	
		鶴ヶ島中学校体育館	S	昭和46年2月	1,233.00	50年2ヶ月	未	H24	
	10	藤中学校校舎	RC	昭和54年3月	6,729.00	42年1ヶ月	未	H21	
		藤中学校体育館	S	昭和54年3月	1,922.00	42年1ヶ月	未	H25	
	11	富士見中学校校舎	RC	昭和55年3月	5,539.00	41年1ヶ月	未	H21	
		富士見中学校体育館	S	昭和55年3月	970.00	41年1ヶ月	未	H25	
	12	西中学校校舎	RC	昭和60年3月	5,968.00	36年1ヶ月	未	不要	
		西中学校体育館	S	昭和61年3月	1,464.00	35年1ヶ月	未	不要	
その他	14	学校給食センター	S	平成25年6月	3,529.54	7年10ヶ月	未	不要	
	15	教育センター	RC	平成4年11月	169.35	28年5ヶ月	未	不要	
地域コミュニティー等施設	市民センター	16	東市民センター	RC	昭和56年3月	1,925.23	40年1ヶ月	未	不要
		17	西市民センター	RC	平成14年8月	1,837.80	18年8ヶ月	未	不要
		18	南市民センター	RC	昭和59年11月	1,367.02	36年5ヶ月	未	不要
		19	北市民センター	RC	昭和60年7月	998.41	35年9ヶ月	未	不要
		20	大橋市民センター	RC	平成3年3月	1,364.88	30年1ヶ月	未	不要
	21	富士見市民センター	RC	昭和62年3月	1,335.52	34年1ヶ月	未	不要	
	その他	22	女性センター	RC	昭和63年3月	1,799.66	33年1ヶ月	未	不要
23		農業交流センター	S	平成10年3月	755.83	23年1ヶ月	未	不要	
学習施設	図書館	24	市民活動推進センター	S	平成16年6月	303.42	16年10ヶ月	未	不要
		25	中央図書館	RC	平成8年2月	4,254.70	25年2ヶ月	未	不要
		26	図書館東分室	RC	昭和56年3月	90.75	40年1ヶ月	未	不要
		27	図書館西分室	RC	平成14年8月	291.94	18年8ヶ月	未	不要
		28	図書館南分室	RC	昭和59年11月	149.34	36年5ヶ月	未	不要
		29	図書館北分室	RC	昭和60年7月	63.99	35年9ヶ月	未	不要
		30	図書館大橋分室	RC	平成3年3月	253.63	30年1ヶ月	未	不要
	31	図書館富士見分室	RC	昭和62年3月	159.87	34年1ヶ月	未	不要	
	文化財保護 保存施設	32	龍蛇ふる里会館	W	平成30年3月	76.18	3年1ヶ月	未	不要
	健康保健施設	スポーツ・ 健康施設	33	鶴ヶ島海洋センター	S	昭和57年3月	1,102.28	39年1ヶ月	未
34			保健センター	RC	平成4年11月	1,411.80	28年5ヶ月	未	不要

※RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

表 2-12 施設改修状況 (2/2)

令和3(2021)年4月1日現在

種別	施設の種類	No.	施設名称	構造	竣工年月	延床面積 (m <sup>2</sup> )	経過年数	大規模改修	耐震補強	
福祉施設	保育所	35	鶴ヶ島保育所	RC	平成10年3月	1,046.49	23年1ヶ月	未	不要	
		36	富士見保育所	S	平成27年3月	1,092.46	6年1ヶ月	未	不要	
	高齢者施設	37	老人福祉センター	RC	昭和54年6月	1,069.51	41年10ヶ月	H9	不要	
	障害者等施設	38	障害者生活介護施設	RC	平成1年3月	519.56	32年1ヶ月	未	不要	
		39	発達支援センター	RC	平成10年3月	266.68	23年1ヶ月	未	不要	
	学童保育室	40	どんぐりクラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	W	平成20年11月	164.51	12年5ヶ月	未	不要	
		41	どんぐり小規模児童クラブ (鶴ヶ島第二小学校区)	RC	昭和44年3月	69.30	52年1ヶ月	H6	不要	
		42	ありんこクラブ (杉下小学校区)	W	平成22年6月	164.51	10年10ヶ月	未	不要	
		43	第二ありんこクラブ (杉下小学校区)	S	平成9年3月	236.00	24年1ヶ月	未	不要	
		44	ひまわりクラブA (新町小学校区)	RC	平成14年8月	168.61	18年8ヶ月	未	不要	
		45	ひまわりクラブB (新町小学校区)	S	平成8年3月	65.73	25年1ヶ月	未	不要	
		46	ひまわりクラブC (新町小学校区)	S	平成5年3月	283.85	28年1ヶ月	未	不要	
		47	なかよしクラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	W	平成18年3月	227.62	15年1ヶ月	未	不要	
		48	なかよし小規模児童クラブ (鶴ヶ島第一小学校区)	S	平成22年7月	19.98	10年9ヶ月	未	不要	
		49	つくしんぼクラブ (藤小学校区)	W	令和2年11月	140.77	0年5ヶ月	未	不要	
		50	第二つくしんぼクラブ (藤小学校区)	W	平成22年2月	164.51	11年2ヶ月	未	不要	
		51	つばきやまクラブ (栄小学校区)	W	平成9年3月	173.57	24年1ヶ月	未	不要	
		52	もみじやまクラブ (栄小学校区)	S	平成6年4月	82.07	27年0ヶ月	未	不要	
		53	はちまんクラブ (長久保小学校区)	W	平成12年12月	172.22	20年4ヶ月	未	不要	
		54	はちまん小規模児童クラブ (長久保小学校区)	S	平成22年7月	19.98	10年9ヶ月	未	不要	
		55	第二はちまんクラブ (長久保小学校区)	W	平成6年12月	71.42	26年4ヶ月	未	不要	
		56	たんていクラブA (南小学校区)	W	平成12年3月	170.86	21年1ヶ月	未	不要	
		57	たんてい小規模児童クラブ (南小学校区)	S	平成22年7月	19.98	10年9ヶ月	未	不要	
	58	たんていクラブB (南小学校区)	W	令和2年3月	120.34	1年1ヶ月	未	不要		
	児童館	59	西児童館	RC	平成14年8月	563.69	18年8ヶ月	未	不要	
		60	脚折児童館	RC	昭和60年7月	394.17	35年9ヶ月	未	不要	
		61	大橋児童館	RC	平成3年3月	477.63	30年1ヶ月	未	不要	
		62	上広谷児童館	RC	昭和62年3月	396.00	34年1ヶ月	未	不要	
	市営住宅	市営住宅	63	新町住宅	RC	平成16年9月	1,586.10	16年7ヶ月	未	不要
	庁舎等	庁舎等	64	庁舎	SRC	平成2年2月	12,867.21	31年2ヶ月	未	不要
			65	若葉駅前出張所	S	平成16年6月	-	16年10ヶ月	-	-
			66	文化財整理室第一分室(事務室等)	W	昭和44年3月	361.05	52年1ヶ月	未	未(注)
67			文化財整理室第二分室(作業室等)	W	昭和44年3月	204.66	52年1ヶ月	未	未(注)	
68	文化財整理室第三分室(資料展示庫)	S	昭和63年2月	328.06	33年2ヶ月	未	不要			
普通財産	廃止済施設	69	旧第一学校給食センター	S	昭和53年3月	1,167.50	43年1ヶ月	-	-	
		70	旧第二学校給食センター	S	昭和59年3月	984.99	37年1ヶ月	-	-	
		71	旧鶴ヶ島市ふれあいセンター	RC	平成7年10月	1,469.67	25年6ヶ月	-	-	
		72	旧庁舎	RC	昭和40年6月	1,505.21	55年10ヶ月	-	-	
		73	旧若葉駅自転車駐車場	S	平成5年1月	663.80	28年3ヶ月	-	-	
合計						144,522.41				

※SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造 RC：鉄筋コンクリート造 S：鉄骨造 W：木造

注：小規模木造建築物は、耐震補強対象建築物から除いています。

表 2-13 指定管理・運営管理委託・PFI 等により運営されている施設

令和3(2021)年4月1日現在

施設名称	種別
学校給食センター	PFI
農業交流センター	指定管理
中央図書館・図書館分室	指定管理
鶴ヶ島海洋センター	一部委託
老人福祉センター	指定管理
障害者生活介護施設	指定管理
学童保育室	補助
西児童館・大橋児童館・上広谷児童館	指定管理
新町住宅	管理代行



## 3. 財政の将来予測と公共施設の更新費用

### 3-1. 財政の将来予測

市政を取り巻く環境の変化や厳しい財政状況の中で、持続可能な財政運営を確保するためには、市財政について全職員が共通の認識を持って適切に対処するとともに、中長期的な財政の収支見通しを立て、計画的な財源対策を講じていく必要があります。

そのため、令和4（2022）年度を初年度とした今後の財政収支を、国の経済見通し等を基にした一定の条件により、次のとおり試算しました。

試算に当たっては、この総合管理計画のための財政フレームではなく、市財政全般の視点、財政政策と行財政改革の中でアセットマネジメントが必要という視点で作成しています。

なお、この収支見通しは、将来の予算を拘束するものではなく、ここに計上された計数は試算の前提要件等に応じて変動するものです。

#### 《財政収支見通し試算条件》

◇中長期的な財政見通しを持って財政運営が計画的に進められるよう、財源の経年予測を行いました。

◇この財政収支見通しは、収支の目安を、一定の前提により試算したものです。

#### 【推計の条件】

対象会計：【普通会計】（一般会計、一本松土地地区画整理事業特別会計、若葉駅西口土地地区画整理事業特別会計）令和4（2022）年度～令和13（2031）年度

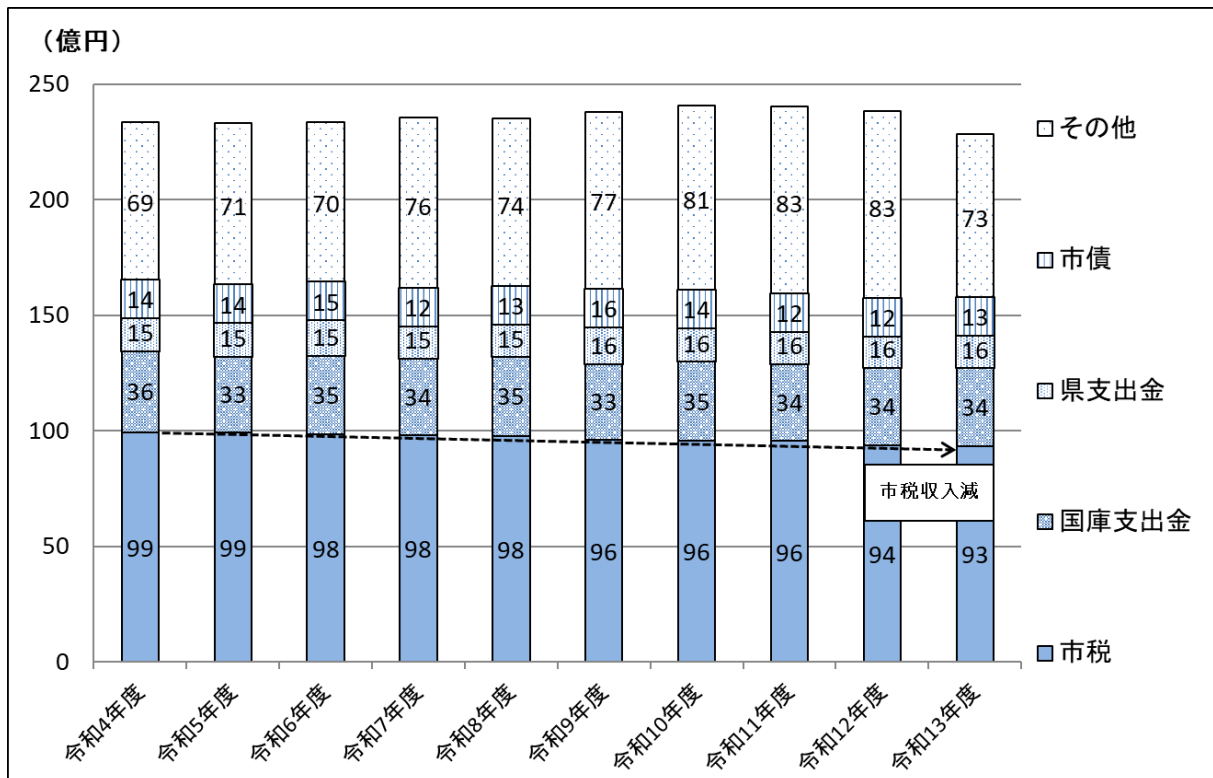
推計の原則：令和3（2021）年度当初予算をベースに令和2（2020）年度決算の収入率・執行率を乗じて推計

全体	<p>○各年度の歳入歳出の差分（収支差額）については、繰越金として次年度の歳入に計上しています。</p> <p>○この推計は、令和3（2021）年度当初予算をベースに令和2（2020）年度決算の収入率・執行率を用いて作成しており、令和4（2022）年度予算とは一致しません。</p> <p>○表示単位未満を四捨五入しているため、各項目の積み上げと合計が一致しない場合があります。</p>	
歳入	市税	○現時点で明らかな制度改正を見込み、税目ごとに積み上げて試算。
	国庫支出金	○原則を基本とし、見込まれる大規模事業等の経費に連動させて試算。
	県支出金	
	市債	
その他	<p>○原則を基本とし、歳入科目の積み上げにより試算。</p> <p>○普通交付税については、令和3（2021）年度交付決定額に各年度の市税減収や高齢化の影響等を織り込んで試算。</p> <p>○特別交付税については、各年度に350百万円を計上しています。</p> <p>○各年度の事業費にあわせ、財政調整基金、公共施設保全基金、都市施設整備基金からの繰入金を計上しています。</p> <p>○繰越金は、原則として各年度に850百万円を計上しています。</p>	

歳 出	人件費	○第2次定員管理計画における目標値「380人以下」より380人を基本とし、職員の退職や採用、再任用制度、会計年度任用職員制度を織り込んで試算。
	扶助費	○原則を基本とし、過去の伸び率を見込み試算。
	公債費	○既発行分については、償還計画に基づき試算。今後の発行予定分については、歳入で見込んだ市債に連動させて試算。
	普通建設事業費	○原則を基本とし、見込まれる大規模事業等の積み上げにより試算。
	物件費	(原則のとおり試算)
	補助費等	○原則を基本とし、長期的な見通しが示されている埼玉西部環境保全組合の負担金等の積み上げにより試算。
	繰出金	○原則を基本とし、特別会計(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療)繰出金の積み上げにより試算。
その他	○原則を基本とし、歳出科目の積み上げにより試算。	

### 3-1-1. 歳入の見込み

令和4(2022)年度に約99億円であった市税収入が、高齢化の進展による人口構造の変化等に伴い、令和13(2031)年度には約93億円に減少することが見込まれます。今後は、市税を中心とした一般財源総額の大幅な増加は望めず、恒常的に一般財源が不足するといった非常に厳しい財政状況が続くと見込まれます。(図3-1)

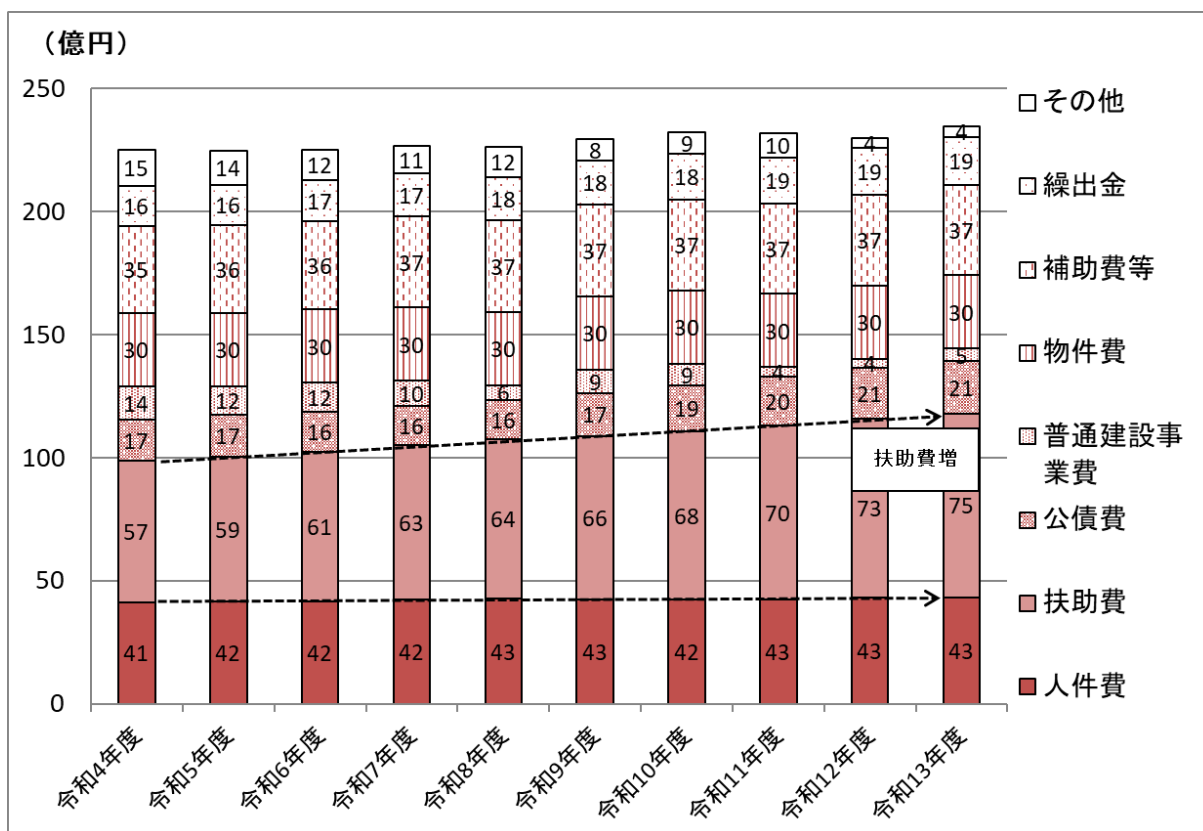


※端数整理の上、整数でグラフ化しています。

図3-1 歳入見込み (令和4(2022)年度から令和13(2031)年度まで)

### 3-1-2. 歳出の見込み

歳出面では、高齢化等による社会保障に係る扶助費が、令和4（2022）年度の約57億円から令和13（2031）年度には約75億円と、約18億円の大幅な増加が見込まれます。（図3-2）



※端数整理の上、整数でグラフ化しています。

図3-2 歳出見込み（令和4（2022）年度から令和13（2031）年度まで）

### 3-1-3. 財政収支の見通し

財政収支の見通しでは、歳入については、国の制度改正等による影響を受けやすいという性質上、確実に見込めるものを想定し、歳出については、高齢化等に伴う扶助費の伸びなど想定される様々な行政需要を見込んでいます。その結果、表3-1のとおり令和13（2031）年度には、約6.2億円の財源不足が生じると見込まれます。（図3-3）

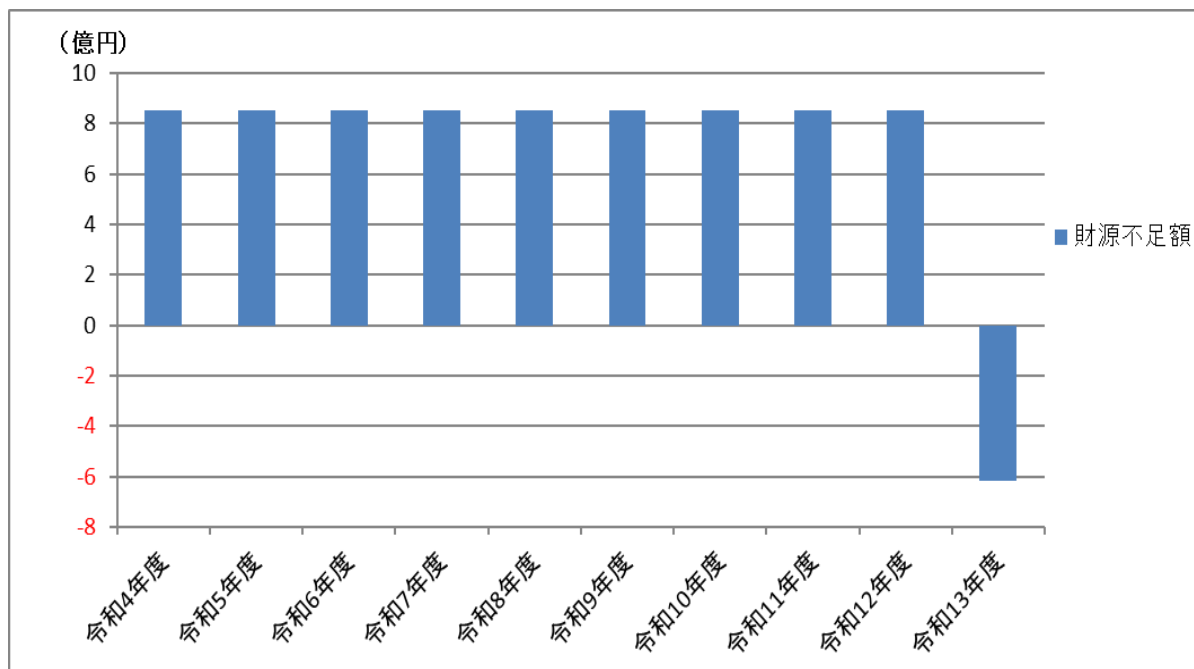


図3-3 財政収支の見通し（令和4（2022）年度から令和13（2031）年度まで）

表3-1 財源過不足見込額（令和4（2022）年度から令和13（2031）年度まで）

（単位：億円）

年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	合計
財源過不足見込額	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	8.5	△6.2	70.3

### 3-2. 財源不足の解消

将来にわたって安定した行政サービスを提供するとともに、新たなニーズ等にも確実に対応するためには、強固な財政基盤の確立が不可欠です。

本市の施策を時代の変化に応じて見直し、公共施設の総量の見直しを図るほか、市有財産の有効活用や借地の解消など財源不足の解消のため徹底した行財政改革を進めます。

#### 3-2-1. 行政目的を廃止した建物・土地等の有効活用

行政目的が廃止され、将来的にも利用の計画がなく、本市の財産として保有する必要のない建物・土地については、財源確保と維持管理経費の削減を図るため、原則として建物は除却することとし、土地については売却処分することを基本とします。ただし、民間需要がないため売却が困難な場合等については、民間への財産の貸付などにより有効活用を図ることとします。

今後、施設の統廃合や機能の移転に伴い発生する不要財産（市有地）については、売却を原則とし、その売り払い収入を不要となった施設の除去費用又は更新（移転）施設の機能・設備の充実に要する経費、借地の解消に要する経費に充てるなど有効活用を図ることとします。

##### ア 行政目的が廃止となった建物

- ・旧庁舎
- ・旧第一学校給食センター
- ・旧第二学校給食センター
- ・旧鶴ヶ島市ふれあいセンター
- ・旧若葉駅自転車駐車場

##### イ 民間活力の導入により有効活用が見込まれる土地・建物

- ・旧鶴ヶ島市ふれあいセンター [土地・建物活用]
- ・旧若葉駅自転車駐車場 [土地活用]
- ・若葉駅西口自転車駐輪場用地 [土地活用]

#### 3-2-2. 借地問題の解消

本市の公共施設の借地は、既に述べたとおり、令和2（2020）年3月31日現在、109,645㎡で、この内、施設用地の全てが借地になっている施設が、10施設（市民農園を含む）となっています。

総合管理計画に基づく実施計画の策定に当たっては、施設の集約・複合化、適正配置を念頭に置き、借地の解消に努めることとします。

今後、施設の目的や機能から長寿命化を図り維持する施設及び同一敷地で更新する施設に係る借地は、原則買い取りを進めることとします。また、施設の統廃合や機能移転により不要となった敷地に係る借地は、原則として地権者に返還することとします。

##### ア 施設別の借地対策

各施設の用途及び機能に着目し、「借地を買い取るべき施設」、「借地を継続するべき施設」、「借地の一部又は全部を返還すべき施設」に区分し、借地問題の解消に向けた対策に取り組

むこととします。

#### ◆借地を買い取るべき施設

①施設の目的や機能から恒久的に存続が必要な市庁舎用地については、地権者からの借地の買い取り申し出があった場合、土地を買い取ることとします。

- ・市庁舎用地

②施設の機能や地域性等から、施設機能の存続が必要な以下の施設については、地権者からの借地の買い取り申し出があった場合、土地を買い取ることとします。

- ・北市民センター用地

③既に敷地の一部を本市が取得している以下の施設については、地権者からの借地の買い取り申し出があった場合、土地を買い取ることとします。

- ・女性センター用地
- ・中央図書館用地

#### ◆借地を継続するべき施設

①公共施設に付随する駐車場等は、恒久的な利用を想定していないため、借地による利用とします。

- ・東市民センター駐車場用地
- ・西市民センター駐車場用地
- ・大橋市民センター駐車場用地
- ・女性センター駐車場用地
- ・中央図書館駐車場用地
- ・保健センター駐車場用地
- ・市民農園駐車場用地
- ・市庁舎職員第二駐車場用地

②施設の設置時期や形態、利用状況等から借地を継続する。

- ・市民農園用地
- ・学童保育室用地（つばきやまクラブ）
- ・学童保育室用地（もみじやまクラブ）

#### ◆借地の一部又は全部を返還すべき施設

①借地の全部が返還可能な施設

- ・中央図書館用地（緑地部分）

②代替施設を確保（施設の統廃合や機能の移転を含む）することによって、借地の返還が可能となる用地

- ・鶴ヶ島第二小学校用地

- ・杉下小学校用地
- ・南市民センター用地
- ・南市民センター駐車場用地
- ・富士見市民センター駐車場用地
- ・鶴ヶ島海洋センター用地
- ・老人福祉センター用地
- ・障害者生活介護施設用地

#### イ 借地解消のための財源の確保

土地開発基金で保有している土地を計画的に一般会計で買い戻すことによって、土地開発基金の現金残高を増やし、地権者からの急な借地の買い取り申し出に対し、柔軟な対応が可能となる資金を確保することとします。

#### ウ 資金計画

借地問題を解消するため、「短期」、「中期」、「長期」に区分し、時機に応じた必要な資金を計画的に確保することとします。

##### ◆短期的対応（緊急対応）

地権者からの急な土地の買い取り申し出に対応するため、毎年度1億円程度の財源を確保します。買い取り申し出がなかった場合、土地開発基金保有地の買い戻し財源として活用します。

##### ◆中期的対応（5年程度）

地権者からの土地の買い取り申し出に対し柔軟な対応が可能となるよう、土地開発基金保有地の買い戻しに必要な財源を確保するため、未利用財産の売却等による収入を借地解消財源として活用します。

##### ◆長期的対応（5年～10年程度）

各年度の実質収支の状況によって繰越金からの財源充当額を増やすなど、借地の解消に向けた資金計画を精査し、必要な資金をできるだけ早期に確保することとします。

### 3-2-3. 徹底した行財政改革による財源不足額の解消

健全な財政運営を確保・維持していくため、単年度の収支状況、経常収支比率等の財政指標の改善や財源調整機能を果たす財政調整基金の確保など、財政基盤の強化に取り組みます。

#### ア 事務事業の見直し等

指定管理者制度や積極的なアウトソーシングの導入など行政サービスの水準・効率性・必要性を視点として事務事業の見直しや選択、集中を徹底します。

#### イ 収納率の向上

財源確保と負担の公平・公正の観点から、市税をはじめ、保育料、使用料、負担金などのほか、私債権についても、債権管理条例に基づき収納率の向上対策を強化します。

#### **ウ 社会保障関係経費の抑制**

介護予防をはじめ、積極的な健康づくり事業の推進により、扶助費等の社会保障関係経費の抑制を図ります。

#### **エ 人件費の抑制**

職員の能力や意欲の向上を図るため、「人材育成基本方針」に基づく各種研修の充実や人材育成のための環境づくりを推進するとともに、指定管理者制度やアウトソーシングの導入などにより人件費の抑制に努めます。



### 3-3. 公共施設の更新・改修費用

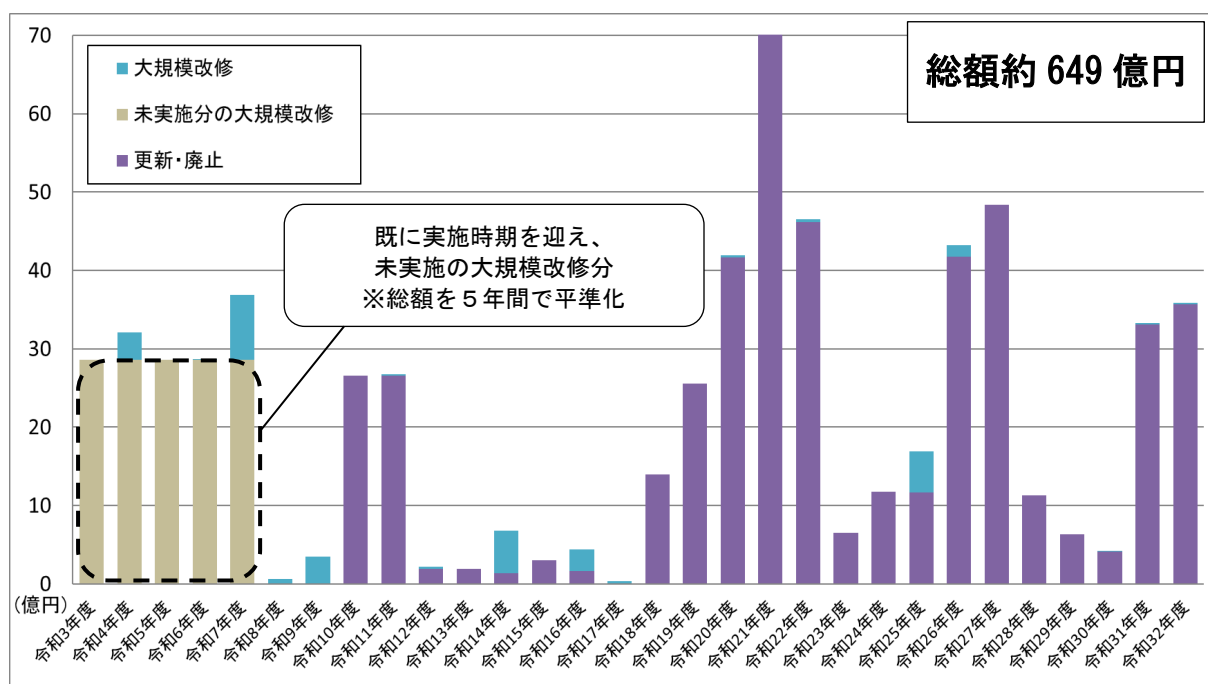
#### 3-3-1. 更新・改修費用の総額

既に述べたとおり、本市では社会保障に係る扶助費の伸びにより、施設の更新・改修費用である普通建設事業費を削減し、事後保全にとどめ、予防的な大規模改修は行ってきませんでした。今後、既存の全ての施設を統廃合せずに30年で大規模改修を行い、60年で更新（建替え）を行うとした場合、令和3（2021）年度からの30年間で約649億円がかかると見込まれます。

（図3-4）

なお、公共施設の更新・改修費用については、「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画」のデータを活用します。

令和3（2021）年4月1日現在



（鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画より作成）

※令和3（2021）年から、5年間でやり残した大規模修繕や大規模改修を平準化します。

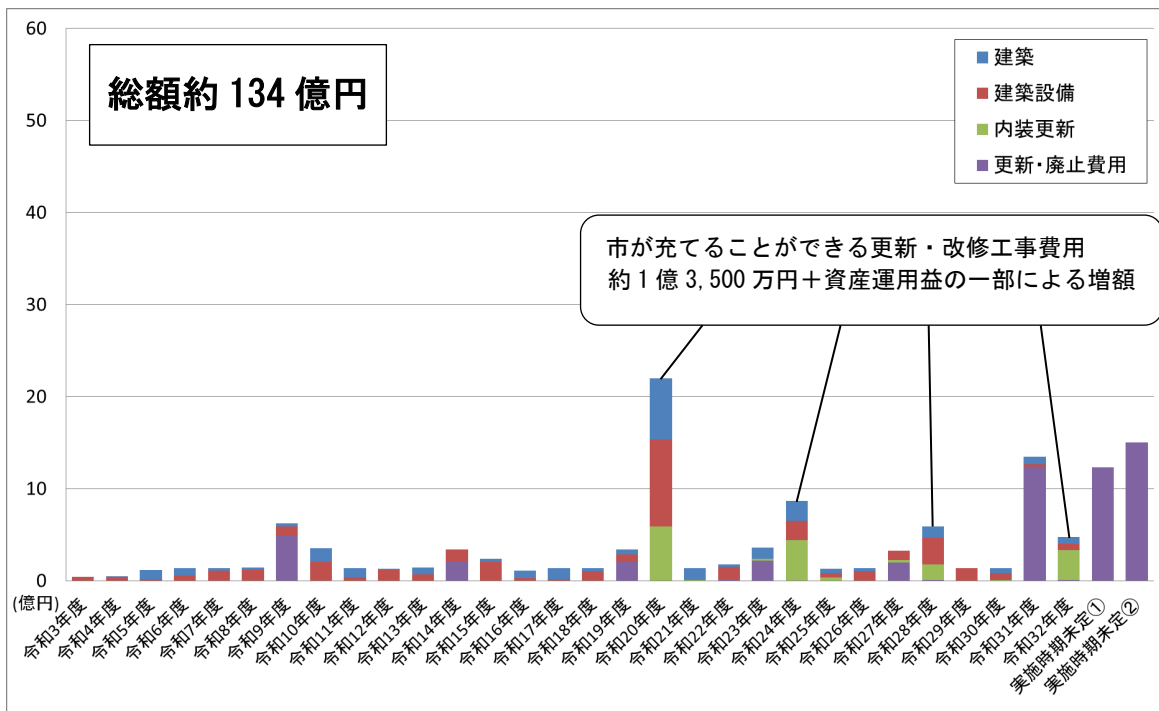
図3-4 年度ごとの改修及び建替え経費の見込み

### 3-3-2. 長寿命化対策等を反映した場合の見込み

計画期間中の施設の更新・改修費用の総額約 649 億円に対し、公共施設の再配置を反映させるとともに、公共施設を適正に維持管理し、施設の建替えサイクル（耐用年数）を延長することにより、老朽化している施設の長寿命化を図ることで、計画期間中に建替え時期を迎える施設が減少し、更新・廃止が削減されます。

また、大規模改修の考え方の見直し※や可能な限り補助金や交付税算入を活用し、計画期間中の施設更新・改修費用等の削減を行うとともに、現実的に改修工事等が実施していただけるよう市が用意できる財源等を考慮し、平準化を行った施設更新・改修費用等の総額は、約 134 億円となり、公共施設の再配置の反映や長寿命化対策等を行う前の施設更新・改修費用等の総額約 649 億円に対し、約 515 億円の削減効果が見込まれます。（図 3-5）

※施設更新・改修費用等の試算に採用している改修費用の考え方は、総合管理計画の考え方に基づく、「建物の寿命の半分が経過した時期に施設の更新費用の 6 割の費用をかけて、大規模改修を実施する」というものです。この算出方法の考え方に対し、実際の工事内容により近い改修費用を算出するため、施設の部位ごとに改修工事の内容や単価を設定し、それぞれの部位ごとの改修周期で工事等を実施していくという考え方で見直しを図っていくものです。



（鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画より作成）

※実施時期未定①：（新）南市民センターや旧庁舎跡地への（新）複合施設（社会福祉・健康増進等の拠点施設）新設が対象施設であり、立地適正化計画期間 20 年以内の実施予定。

※実施時期未定②：（新）市民体育館や（新）富士見市民センターの新設等が対象施設であり、計画期間 30 年以内の実施予定。

※「更新・廃止費用」は、平準化する額の対象としていません。

※工事の予算措置や設計等の準備期間を要するため、令和 5（2023）年度より、更新・改修実施可能期間としています。（令和 3（2021）・令和 4（2022）年度は、既に予定している改修工事等の費用を算入しています。）

図 3-5 計画期間中の更新・改修費用等（再配置、長寿命化対策等の反映後）

## 4. 公共施設の課題と市民意見

### 4-1. 公共施設の課題

#### 4-1-1. 時代に即した施設機能への転換

施設が整備された当時と比較すると、社会状況は大きく変化し、市民の生活スタイルそのものにも変化をもたらしています。公共施設を利用する年齢層が大きく変化することによる稼働率の将来見込みや、超高齢社会を見据えた新たな市民ニーズに相応しい機能など、公共施設の果たすべき役割も時代に即したものに転換していく必要があります。

#### 4-1-2. 長寿命化の実施と更新費用の平準化

少子高齢化による人口減少社会を迎え、生産年齢人口の減少による市税の減少が見込まれる一方で、急速に進む高齢化による社会保障関係経費の増加が見込まれます。

今後、こうした状況を見据えながら、質の高い行政サービスを維持するための財源を確保していくことが必要です。持続可能な財政運営のためには、公共施設の長寿命化を図り、計画的で効率的な更新を行い、各年度における更新費用を平準化することが必要です。

#### 4-1-3. 施設機能の集約

本市における公共施設の整備は、人口急増に合わせて、昭和50（1975）年代、60（1985）年代にかけて集中的に整備してきた経緯があり、主に行政の政策目的のために設置し、かつ、その目的ごとの単独施設として整備されてきました。今後、現在の施設の総量を維持することは難しいため、公共施設の更新・大規模改修時には、表4-1で示す、近隣の同じ機能を持つ施設や同様の機能の部屋等を集約することで、行政サービスを維持しつつ、効率的な運営を行うことが求められます。

また、本市の複合化施設は、敷地の有効活用や事務室、ロビー、トイレ等の共有化による床面積の削減を中心とした、ハード面で合築した形にとどまるもので、機能面での複合化の効果は限定的となっています。そのため、機能の複合化により新たな施設機能を生み出し、世代間交流や地域コミュニティを創り出すなど、まちづくりにつなげていくことが必要です。

表 4-1 施設の類似機能

施設名称	機能									
	学習室等	視聴覚室	調理実習室	実習室(工芸室等)	陶芸窯	和室	保育室	ホール	軽運動室	体育館
	※1	※2	※3	※4	※5	※6	※7	※8	※9	※10
小・中学校体育館									○	○
東市民センター	○		○	○	○	○		○	○	
西市民センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
南市民センター	○	○		○		○	○	○	○	
北市民センター	○	○	○	○	○	○		○	○	
大橋市民センター	○	○	○	○	○	○		○	○	
富士見市民センター	○	○		○	○	○	○	○	○	
女性センター	○		○			○	○	○	○	
農業交流センター	○		○			○				
中央図書館	○	○								
鶴ヶ島海洋センター	○								○	○
保健センター	○		○							
老人福祉センター	○			○	○	○			○	
計	12	6	7	7	6	9	4	7	22	14

(鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画より作成)

- ※1：学習室等は、学習・研修・展示・サークル活動・会議等の機能を持つ利用の自由度が高い部屋です。
- ※2：視聴覚室は、一定の防音機能のある空間となっており、楽器演奏、カラオケ等が実施できる部屋です。
- ※3：調理実習室は、ガス設備や調理台、食器類が存在し、調理実習が実施できる部屋です。
- ※4：実習室(工芸室等)は、作業机や流し台が存在し、陶芸、絵画、手工芸等が実施できる部屋です。
- ※5：陶芸窯は、陶芸による作品等の焼き物を焼成できる機能を持ちます。
- ※6：和室は、畳が敷かれた和室の造りとなっており、囲碁、将棋、和裁、茶道、華道等が実施できる部屋です。
- ※7：保育室は、畳が敷かれた小空間の和室の作りとなっており、保育利用ができる部屋です。
- ※8：ホールは、大空間であるフロアやステージに音響装置、照明、スクリーン等が存在し、講演会やダンス、演奏会等が実施できる部屋です。
- ※9：軽運動室は、体操、ダンス、卓球等の軽い運動が行える空間を有した部屋です。
- ※10：体育館は、学校運営による使用時間外のみ利用が可能です。

#### 4-1-4. 施設の配置

本市の施設整備は人口急増に合わせて取り組んできた経緯があり、立地も開発区域近辺に片寄った傾向を示しています。

小学校については、市域の中心から見て東側に6校、西側に2校、中学校については、東側に3校、西側に2校となっています。市域全体から見て外縁部に小学校が5校、中学校が2校の配置となっているため、通学距離のバランスを考えていくことが必要です。

学習施設の中で類似施設である市民センター及び女性センターの7施設については、市域の中心から見て東側に4施設、西側に3施設の配置となっていますが、市域全体から見て外縁部に5施設、中心部2施設の配置となっているため、適正な配置を考えていくことが必要です。

児童館4館については、市域の中心から見て東側、西側ともに2館の配置となっていますが、市域全体から見て外縁部に3館が配置されており、児童の利用から考え、適正な配置を考えていくことが必要です。

### 4-2. 市民意見

#### 4-2-1. 公共施設に関する意識調査

市民と課題を共有し、幅広く市民の意見を聴きながら「鶴ヶ島市公共施設利用計画」を策定するため、平成25(2013)年7月に20歳以上の無作為抽出による市民1,000人を対象に郵送による調査を実施しました。

図4-1のとおり調査は、本市が保有する公共施設の現状と課題に関する資料を見て回答していただくものとし、回収率は34.9%でした。

回答内容は、公共施設の建替え(改築)、廃止、統合などの検討については、約8割の市民が必要を感じていることから、社会全体に老朽化した施設への対応について関心が広がり、何らかの対応が必要であると考えている市民が多いことがうかがえます。

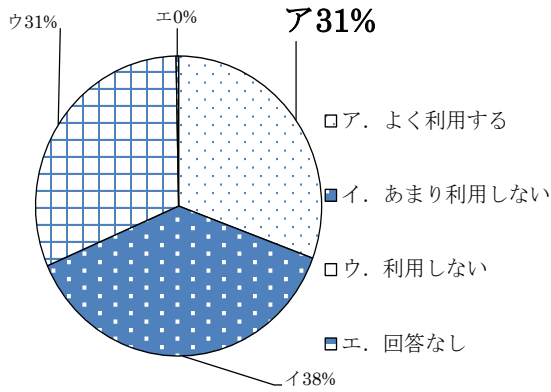
公共施設の利用状況については、「よく利用する」と回答した市民は約3割、「あまり利用しない」又は「利用しない」と回答した市民は約7割となっています。公共施設をよく利用すると回答した人のうち多かったのは、市民センターが40.67%、図書館が34.67%と約75%を占め、続いて、児童館が7.33%、鶴ヶ島海洋センターが4.00%となっています。

また、廃止や統合の考え方については、「廃止・統合はやむを得ない」と回答した市民が約7割と高くなっており、その理由として、「効率的な管理・運営、維持管理費用、建替えによる財政負担」など市の財政的なことを理由とする回答が約7割となっています。「公共施設の長寿命化を図り維持するべき」は、約3割となっています。その理由としては、「高齢者や交通弱者が利用しづらくなる」、「地域の中心的な役割を担う施設」と「趣味・文化活動に必要」がいずれも約3割となっています。廃止・統合にあたり、考慮することとしては、残す施設は、「安心安全な施設に改善する」ことが約4割と最も高く、次いで、「将来世代の財政負担の軽減」が約3割、「地域間の配置バランスに配慮」が約2割となっています。

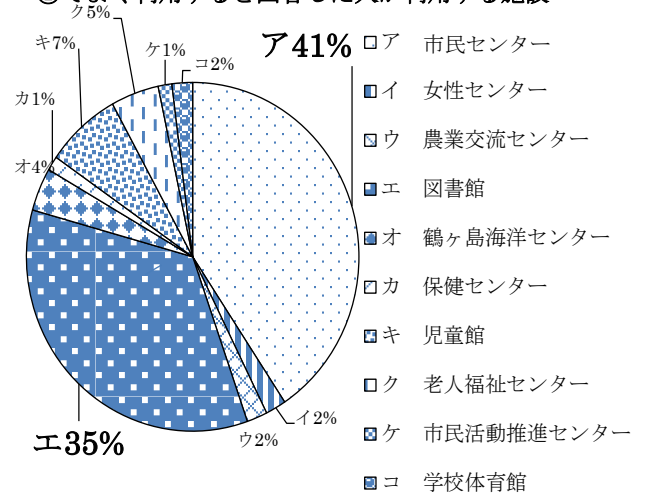
公共施設の相互利用(鶴ヶ島市民が、川越市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、川島町の対象施設をその市町在住の方と同じ利用料金で利用できる制度)については、施設の有効活用のためにどちらかと言えば賛成を含め、約8割が賛成と回答しています。

自由意見の中にも、各施設の利用状況、稼働率をみて廃止、統合を進めるべきとの意見や施設の耐震化、その他施設の安全面に関する意見が多く寄せられています。

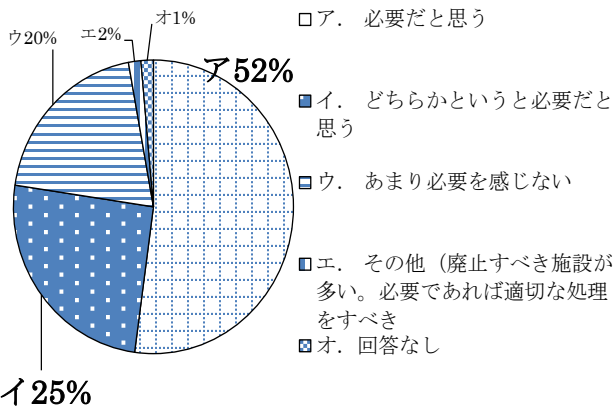
①市民の公共施設の利用状況結果



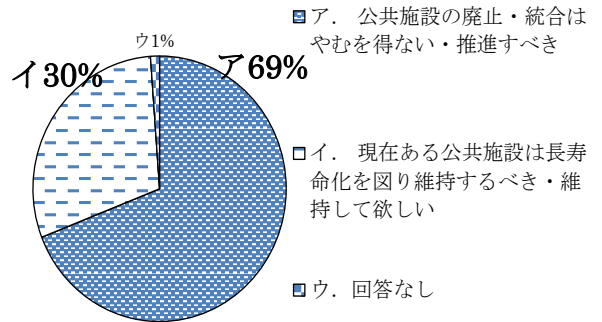
①でよく利用すると回答した人が利用する施設



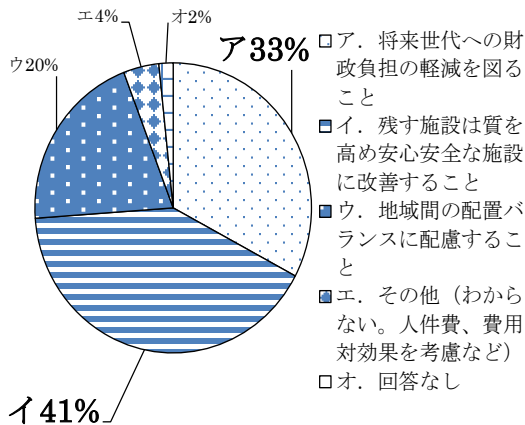
②公共施設について建替えや統廃合などの検討が必要か



③公共施設の統廃合についてどう考えているか



④公共施設を統廃合する際、あなたが1番に考えること



⑤公共施設の相互利用をどう考えるか

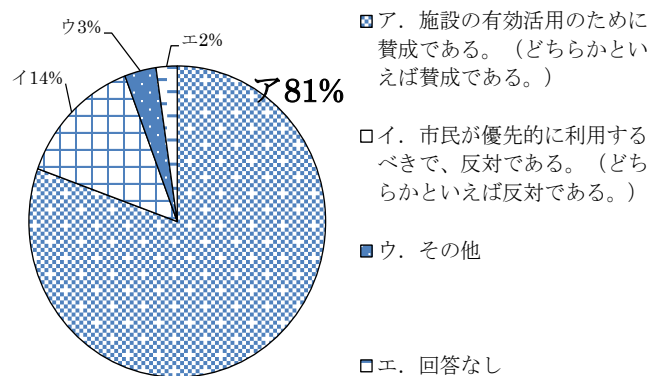


図4-1 公共施設に関する意識調査結果抜粋

## 4-2-2. 市民意見交換会

公共施設のこれからのあり方を市民とともに考えていくため、公共施設の現状、施設稼働率、公共施設の更新費用や将来の人口推計による施設利用者の変化、公共施設の配置や財政状況の課題などを整理した資料をもとに、将来にわたって安定した施設サービスを提供するための方法などについて、市内を中学校区の5地区に分けて市民意見交換会を開催しました。

市民意見交換会では、これまでの「パブリックコメント（市民意見を募集する制度）」の考え方を大きく転換し、計画の段階から市民に情報を開示し、参加者それぞれからの意見を引き出すため、グループに分けワークショップ形式で意見交換を行いました。ワークショップの各テーブルでは、一人の市民からの意見に対して、違う市民からの反対意見が出るなど、市民目線での活発な意見交換が行われました。

市民意見交換会は、今後の公共施設のあり方について、全市的な視点からの意見聴取の機会としましたが、身近に利用する個別施設に対する意見が多く寄せられました。

### ア 市民意見交換会テーマ

#### ◆公共施設の質と量を考える

公共施設はいわゆる「ハコモノ」と呼ばれている。「ハコ」を整備すれば行政サービスが充実する、という過去の考え方から脱却し、市民や民間事業者と協働し、施設重視（ハコ重視）から施設機能重視への転換を通じて、本当に市民が必要な施設機能と施設保有総量についてどのように考えていくべきなのか。

#### ◆公共施設の適正配置（再配置）を考える

本市の公共施設は、人口急増に対応してその都度建設され、必ずしも計画的なものとなっていない。人口密度や地域の生活スタイルにこだわらず、地域公共交通との連携を充実させることにより、高齢者をはじめとする交通弱者の不安を解消しながら公平で効率的な施設配置を目指していくには、どのような施設配置が考えられるか。

#### ◆多機能・複合化施設を考える

これからの公共施設は、いくつかの機能を併せ持った多機能・複合化公共施設が望ましいと考えられる。それにより、施設を利用する市民の利便性が高まり、効率的な維持管理が可能となるが、どのような多機能・複合化施設が考えられるか。

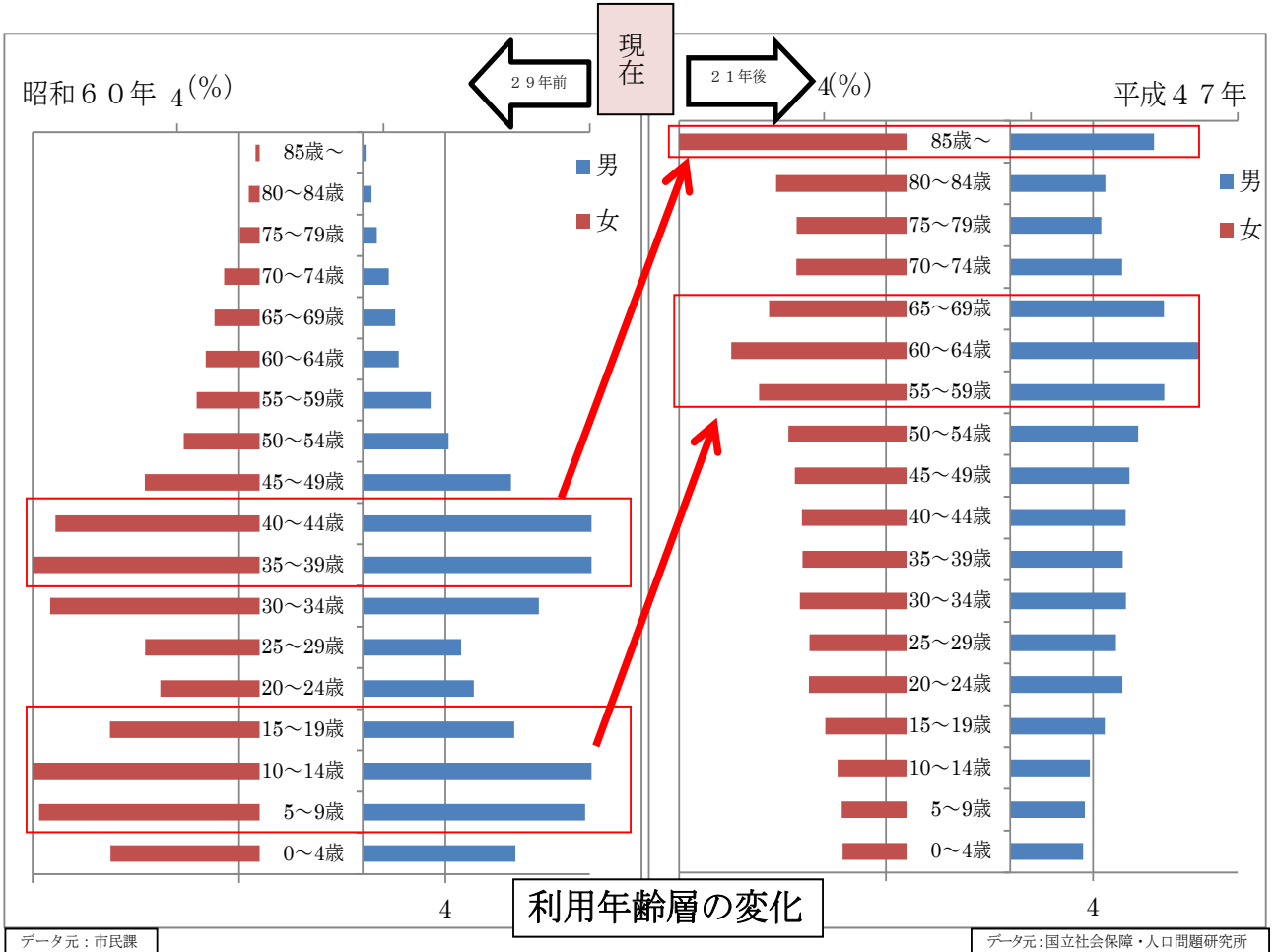


図4-2 市民意見交換会資料抜粋

## 鶴ヶ島市の社会保障関係費と公共施設事業費の推移

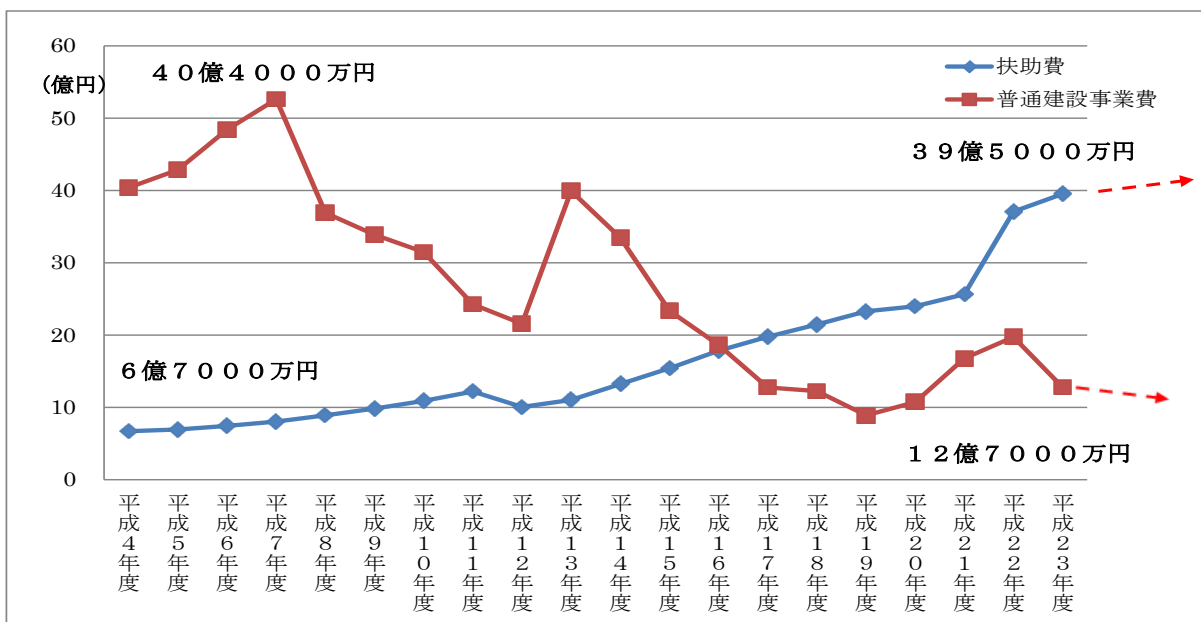


図4-3 鶴ヶ島市の社会保障関係費と公共施設事業費の推移



## イ 各会場での主な意見（一部抜粋）

### ◆総論

- ・ 公共施設をこのまま維持していくことは難しく、総量を抑制していくべき
- ・ 幅広い世代が一緒に利用できる施設整備を考えていくべき
- ・ 施設配置は人口と距離により検討すべき

### ◆個別

#### （市民センター）

- ・ 市民センターは6箇所あり、総量・配置は適正であり他市に勝っているのではないか
- ・ 現在設置されている市民センターはなくさないでほしい。むしろ機能強化すべき
- ・ 藤中学校区・富士見中学校区の現行の施設配置には偏りがある。藤金や共栄に市民センター等の施設を新たに整備すべき
- ・ 新たな整備ではなく現にある自治会館等の機能を拡充し活用すべき

#### （学校施設）

- ・ 子どもの数が減少するのだから小・中学校を縮小し、その中で学校の空いたスペースに市民センターの機能を配置するなど、活用方法を検討すべき
- ・ 小学校に学童や児童館を配置すべき
- ・ 小学校と中学校を統合すべき

#### （女性センター）

- ・ 男女共同参画の視点から、女性センターがなくなるとすれば信じられない
- ・ 広く男女平等に係る施策が進んでおり、女性センターとして施設を必要とするのか。目的は既に果たしたのではないか
- ・ 女性センターの名称は差別的である。広く誰もが使いやすい市民会館などの名称に変えるべき

#### 4-2-3. 市民意見募集

平成 26 (2014) 年度に策定を行った鶴ヶ島市公共施設等利用計画 (案) について、市民コメント実施要綱に基づき、市民からの意見募集に寄せられた市民意見の概要は表 4-2 のとおりです。

表 4-2 平成 26 (2014) 年度鶴ヶ島市公共施設等利用計画 (案)

##### 市民の意見の概要

寄せられた市民意見の概要	①計画全般に対する意見	公共施設は、それぞれの目的に沿って設けられているが、安心安全に立って、市民の誰もが利用しやすくなるよう検討の上、計画されることを望む。(他 13 件)
	②市民意見の聴取に対する意見	市民意見をしっかりと取り入れていただきたい。(他 4 件)
	③教育施設に対する意見	幼児・児童、子育て中の母親や高齢者が集えるよう、学校の空き教室を開放するべきです。(他 5 件)
	④学習施設に対する意見	図書館分室をなくすことになれば、身近な図書館でなくなり、利用率の低下は避けられない。(他 13 件)
	⑤福祉施設に対する意見	学童保育の消滅は、閉鎖予定のものが数しか示されておらず、地区によって格差を生むと思われます。(他 4 件)
	⑥その他の意見	建物は、行政と民間の共有持分とし、公共施設以外に民間商業施設も併用とする等の、一定条件の基でモデルプランとして、複合施設を市内の全く新しい場所(更地)に建設することを提案します。(他 14 件)

#### 4-2-4. 鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画の市民意見等

「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画」の策定にあたり、公共施設への要望や公共施設の再配置などを検討するため、令和元(2019)年度から令和3(2021)年度に行った各種アンケート調査や個別ヒアリング等による、市民意見聴取の概要は表 4-3 のとおりです。

表 4-3 市民意見聴取の概要

年度	市民意見聴取の方法・内容	
令和元 (2019) 年度	公共施設利用者アンケート調査	公共施設の立地や利用状況等の満足度、今後の公共施設への要望等、施設利用者がどのような考えを持っているかを把握するためにアンケート調査を行った。
令和2 (2020) 年度	公共施設再編に関するアンケート調査	今後の公共施設のあり方や再配置を検討し、公共施設個別利用実施計画を策定していくための基礎資料とすることを目的にアンケート調査を行った。
	個別市民ヒアリング調査	今後の公共施設のあり方等について、幅広い世代に対し、個別市民ヒアリングを行った。
令和3 (2021) 年度	市民意見募集アンケート調査	公共施設個別利用実施計画(案)についてアンケートを行った。
	個別市民ヒアリング調査	公共施設個別利用実施計画(案)について、幅広い世代に対し、個別市民ヒアリングを行った。

#### 4-2-5. 市民意見の反映

公共施設に関する意識調査の結果では、老朽化した公共施設の建替え（改築）、廃止、統合などの検討については、約8割の市民が必要を感じ、約7割の市民が財政負担を理由に廃止・統合はやむを得ないとしています。

市民意見交換会では、高齢化を見据え、身近に地域利用施設を配置すべきとの意見や、避難所として近くにあった方がよいといった意見が出席者から多く寄せられました。また、こうした防災機能のほか、機能面では市民文化ホールや屋内運動施設としての機能の要望も多く寄せられました。

また、「鶴ヶ島市公共施設個別利用実施計画」の策定にあたり実施した、令和元（2019）年度以降の各種アンケート調査や個別ヒアリング等による市民意見を集約すると、今後の本市の公共施設に求められている事項は、「常に安心・安全な施設（避難施設等）であること」、「地域に根差し広く開かれた施設であること」、「多目的な利用が可能であること」、「様々な世代の交流が可能となる施設であること」という結果となりました。

公共施設の大半は市民の生活に密着したものであり、その再配置を含む公共施設のあり方については、可能な限り市民意見を反映させる必要があると考えています。

## 5. 今後の施設のあり方

### 5-1. 公共施設の管理に関する基本的な考え方

施設保全を効率的・効果的に行うため、公共施設の現状や課題に対する認識を踏まえ、公共施設の管理に関する基本的な考え方を定め、施設保全に対し全庁的な共通認識を図り、取り組むこととします。

#### 5-1-1. 点検・診断

本市では、各施設ができるまでの経緯や設置目的、考え方など施設の履歴書となる「公共施設診断カルテ」や、施設で行った補修や修繕、日常業務や保守点検で見つかった不具合などを記録した「施設修繕情報ボード」を整備しています。こうした「施設修繕情報ボード」のデータから得られた修繕・改修方法、それにかかる経費などの情報を一元的に管理し、技術系職員による点検・診断等を行うことで効率的で効果的な施設保全を図ることとします。

また、「施設修繕情報ボード」にある修繕情報を基にした技術系職員による保全研修や、保守点検を行うとともに、他にも民間の資格保有者に委託するなど適正な管理に努めることとします。

#### 5-1-2. 安全確保

公共施設は、防災拠点としての機能もあり、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の方が利用するため、消防設備をはじめ人命にかかわる設備機能が正常に作動することが安全確保の大前提となります。このため、こうした設備機能について、専門的な視点での維持管理と優先的な修繕等を行い、施設利用者の安全を確保することを保全の一番の基本とします。

老朽化等により供用が廃止された施設については、不要財産として除却処分することとしますが、除却処分するまでの間は、浄化槽を埋める、電源を遮断するなど安全確保に努めることとします。

#### 5-1-3. 予防保全による適正管理

施設の建替えによるコストを抑制するためには、継続して活用することとなる施設については、可能な限り長く使用することが必要です。そのため、継続して活用することとなる施設については、老朽化等に伴う故障等が発生してから修繕を行う事後保全から、施設の安全性及び快適性を確保し、定期的な点検や劣化度調査に基づいた計画的な改修を行う予防保全に転換することにより、適正な管理を行うこととします。

今後は、公共施設個別利用実施計画に基づき、施設の重要度や劣化状況に応じ、中長期的な視点で優先度をつけて、計画的に維持管理を行い、トータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。

#### 5-1-4. 耐震化

本市の公共施設は耐震基準を満たしていますが、非常時、災害時等には地域の避難所としての役割を担うものが多く含まれます。そのため、日常はもとより、災害時においても十分な安

全性、機能性を有することが求められることから、機能の維持のための点検・診断等を継続していきます。

なお、点検・診断等で危険性が認められた施設については、使用制限等を行い、緊急修繕・更新等や解体撤去など適切な措置を速やかに実施していきます。

## **5-2. 施設の更新・改修における基本的な考え方**

施設の更新・改修等に当たっては、持続可能な施設サービスの提供や機能の向上に留意しながら財政面とのバランスを考慮し、計画的で効果的な更新・改修等を行っていきます。

### **5-2-1. 再配置による経費抑制**

現在ある全ての施設について大規模改修（30年）、更新（60年）を行う場合の費用は、令和3（2021）年度から30年間で約649億円と見込まれ、長寿命化対策を行い、施設にかけていく改修費用を平準化した場合でも、約134億円の費用がかかります。

3-1「財政の将来予測」の中で既に述べたとおり、生産年齢人口の減少による市税収入の減収が見込まれる一方で、急速に進む高齢化による社会保障関係経費の扶助費の増加が見込まれ、現在の公共施設の全てを維持していくことは困難であり、公共施設面積の総量の抑制を図っていかなければ、必要性の高い行政サービスが維持できなくなります。

今後の公共施設については、各種意向調査やヒアリング等の結果で得られた、市民意見を踏まえて、市民が求める市民のための公共施設の再配置を目指し、効果的・効率的な管理運営や行政改革の取り組みを推進することで経費を圧縮しつつ、公共施設面積の総量の見直しを行います。

### **5-2-2. 長寿命化**

予防保全の取り組みを念頭に、施設の耐用年数の見直しを図り、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの削減、予算の平準化を実現するため、国等の長寿命化等に係る方針を踏まえて、公共施設個別利用実施計画の策定又は見直しを進めるとともに、計画に基づく長寿命化対策を推進します。

### **5-2-3. 更新・改修時の施設機能の集約・複合化**

施設を整備した人口急増期と比べ、社会情勢は大きく変化しています。そのため、施設の設置目的が現在の市民ニーズに合っていないもの、効果のうすれているものについては、時代に即したものに機能を変更していくとともに、機能の集約化を図ります。また、1つの施設に1つの機能という考え方を改め、1つの施設にどのような機能を持たせ行政サービスが行えるのかを検討し、多機能化及び複合化を進めます。

また、施設機能の集約・複合化により、施設の統廃合が生じる際には、既存施設の有効活用や売却等による財政負担の軽減に取り組みます。

なお、更新・改修時には、自然エネルギーの活用や照明のLED化など運営の効率化を図ることとします。

#### 5-2-4. ユニバーサルデザイン化

公共施設の更新・改修時には、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、可能な限り配慮を行った施設となるようにしていく必要があります。

このため、今後新たに整備する施設については、シンプルでわかりやすいデザインや動線、ゾーニング、屋外空間から移動空間へ、また、移動空間から利用空間へなどの連続性への配慮、サイン等のわかりやすい色使い等に努めていくこととします。

#### 5-2-5. 施設の適正配置

現在は、人口急増に対応した施設整備をしてきた経過から、施設が市域の外縁部に集中して配置されている状況となっています。施設の大規模改修・更新時には、学校や地域利用施設については、国が示す施設の設置基準、学校への通学距離や身近な施設への距離、避難所の機能維持、地域コミュニティ等を踏まえた配置を進めます。

市内に1つだけの施設で、全ての市民が利用する機能を持った施設については、現在の配置状況や市民の利便性を勘案して配置することとします。こうした施設には、地域公共交通との連携を充実させることにより、効率的な施設配置を目指します。

また、公共財産の効率的な利用を図るため、広域的な視点から近隣市町との施設の相互利用を推進します。

公共施設個別利用実施計画の策定段階で行われた各種アンケート調査や個別ヒアリング等による市民意見を集約すると、今後の本市の公共施設に求められている事項は「常に安心・安全な施設（避難施設等）であること」、「地域に根差し広く開かれた施設であること」、「多目的な利用が可能であること」、「様々な世代の交流が可能となる施設であること」と集約できました。

これらの公共施設の目指すべき姿を踏まえ、公共施設の再配置の基本方針を以下のとおり設定します。また、基本方針に沿った「真に市民が求める公共施設」の実現を目指します。

### 公共施設の再配置の基本方針

少子化と急速な高齢化による人口減少社会を踏まえ、公共施設が、その地に根差し、地域住民自らが利用し、地域に密着した必要不可欠な施設として、多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となることを目指します。

また、公共施設の再配置により、防災拠点としての機能を失うことなく、災害に強い施設を目指します。

## 5-3. 大規模改修及び更新期の施設種類ごとの考え方

### 5-3-1. 学校教育施設

#### ア 小学校

本市における小学校数が現在の8校となつてからの児童数と学級数の推移については、2-9-2児童・生徒数で述べたとおり、児童数はピーク時の48.5%、学級数はピーク時の68.0%と大きく減少しています。そして、今後も減少傾向はさらに続くと思込んでいます。

教育委員会では、平成29(2017)年1月策定の「鶴ヶ島市学校再編に関する基本方針」において、小学校の適正規模を各学年2学級～3学級、1校あたり12学級～18学級と設定しています。

学校再編・学校施設の長寿命化にあたっては、十分な教育効果を発揮できるように、適正規模を確保するとともに、学校を集約し、予算を集中的に投入することで、学校施設を計画的に維持管理し、教育環境の維持向上を図ることとします。

また、各種アンケート調査や個別ヒアリング等による市民意見では、少子化に伴う児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化などに対応するための小・中学校の再編について、概ね賛成であることがわかりました。

学校再編については、教育委員会による「小・中学校の再編、再配置計画」(以下、「学校再編計画」という。)で定めた、「学校再編・長寿命化の基本方針」に沿った学校づくりの実現を目指します。

### 学校再編・長寿命化の基本方針

学校教育における重点事項として、「学力向上」、「いじめ根絶」、「不登校対策」、「安全な登下校」を掲げ、鶴ヶ島市の子どもたちのために、現在の学校教育の水準を将来にわたって維持・向上し、良好な教育環境の整備・充実を図るよう学校再編・長寿命化を行います。

学校再編・長寿命化の基本方針を踏まえ、児童・生徒数の推移、通学区域、小中一貫教育の取組状況、学校の立地状況に配慮し、小学校再編を検討した結果は、表5-1のとおりです。

今後は、少子化や学校施設の老朽化に対応するため、児童の通学距離や安全に配慮しながら、学校再編計画に基づき、統廃合を進めると、小学校の延床面積は37.8%の削減となります。統廃合を行う際には、併せて借地の解消を図ります。

表 5-1 小学校再編計画の概要

地区	再編対象校	使用校	再編目標時期	廃止校
西部	鶴ヶ島第一小学校 長久保小学校	鶴ヶ島第一小学校 ((仮)第一小学校)	令和 31 (2049) 年 4 月以降	長久保小学校
	新町小学校			
東部	鶴ヶ島第二小学校 藤小学校	藤小学校 ((仮)第二小学校)	令和 23 (2041) 年 4 月以降	鶴ヶ島第二小学校
	杉下小学校 栄小学校	栄小学校 ((仮)第三小学校)	令和 27 (2045) 年 4 月以降	杉下小学校
南部	南小学校 南中学校	南小学校 ((仮)南小中一貫 教育校)	令和 14 (2032) 年 4 月以降	南中学校 (体育館、テニスコ ートは学校教育施設 として継続利用)

※鶴ヶ島第二小学校の通学区域は、東部地区と南部地区にまたがっているため、通学区域を見直す必要があります。

## イ 中学校

本市における中学校数が現在の 5 校となってからの生徒数と学級数の推移については、生徒数はピーク時の 47.4%、学級数はピーク時の 64.9%と大きく減少しています。小学校と同様に、今後も減少傾向は、さらに続くと見込んでいます。

教育委員会では、平成 29 (2017) 年 1 月策定の「鶴ヶ島市学校再編に関する基本方針」において、中学校の適正規模を各学年 4 学級～6 学級、1 校あたり 12 学級～18 学級と設定しています。

「学校再編・長寿命化の基本方針」を踏まえ、児童・生徒数の推移、通学区域、小中一貫教育の取組状況、学校の立地状況に配慮し、中学校再編を検討した結果は、表 5-2 のとおりです。

今後は、少子化や学校施設の老朽化に対応するため、学校再編計画に基づき、統廃合を進めると、中学校の延床面積は 52.5%の削減となります。

表 5-2 中学校再編計画の概要

地区	再編対象校	使用校	再編目標時期	廃止校
西部	鶴ヶ島中学校 西中学校	鶴ヶ島中学校 ((仮)西部中学校)	令和 9 (2027) 年 4 月以降	西中学校
東部	藤中学校 富士見中学校	藤中学校 ((仮)東部中学校)	令和 19 (2037) 年 4 月以降	富士見中学校
南部	南中学校 南小学校	南小学校 ((仮)南小中一貫教育校)	令和 14 (2032) 年 4 月以降	南中学校 (体育館、テニスコ ートは学校教育施設 として継続利用)



## ウ 学校給食センター

本市の学校給食は、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）に基づき、鶴ヶ島市立の小学校及び中学校において学校給食を実施し、もって児童及び生徒の心身の健全な発達を図るため、昭和 35（1960）年、鶴ヶ島第一小学校及び鶴ヶ島第二小学校の単独調理校方式から開始され、昭和 53（1978）年から共同調理場方式として、第一学校給食センターが供用開始されました。

その後、児童・生徒数（給食数）の増加に伴い、昭和 59（1984）年から第二学校給食センターが新たに供用開始されました。

しかし、第一学校給食センターは建築後 30 年以上、第二学校給食センターは建築後 25 年以上経過するなど施設の老朽化が進み、児童・生徒への安全な給食の安定的な提供が課題となっていました。そのため、PFI※による施設整備を行い、平成 25（2013）年 9 月 1 日から新しい施設に移行しました。

なお、今後も食の安全を第一に、学校給食センターとしての事業を展開していくため、継続とします。

※PFI（Private Finance Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略）

公共施設等の建設、維持管理、運営等に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効果的かつ効率的に社会資本整備を図る事業手法のこと。

## エ 教育センター

教育センターは、教育の充実と振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 30 条の規定に基づき設置され、平成 23（2011）年 5 月に旧庁舎から保健センター建物の 2 階に機能を移転し、いじめや不登校などの悩みについての教育相談や教育支援室の開設などを実施しています。

施設は、現在、保健センターとの複合となっていますが、教育委員会による学校再編計画により、廃校となる学校校舎の活用を図り、機能を移転し、教育センターとしての事業を展開していきます。

機能移転後の既存施設については、保健センターで実施している事業の充実のため有効活用を図ります。

### 5-3-2. 地域コミュニティ等施設

#### ア 市民センター

昭和 35（1960）年 2 月 4 日付け文部省社会教育局長通達による、「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱いでは、公民館事業の主たる対象区域について、一般的に、市は中学校の通学区域、町村は小学校の通学区域を考慮することが実態に即するとの考え方を示しています。さらに、公民館を中心として対象区域の面積が 16 k m<sup>2</sup>以内の場合に利用上の効率が最も高くなっているとしています。

公民館（現在の市民センター）は、当時町であったことから町村に対する考え方に基づき、小学校区（8 校区）ごとに 1 館を目標として整備を進めてきました。平成 3（1991）年 9 月 1 日の市制施行前には、現在の 6 館体制となっており、この基準による市の設置基準 5 館（中学校 5 校区）を上回る状況となっています。

利用の状況については、子どもから高齢者まで非常に幅広い年代に活用されており、多様な活動を通じた幅広い世代の交流や地域の交流拠点としての効果は大きくなっています。地

域支え合い協議会の活動などの新たな取組での活用も期待されます。一方では、隣接館までの距離が、0.62km～1.45km と非常に近接している状況にあるため、稼働率が 28.4%～46.6% と低くなっています。

本市では、少子化と急速な高齢化による人口減少社会を踏まえ、公共施設の役割を時代に即したものにしていけるため、公民館機能を見直し、平成 27(2015)年度から地域の福祉や健康づくりなどの拠点施設として市民センターへ改編しました。

市民センターは、市民意見において、「災害時の防災機能や高齢社会を見据えた身近な地域利用施設である」との意見が多く寄せられていることから、防災拠点施設や高齢社会を見据え身近な地域利用施設が求められています。

本市では今後も地域の拠点施設として、様々な地域活動団体と連携した事業を展開していく等、施設で事業を継続していく意向であり、地域に密着した交流拠点や多様な活動を通じた幅広い世代の交流の場となる施設として、存続とします。

なお、南市民センターは、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（地域拠点－鶴ヶ島駅周辺）内の市有地へ時期は未定（立地適正化計画期間 20 年以内）ですが、移転・新築する予定です。また、富士見市民センターは、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域（中心拠点－若葉駅周辺）内の民間商業施設の建替え時期に併せ、民間商業施設の一部へ移転し、多機能・複合施設として新設します。

## イ 女性センター

女性センターは、女性労働者数が増加しつつある社会情勢下で、女性労働者及び勤労者家庭の女性の教養及び地位の向上並びに福祉の増進を図ることを目的として、昭和 63（1988）年に「鶴ヶ島町働く婦人の家（愛称ハーモニー）」として開館しました。

その後、平成 9（1997）年の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、平成 10（1998）年 6 月に正式施設名を「鶴ヶ島市女性センター」に変更しました。

また、平成 22（2010）年 3 月には、鶴ヶ島市男女共同参画推進条例が制定され、男女共同参画を推進する拠点施設として位置づけられました。

なお、今後も男女共同参画を推進する拠点施設として事業を展開していく必要があります。

女性センターは、利用状況が減少傾向で稼働率も低く、建物の老朽化が進んでおり、借地料も発生していますが、市民意見では「男女共同参画の視点から女性センターは残すべき」、「他市に比べホールがないため、女性センターは必要である。また、文化を進める意味でも必要な施設である」等の意見があり、こうした市民意見を可能な限り反映し、今後も男女共同参画を推進する拠点として存続していくことが求められています。

よって、指定避難所及び二次避難所であることから、今後も男女共同参画を推進する拠点として存続とします。

## ウ 農業交流センター

農業交流センターは、農業関係者と市民が農業に親しみ、ともに交流を深めながら新しい農業のあり方を考え作り出していくための拠点施設として、平成 10（1998）年 11 月に開設されました。開設以来、農業関係者には研修や活動の場として、市民には農業体験を通じて農業に対する理解を深める場として、また、古くから継承されてきた農村の文化や味を体験し、次の世代へ伝える場として農村と都市住民との交流、及び情報交換の場として利用されています。

今後も市民が農業に親しみ、農業の振興等を図るための事業を展開していく必要があります。

農業交流センターは、利用状況が減少傾向で稼働率も非常に低く、建物の老朽化が進んでいます。災害ボランティア受入施設であること、また、今後は農産物の 6 次産業化（農業や水産業などの第一産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態化すること）や農の観光資源化、環境保全型農業の拠点を目指し存続とします。

## エ 市民活動推進センター

市民活動推進センターは、豊かで活力のある地域社会の実現を目指して社会に貢献しようとする市民の自主的な活動を推進するため、若葉駅前の商業施設内に市民活動の拠点施設として設置しています。

平成 25（2013）年 10 月からは施設に出張所としての機能を付加し新たな行政サービスを始めています。

市民活動推進センターは、市民活動の拠点として、NPO 法人やボランティア団体の育成等の場としていましたが、市民活動団体と地域活動団体等のつながりを促進し、市民活動団体の活性化など、市民活動の更なる支援の強化を図るため、令和 4（2022）年 4 月から市民センターに機能移転します。

### 5-3-3. 学習施設

#### ア 中央図書館及び図書館分室

町制時代、中央図書館は、各公民館が建設されるごとに分室として設けていました。その後、中央図書館建設の機運が高まり、平成 8（1996）年 10 月に開館しました。現在、市民の学習要求に応えるため、図書等の収集、貸出業務を行うとともに、市民やサークルなどを対象に、ICT ルーム席や施設の貸出も行っています。

また、広く市民に本に親しむ機会を提供するため、図書館関連イベントを開催しています。

なお、今後も市民の学習要求に応えるための事業を展開していく必要があります。

中央図書館は、利用状況が減少傾向で、借地料が発生していますが、図書館の設置には努力義務が課せられており、今後も、本の貸し出しにとどまらず、行政情報、地域の情報、社会経済の変化に対応した情報等、市民が必要となる情報の発信施設として、存続とします。

図書館分室については利用状況が減少傾向であるため、各市民センターの今後のあり方を検討する中で、図書館機能（分室）についても、併せて見直しを図っていくこととします。

## イ 龍蛇ふる里会館

龍蛇ふる里会館は、令和元（2019）年3月に下向児童公園内に建設され、脚折雨乞行事で使われるミニ龍蛇や、市内で最も大きな龍蛇の写真の展示を通じ、行事開催のない年にも伝統行事「脚折雨乞」の持つ魅力に触れることができます。

龍蛇製作技術継承の拠点、資機材の保管機能を備えた施設として整備されました。

なお、今後も地域の伝統や文化継承等のため事業を展開していくため、存続とします。

### 5-3-4. 健康保健施設

#### ア 鶴ヶ島海洋センター

鶴ヶ島海洋センターは、屋内型運動施設として唯一の施設であり、稼働率も59.8%と他施設と比べ非常に高い施設となっています。

高齢化が進む中で、活力あるまちづくりを進めるためには、これまでも増して市民の健康づくりに取り組むことが重要になっています。しかしながら、現在の施設の敷地は借地である上、建物の老朽化が進んでいることや屋内運動施設としての機能は、規模的に見ても不十分な状況となっています。

鶴ヶ島海洋センターは、建物の老朽化が進んでいること、多額の借地料が発生していることから廃止し、機能を移転し、今後の市民の健康づくりの拠点として、（新）市民体育施設の新設を検討していきます。

鶴ヶ島海洋センターの廃止後は、敷地の一部が借地であることから、建物解体後に借地の返還を行い、市有地は貸付や売却等による資産運用を図ります。

#### イ 保健センター

保健センターは、市民の健康増進の拠点施設として平成5（1993）年4月に開所しました。開設当初は、予防接種の集団接種及び集団検診の会場としての機能や、リハビリのための軽運動機能、食生活改善機能等を備えていましたが、平成23（2011）年5月の旧庁舎建物の使用廃止に伴い、教育センターが移転してきたことにより、機能訓練室、会議室部分を縮小している状況にあります。

なお、今後も市民の健康増進の拠点施設として、各種事業の拡充等を図っていく必要があります。

保健センターは、災害時医療救護所であるとともに、今後、高齢化が進行することが予想される中で、市民の健康づくり拠点として必要であるため、存続とします。

### 5-3-5. 福祉施設

#### ア 保育所

平成24（2012）年2月21日付け鶴ヶ島市児童福祉審議会による「今後の公立保育所のあり方について」の答申では、公立保育所の役割として、障害児や特別の配慮を必要とする児童の受入体制を積極的に整備するなど多様な保育サービスの提供に取り組むこと、保育所入所児童数の変動に伴う定員の調整機能を持たせることを挙げるとともに、民間保育所には、弾力性のある保育運営による地域に密着した特色のある保育サービスの提供を求めることとしています。

鶴ヶ島保育所は昭和 41（1966）年に開設されました。その後、0歳児保育や一時保育と多様化する保育ニーズに対応するため、発育支援センターを含む複合施設として平成 10（1998）年に現在の建物に改築されました。富士見保育所は昭和 54（1979）年に開設されました。建物の老朽化等により平成 27（2015）年 3 月に栄小学校の敷地の一部に移転しました。

また、昭和 49（1974）年に開設された鶴ヶ島東部保育所の近傍地及びその他の地域においては、民間保育所等の整備が進み、これらの整備により市全体の保育所定員も減員させることなく確保できたことから、令和元（2019）年に閉鎖しました。

前述の答申にあるとおり、民間保育所による保育サービスの提供と公立保育所による特別な保育需要等への対応を保育所運営の基本とし、それぞれが相互に連携することにより、より充実した保育サービスが提供され则认为しています。

このため、中長期的には鶴ヶ島保育所の運営を更に充実させるとともに、富士見保育所においても公立保育所の役割を担った施設運営を進めることとします。また、今後についても、少子化が進む中で、保育需要を十分に見極めて対応していくこととします。

定員を超過する高い利用状況であり、今後は少子化により児童数の減少が見込まれるものの、女性の就業率の高まりや、国の幼児教育・保育に関する各種施策など保育の需要は継続すると見込まれるため存続とします。

## イ 老人福祉センター

老人福祉センターは、地域の高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、高齢者に健康で明るい生活を営んでもらうことを目的に、昭和 54（1979）年 11 月に開設されました。その後、平成 9（1997）年度には、大規模改修を行いました。

利用人数を見ると、平成 15（2003）年度 51,139 人（うち市内在住者 42,811 人、83.71%）から平成 30（2018）年度 62,294 人（うち市内在住者 33,680 人、54.06%）と 21.81%増加する一方、市内在住者の利用は、21.32%の減少となっています。この間、本市の 65 歳以上の高齢者は、平成 15（2003）年 7,355 人から平成 30（2018）年 18,918 人と大幅に増加していることを考えると、老人福祉センターを利用する人の割合は大幅に下がっています。

市民意見交換会では、老人福祉センターの設置場所が市域の境にあり、市外の方が多く利用していますが、市民意見では「市の中心部がよい」との意見が寄せられています。

老人福祉センターは、老朽化も進行していますが、市民意見では「高齢者の居場所がなくなっている」等の意見があること、今後も更なる高齢者の健康増進のための事業を展開していく必要があるため、機能は維持します。

しかし、多額の借地料がかかっているため、施設を廃止し、機能を移転することにより、借地の解消を図ります。

機能移転後の既存施設は、敷地の全てが借地であることから、建物解体後に借地の返還を行います。

## ウ 障害者生活介護施設

障害者生活介護施設は、平成元（1989）年4月に心身障害者地域デイケア施設「きいちご」として開設されました。本市で最初の重度心身障害者の生活訓練と作業所機能を持つ施設であり、公設民間委託施設として、大きな成果を挙げてきました。

平成28（2016）年4月には、障害者総合支援法に基づく障害者生活介護施設に移行し、在宅の常時介護を要する障害者の日常生活の充実及び社会参加の促進を図っています。

なお、今後も、障害者の日常生活及び社会生活の支援施設として、事業を展開していく必要があります。

障害者生活介護施設は利用状況が増加しており、今後の市の事業展開もあるため、今後も施設で事業を展開していくために機能は維持します。

しかし、施設の老朽化が進行し、多額の借地料がかかっているため、施設を廃止、機能を移転することにより、借地の解消を図ります。

移転後の障害者生活介護施設は、敷地の全てが借地であることから、建物解体後に借地の返還を行います。

## エ 発育支援センター

発育支援センターは、心身に障害がある児童又は心身の発達に遅れや不安のある子どもに対して、基本的な生活習慣を身に付けることや集団生活の適応性を高めるために必要な指導や訓練を行うことで、その児童の発達を援助する施設です。

平成10（1998）年に鶴ヶ島保育所との複合施設として設置し、児童の発達に合わせて通所指導、外来指導、親子教室など心身に障害がある児童等へのきめ細かな子育て支援サービスを行っています。

発育支援センターは、子育ての相談や、療育ニーズの高まり等へ対応するため、機能を拡充し、児童発達支援センターへのレベルアップを図るため、機能を移転します。

## オ 学童保育室

本市は、保護者が日中就労で家庭にいない小学生に対し、放課後の遊びや生活の場を与える放課後児童対策事業（いわゆる学童保育事業）として、市内8小学校区の全てに学童保育室を設置しています。

現在、学童保育室は、原則として市が建物等を整備したうえで、NPO法人等が市の補助を一部受けるかたちで運営されています。地域に根差した放課後児童健全育成事業を展開していくにあたり、児童を中心に置いた特色ある活動が行われ、民間活力を生かした効果が十分に出ています。

また、国の示す基準に従い、本市では、「児童の集団の規模（1支援単位）は、おおむね40人以下」、「児童1人当たりの保育面積はおおむね1.65㎡以上」としていることから、今後も各学童保育室への入室児童数の動向を踏まえた施設整備等の対応を行う必要があります。

なお、施設の維持・廃止等の選択は、施設に対する地域ごとの需要に応じた状況を判断し、適切に対応していきます。

## カ 児童館

本市では、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、現在、児童館4館を設置しています。

その内、脚折児童館、大橋児童館及び西児童館の3館は、市民センターに併設された合築型の複合館、上広谷児童館は児童館機能のみの単独館となっています。各児童館では、子どもたちの遊び場として、また、小さな子どもや保護者同士の交流の場として利用され、地域の子育て拠点となっています。

また、上広谷児童館及び大橋児童館及び西児童館においては、施設の運営に民間のノウハウを活かす「指定管理者制度」を導入し、その成果を上げてきているところです。

今後も地域に根差した子育て拠点であり、子どもたちが安心して過ごせる施設として、健全な児童をはぐくむ事業を展開していく必要があるため、存続とします。

### 5-3-6. 市営住宅

新町住宅は、公営住宅法（昭和26年法律第193号）に基づき、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、埼玉県住宅供給公社によって建設され、借り上げ方式により平成16(2004)年に開設した唯一の市営住宅です。

新町住宅は、埼玉県住宅供給公社との賃貸借契約期間の終了に伴い、令和6（2024年）9月までに返還します。

返還にあたっては、居住者が引き続き住むことができる方策等について調整を図りながら、転居が必要となった場合には、転居先の斡旋や家賃負担当の居住者の緩和措置などを検討していきます。

### 5-3-7. 庁舎等

#### ア 庁舎

庁舎は、窓口サービスの提供や議会運営など行政運営に必要な機能をはじめ、災害時には防災本部としての役割など、他の施設では代替えのできない機能を持つ中枢施設であることから存続とします。

現在の庁舎は、平成2(1990)年に旧庁舎から移転し、築31年が経過しており建物・設備の老朽化が進んでいます。庁舎屋上防水・外壁改修工事、エレベーター及び空調機器の更新を順次行ってきました。

今後も施策や業務内容が変わっても位置づけは変わらない施設であることから、未実施となっているキュービクルなどの電気設備や消防設備を含め、大規模改修を視野に入れた庁舎の保全に早急に取り組みます。また、その後も計画的な予防保全に取り組み、適正に管理することとします。

また、庁舎敷地と職員第二駐車場を合わせた32,751.27㎡のうち24,136.46㎡、73.7%が借地となっています。

庁舎は災害対策本部機能を有した行政拠点であることから、庁舎敷地としての借地は計画的に買取りを行うこととします。

## イ 若葉駅前出張所

若葉駅前出張所は、東武東上線若葉駅前にある民間商業施設内の市民活動推進センターに平成 25（2013）年 10 月に併設された施設であり、証明書交付、医療費助成金等、各種申請書類の受付、パスポートの申請・交付業務を行っています。

なお、利便性の高い場所に位置し、利用も増加していることから、今後も便利な市民サービス提供施設として事業を展開していきます。

利用状況が増加傾向であり、市民意見でも使い勝手が良い施設と市民に認識されていることから、今後も施設で事業を展開していくため当分の間は存続します。

施設を存続としていますが、立地適正化計画で示す都市機能誘導区（中心拠点一若葉駅周辺）内の民間商業施設が建替えを行う時期に併せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地（約 2,500 m<sup>2</sup>）、更に、民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地（約 4,000 m<sup>2</sup>）を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設された際、現施設を廃止し、建物の一部へ機能の移転を図ります。

## ウ 文化財整理室第一分室（事務室等）、文化財整理室第二分室（作業室等）、文化財整理室第三分室（資料展示庫）

文化財整理室第一分室及び第二分室は、昭和の初期に建設された旧第一小学校校舎（旧教育委員会、旧都市計画課、旧経済課庁舎）を利用し、平成 2（1990）年 10 月より埋蔵文化財発掘調査整理作業所、市内より出土した遺物や寄付された民具などを保管管理する施設及び事務所として、利用しています。

なお、文化財整理室第三分室は、平成 8（1996）年 4 月以降、法務局が移転した旧庁舎第三分室の一部を除き使用していましたが、平成 23（2011）年度より全部を資料展示スペース等として、使用しています。今後も事業の継続を目指しますが施設の老朽化に伴う移転が課題となっています。

文化財整理室第一分室及び第二分室は、今後の市の事業展開や市民意見から「旧第一小学校校舎であり、文化財的な側面からも、大切に維持管理してほしい」と意見があることなどから、今後も事業を展開していくため建造物は維持しますが、施設の老朽化などが課題となっているため、機能の移転を図ります。

移転後の施設は、倉庫として再利用します。

### 5-3-8. 普通財産（廃止済施設）

#### ア 旧第一学校給食センター、旧第二学校給食センター

旧第一学校給食センター及び旧第二学校給食センターは、平成 25（2013）年 8 月に PFI による施設整備によって学校給食センターが新施設に移行したことから、廃止された施設です。

なお、区画整理事業地内のため、種地（減歩緩和）として建物を解体し、敷地の有効活用を図ります。

#### イ 旧鶴ヶ島市ふれあいセンター

旧鶴ヶ島市ふれあいセンターは、平成 7（1995）年稼働の埼玉西部環境保全組合「高倉クリーンセンター」の周辺対策施設として、ごみ焼却による余熱を利用した施設として建設さ



れました。

平成 19 (2007) 年度からは指定管理者制度を導入し、入館者数が一定程度増加しましたが、周辺対策施設としての目的をほぼ達成したことから、平成 22 (2010) 年 3 月に閉館となりました。

なお、平成 23 (2011) 年 2 月から介護事業者に賃貸借して現在に至っています。今後も民間事業者への貸付による資産運用を図ります。

令和 6 (2024) 年度末まで、民間事業者に貸付による資産運用中であり、今後の市の事業展開として、今後も土地や建物の貸付による資産運用を行います。

## ウ 旧庁舎

旧庁舎は、昭和 40 (1965) 年に建設され、役場庁舎として平成 2 (1990) 年 4 月まで使用していた建物です。

平成 2 (1990) 年に役場庁舎が新しい庁舎に移転した後、改修を行い、平成 3 (1991) 年には教育センターとして開設されました。

また、社会福祉協議会やシルバー人材センターの事務所も入った複合施設として使用してきましたが、平成 21 (2009) 年には安全性の観点から市として公の施設として使用しないことを決定しました。

なお、立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域内（行政拠点－市役所周辺）の大規模市有地であることから、社会福祉支援や市民の健康増進等の拠点化を図る施設として、旧庁舎跡地に複合施設を計画していきます。

## エ 旧若葉駅自転車駐車場

旧若葉駅自転車駐車場は、民間事業者により平地駐車場と立体駐車場が整備され、平成 5 (1993) 年 2 月に供用開始された施設です。その後、立体駐車場については、平成 30 (2018) 年 3 月に民間事業者から市に無償譲渡され、閉鎖されていましたが、令和 2 (2020) 年 10 月からは、放置自転車の仮置き場として使用しています。

なお、活用については、平地駐車場の再利用も考慮します。

また、立地適正化計画で示す都市機能誘導区域（中心拠点－若葉駅周辺）内の民間商業施設が建替えを行う時期に併せ、旧若葉駅自転車駐車場や隣接する一体的な市有地（約 2,500 m<sup>2</sup>）、更に、民間商業施設の駐車場として、貸付を行っている市有地（約 4,000 m<sup>2</sup>）を活用し、民間活力導入による民間商業施設が建設される際に、建物の一部に富士見市民センター、若葉駅前出張所を多機能・複合化します。

## 5-3-9. リノベーション<sup>※</sup>施設

### ア 廃校後の西中学校

立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（行政拠点ー市役所周辺）内の旧庁舎跡地に複合施設を新設するまでの間、老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会（現在、庁舎6階に設置）を廃校後の西中学校校舎へ移転し、暫定施設として利用します。

なお、教育センター、文化財整理室は、廃校後の西中学校へ本移転し、継続して校舎を利用します。

体育館は、鶴ヶ島海洋センターの移転先とし、新体育館が建設されるまでの間、市民の体育施設として、暫定利用します。なお、指定避難所としての機能は、そのまま継続します。

また、校庭は、市民が利用できる屋外運動場として開放し、災害時の避難場所として利用できるようにし、テニスコートは、老人福祉センター隣のテニスコートの移転先として、再利用します。

※リノベーション…既存の建物に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能を向上させること。

### 再配置による移転対象施設

- ・教育センター（現在、保健センター施設内の一部に設置されている。）
- ・老人福祉センター
- ・障害者生活介護施設
- ・発育支援センター（現在、鶴ヶ島保育所施設内の一部に設置されている。）
- ・文化財整理室（第一分室、第二分室、第三分室）
- ・社会福祉協議会（現在、庁舎6階にあるが、広い事務スペースを確保するため、令和9（2027）年度以降に西中学校校舎へ移転する。なお、移転後に空いた庁舎6階のスペースは、市民等が多目的に利用できる空間として、有効活用する。）
- ・シルバー人材センター（現在、旧庁舎跡地にあるため、建設用地確保のため、旧庁舎跡地に建設する複合施設新設時には、西中学校校舎へ移転する。）

### イ 廃校後の体育館

学校再編計画により、廃校となった体育館は、災害時の指定避難所として存続させ、災害時以外は市民が多目的に利用できる運動に特化した体育施設として有効活用を図ります。

## 5-3-10. 新施設

### ア (新) 南市民センター

立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（地域拠点－鶴ヶ島駅周辺）内にある鶴ヶ島文化会館の敷地に、南市民センターを建替えにより移転します。

新施設では、多目的な利用ができるよう可変的な間仕切りを設置し、地域に密着した多世代の市民が交流できるようサロンスペース等を用意することで、にぎわいの創出や様々な人々が交流・ふれあう機会を設けます。

#### 再配置による移転対象施設

- ・南市民センター
- ・図書館南分室（現在、南市民センター施設内の一部に設置されている。）

### イ (新) 富士見市民センター

立地適正化計画で示す都市機能誘導区域（中心拠点－若葉駅周辺）内にある民間商業施設が更新される際には、建替え時の民間商業施設と一体的に富士見市民センターや若葉駅前出張所を移転し、多機能・複合化することで、高い利便性を有する都市機能の集積・誘導を図ります。

新施設では、利便性の高い行政機能（証明書等発行、各種申請書等の受付等、現若葉駅前出張所機能の多機能・複合化）の設置や、共働きの子育て世代を支援する機能、多世代の市民が交流できるようサロンスペース等を用意することで、にぎわいの創出や様々な人々が交流・ふれあう機会を設けます。

#### 再配置による移転対象施設

- ・富士見市民センター
- ・図書館富士見分室（現在、富士見市民センター施設内の一部に設置されている。）
- ・若葉駅前出張所、若葉駅前カウンター（図書予約貸出・返却機能等）
- ・旧若葉駅自転車駐車場（※資産運用を図る施設）

### ウ (新) 市民体育館

鶴ヶ島海洋センターの廃止後、市民体育館として廃校後の西中学校体育館を暫定利用した後、市民大会や市の行事等の開催が可能な市民スポーツ・健康増進における中心施設となり得る市民利用を優先とした（新）市民体育館を新設し、移転します。

#### 再配置による移転対象施設

- ・市民体育館機能

### エ 旧庁舎跡地（新）複合施設（社会福祉、健康増進拠点施設）

立地適正化計画に基づき、都市機能誘導区域（行政拠点－市役所周辺）内の旧庁舎跡地に社会福祉支援や健康増進等の拠点化を図る複合施設を新設します。

現在、旧庁舎跡地に設置されているシルバー人材センターは、複合施設建設時期までに、

西中学校校舎へ移転します。

新設する複合施設の機能として、廃校後の西中学校校舎を暫定利用していた老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会を移転します。

なお、廃校後の西中学校へ移転した教育センターや文化財整理室は、校舎の利用を継続します。

#### 再配置による移転対象施設

- ・老人福祉センター
- ・障害者生活介護施設
- ・発育支援センター
- ・社会福祉協議会

#### **5-4. 施設種類ごとの考え方に基づく施設の総量**

大規模改修及び更新期の施設種類ごとの考え方に基づき、移転や廃止となった施設の再配置により、公共施設の延床面積は、表5-3のとおり、再配置前の総延床面積144,522.41㎡から、再配置後には総延床面積111,619.36㎡へ減少します。施設総量の見直しにより、減少した延床面積は、約32,000㎡であり再配置前と比較し、22.8%減少します。

また、公共施設個別利用実施計画による再配置の実施時期は表5-4のとおりです。計画完了後の配置を示すと、図5-1から図5-4となります。

表5-3 施設種類ごとの考え方に基づく各施設の整理

種別	施設の種類	施設保有量 (R3.3.31現在)		種別ごとの延床面積の合計 (㎡)	再配置後の施設保有量		再配置後の種別ごとの延床面積の合計 (㎡)	施設の増減		
		施設数	延床面積 (㎡)		施設数	延床面積 (㎡)		施設数	増減面積 (㎡)	増減面積割合
学校教育施設	小学校校舎	8	46,002.00	95,479.89	5	28,575.21	55,019.75	-3	-40,460.14	-28.0%
	小学校体育館	8	8,002.00		5	4,963.00		-3		
	中学校校舎	5	30,868.00		2	13,477.00		-3		
	中学校体育館	5	6,909.00		3	4,475.00		-2		
	学校給食センター	1	3,529.54		1	3,529.54		0		
	教育センター	1	169.35		1	移転により、リノベーション施設(旧西中学校)の床面積へ算入		0		
地域コミュニティ等施設	市民センター	6	8,828.86	11,687.77	6	7,382.32	9,937.81	0	-1,749.96	-1.2%
	女性センター	1	1,799.66		1	1,799.66		0		
	農業交流センター	1	755.83		1	755.83		0		
	市民活動推進センター	1	303.42		0	0.00		-1		
学習施設	中央図書館	1	4,254.70	5,340.40	1	4,254.70	5,175.19	0	-165.21	-0.1%
	図書館分室	6	1,009.52		6	844.31		0		
	龍蛇ふる里会館	1	76.18		1	76.18		0		
健康保健施設	鶴ヶ島海洋センター	1	1,102.28	2,514.08	0	0.00	10,654.15	-1	8,140.07	5.6%
	地域体育施設(廃校後の体育館)	0	0.00		5	5,473.00		5		
	(新)市民体育館	0	0.00		1	3,600.00		1		
	保健センター	1	1,411.80		1	1,581.15		0		
福祉施設	保育所	2	2,138.95	8,362.02	2	2,405.63	6,624.16	0	-1,737.86	-1.2%
	老人福祉センター	1	1,069.51		1	移転により、社会福祉・健康増進拠点施設の床面積へ算入		0		
	障害者生活介護施設	1	519.56		1			0		
	発育支援センター	1	266.68		1			0		
	学童保育室	19	2,535.83		17	2,218.43		-2		
	児童館	4	1,831.49		4	2,000.10		0		
市営住宅	市営住宅	1	1,586.10	1,586.10	0	0.00	0.00	-1	-1,586.10	-1.1%
庁舎等	庁舎	1	12,867.21	13,760.98	1	12,867.21	13,170.63	0	-590.35	-0.4%
	若葉駅前出張所	1	併設する市民活動推進センターの床面積へ算入		1	303.42		0		
	文化財整理室	3	893.77		1	移転により、リノベーション施設(旧西中学校)の床面積へ算入		-2		
普通財産	廃止済施設	5	5,791.17	5,791.17	1	1,469.67	1,469.67	-4	-4,321.50	-3.0%
(新)複合施設	リノベーション施設(旧西中学校)	0	0.00	0.00	1	5,968.00	9,568.00	1	9,568.00	6.6%
	社会福祉・健康増進拠点施設(旧庁舎跡地)	0	0.00		1	3,600.00		1		
合計		86	144,522.41	144,522.41	72	111,619.36	111,619.36	-14	-32,903.05	-22.8%

※南小中一貫教育校で使用する校舎は、南小学校校舎であるため、再配置後の施設数及び床面積には、南中学校校舎を算入していません。

※移転後の旧教育センターの空いたスペースは、保健センター事業での活用を想定しているため、保健センターの延床面積として、算入しています。

※廃止後の旧市民活動推進センターの空いたスペースは、待合スペースやロビー等の有効活用を想定しており、併設していた若葉駅前出張所の延床面積へ算入しています。

※地域体育施設(廃校後の体育館)は、災害時に避難所として使用します。

※移転後の旧発育支援センターの空いたスペースは、保育事業での活用を想定しているため、鶴ヶ島保育所の延床面積として、算入しています。

※移転後の旧ひまわりクラブAの空いたスペースは、健康福祉関係の事業への利用などを想定しているため、併設していた西児童館の延床面積へ算入しています。

※ひまわりクラブA、B、Cは、新町小学校の校舎の一部へ、文化財整理室(第一、第二、第三分室)は、西中学校校舎へ移転し統合されるため、再配置後の施設数をそれぞれ2施設減じています。

※(新)複合施設は、現時点で想定した床面積を算入しています。

表5-4 主な公共施設の再配置計画の時系列・相関図(1/2)

計画期間		令和3年度 2021年度	～	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	～	令和12年度 2030年度	令和13年度 2031年度	～	令和17年度 2035年度	令和18年度 2036年度	～	令和22年度 2040年度
No.	施設名	0		5年後		10年後		15年後		20年後			
2	鶴ヶ島第二小学校	校舎											
	体育館												
7	藤小学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
4	杉下小学校	校舎											
	体育館												
6	栄小学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
10	藤中学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
11	富士見中学校	校舎											
	体育館							機能変更(市民体育施設・避難所として利用)					
1	鶴ヶ島第一小学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
5	長久保小学校	校舎											
	体育館												
3	新町小学校	校舎	統廃合なし										
	体育館	統廃合なし											
9	鶴ヶ島中学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
12	西中学校	校舎											
	体育館												
8	南小学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
13	南中学校	校舎											
	体育館	学校体育館として継続使用											
15	教育センター(保健センター内一部併設)												
18	南市民センター												
—	鶴ヶ島文化会館												
21	富士見市民センター												
24	市民活動推進センター												
—	若葉駅周辺の商業施設(仮)												
33	鶴ヶ島海洋センター												
—	(新)市民体育施設												
37	老人福祉センター												
38	障害者生活介護施設												
39	発育支援センター												
—	社会福祉協議会(現:庁舎6階)												
63	新町住宅												
65	若葉駅前出張所												
66-68	文化財整理室												
—	シルバー人材センター(現:旧庁舎跡地)												
72	旧庁舎(跡地、新複合施設)												
73	旧若葉駅自転車駐車場												

※時系列・相関図は、存続以外の主な再配置が行われる関係施設を抜粋しています。(小中学校は、全施設記載)

※実施時期未定①は、(新)南市民センターや旧庁舎跡地への(新)複合施設(社会福祉・健康増進等の拠点施設)新設が対象施設であり、立地適正化計画期間20年以内の実施予定。

※実施時期未定②は、(新)市民体育館や(新)富士見市民センターの新設等が対象施設であり、計画期間30年以内の実施予定。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

表5-4 主な公共施設の再配置計画の時系列・相関図(2/2)

No.	施設名	施設種別	計画期間	令和23年度 2041年度	～	令和27年度 2045年度	令和28年度 2046年度	～	令和32年度 2050年度	実施時期未定① (立地適正化計画期間20年以内)	実施時期未定② (本計画期間30年以内)
				25年後			30年後				
2	鶴ヶ島第二小学校	校舎		○ 廃止							
		体育館		○ 機能変更(市民体育施設・避難所として利用)							
7	藤小学校	校舎		○ 統合							
		体育館									
4	杉下小学校	校舎		○ 廃止							
		体育館		○ 機能変更(市民体育施設・避難所として利用)							
6	栄小学校	校舎		○ 統合							
		体育館									
10	藤中学校	校舎									
		体育館									
11	富士見中学校	校舎									
		体育館									
1	鶴ヶ島第一小学校	校舎									
		体育館									
5	長久保小学校	校舎									
		体育館									
3	新町小学校	校舎									
		体育館									
9	鶴ヶ島中学校	校舎									
		体育館									
12	西中学校	校舎									
		体育館									
8	南小学校	校舎									
		体育館									
13	南中学校	校舎									
		体育館									
15	教育センター(保健センター内一部併設)										
18	南市民センター										
—	鶴ヶ島文化会館										
21	富士見市民センター										
24	市民活動推進センター										
—	若葉駅周辺の商業施設(仮)										
33	鶴ヶ島海洋センター										
—	(新)市民体育施設										
37	老人福祉センター										
38	障害者生活介護施設										
39	発育支援センター										
—	社会福祉協議会(現:庁舎6階)										
63	新町住宅										
65	若葉駅前出張所										
66~68	文化財整理室										
—	シルバー人材センター(現:旧庁舎跡地)										
72	旧庁舎(跡地、新複合施設)										
73	旧若葉駅自転車駐車場										

老人福祉センター、障害者生活介護施設、発育支援センター、社会福祉協議会は、新設施設へ移転  
 ※教育センターと文化財整理室は、西中学校校舎へ移転後、暫定利用ではなくそのまま継続利用する。

※時系列・相関図は、存続以外の主な再配置が行われる関係施設を抜粋しています。(小中学校は、全施設記載)  
 ※実施時期未定①は、(新)南市民センターや旧庁舎跡地への(新)複合施設(社会福祉・健康増進等の拠点施設)新設が対象施設であり、立地適正化計画期間20年以内の実施予定。  
 ※実施時期未定②は、(新)市民体育館や(新)富士見市民センターの新設等が対象施設であり、計画期間30年以内の実施予定。

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に30年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

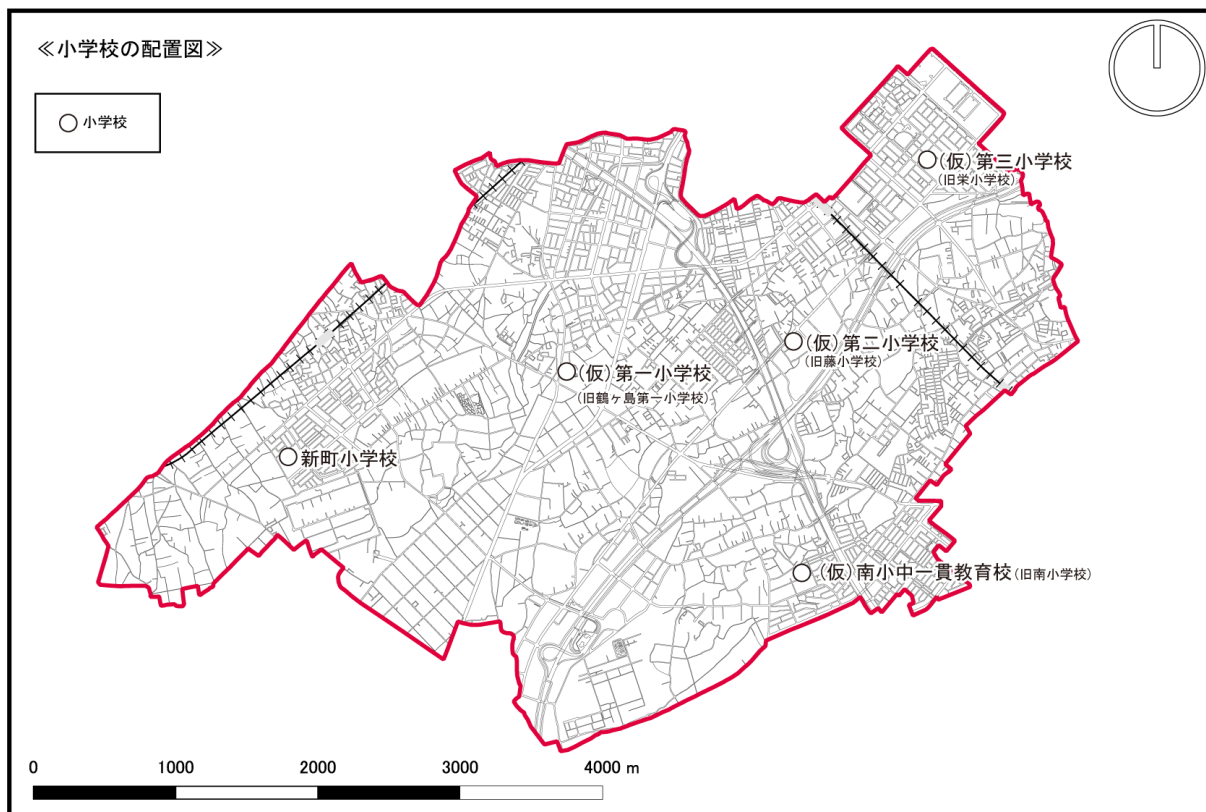


図 5 - 1 計画完了後（令和 32（2050）年）の小学校の配置図

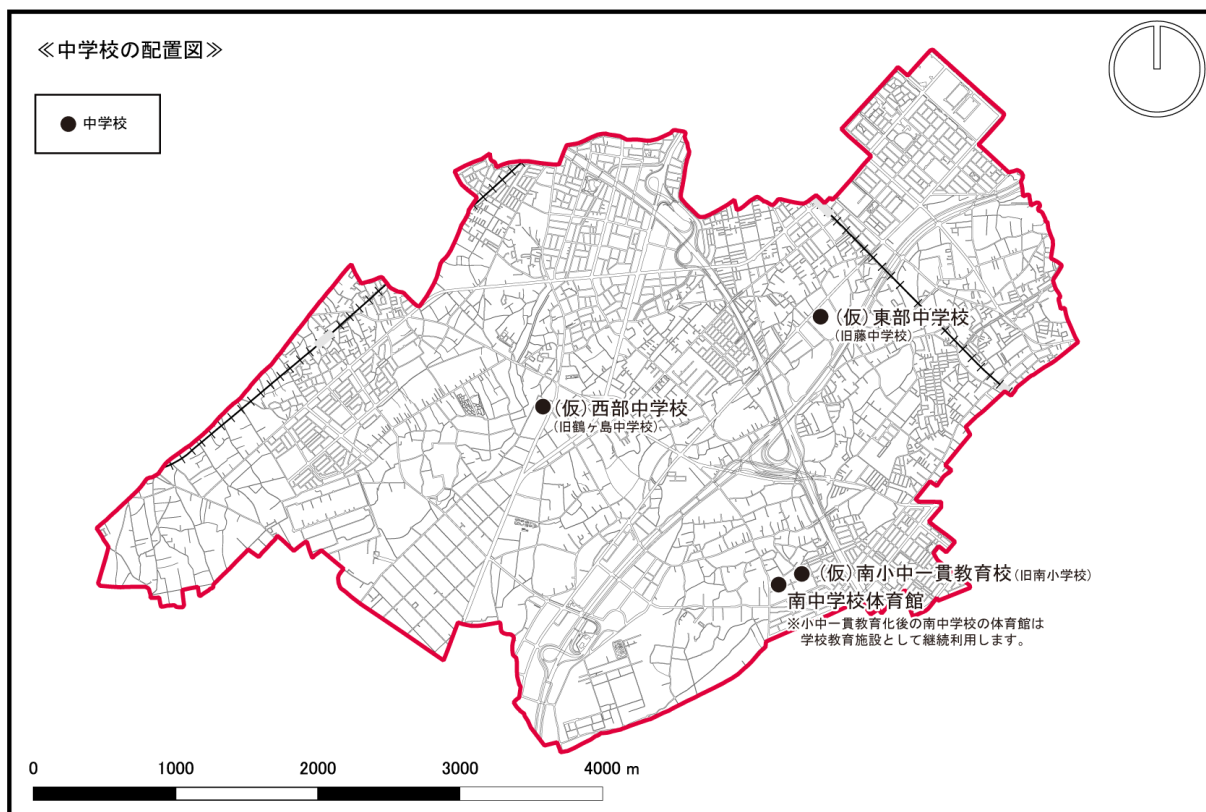


図 5 - 2 計画完了後（令和 32（2050）年）の中学校の配置図

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に 30 年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。



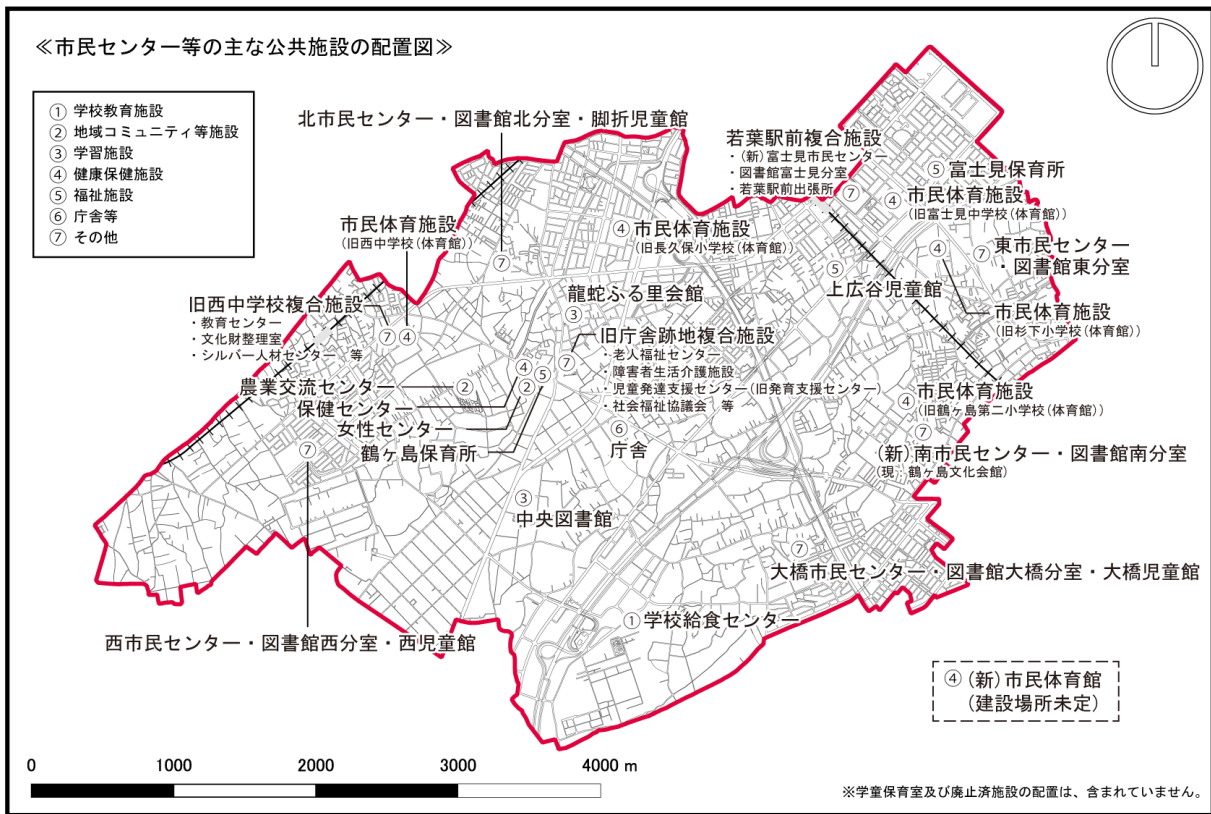


図 5-3 計画完了後(令和 32(2050)年)の市民センター等の主な公共施設の配置図

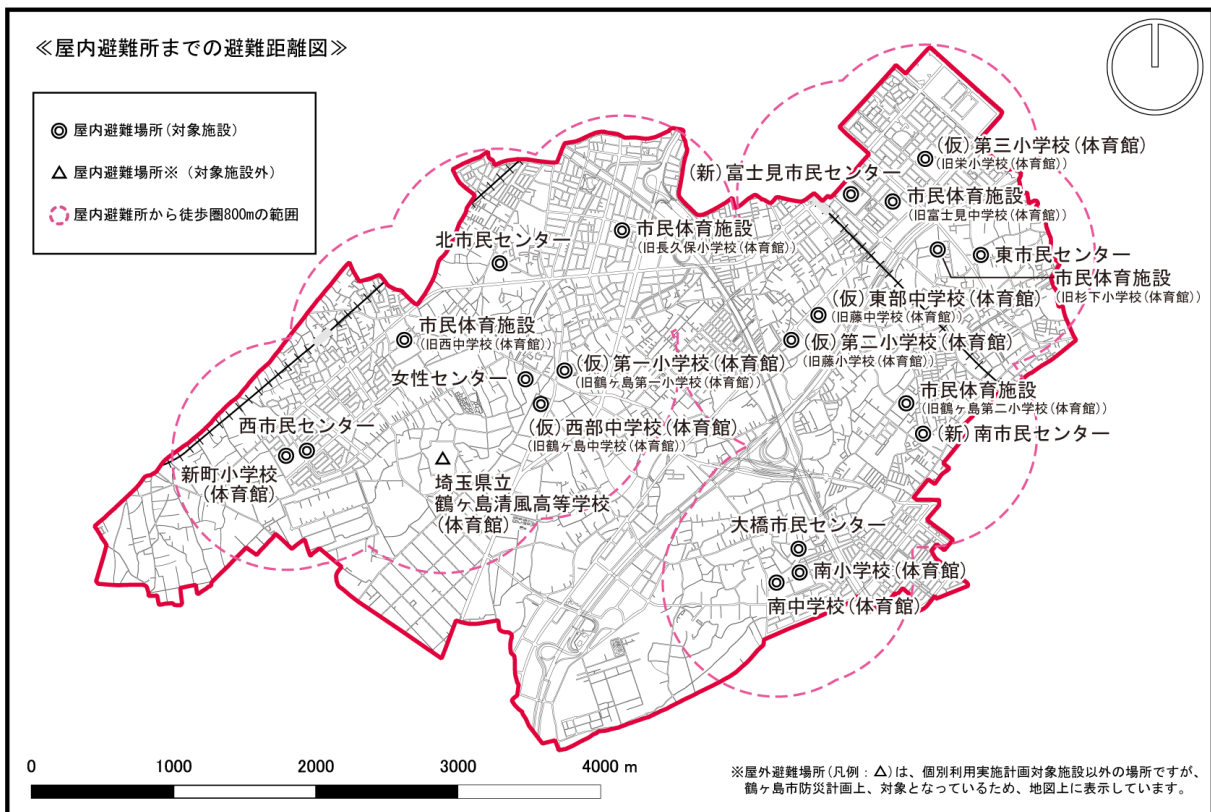


図 5-4 計画完了後(令和 32(2050)年)の屋内避難所までの避難距離図

※本計画の内容は、現時点でのデータ等を前提に 30 年間を見据えて作成したものです。これからのまちづくりや社会情勢等の変化により、人口推移などの前提条件が変わった際には、状況に応じて見直しを図ります。

## **5-5. 適切な施設の運営管理**

今後の公共施設のあり方として、施設の適正配置、適正規模、運営する施設の厳選等が求められますが、更に、施設の運営管理についても、それぞれの施設に適したコストパフォーマンス（費用対効果）を第一に、それぞれの施設に対応できる維持管理体制の確立が必要となっています。こうした考え方を抜きにしては、市民の施設ニーズに応え、良好な利用環境を提供しつづけることは難しいと考えています。

### **5-5-1. 施設の低コスト化**

施設のコストは、建設時の設計費、建設費等の初期投資（イニシャルコスト）から維持保全費、運営管理費（ランニングコスト）及び除却処分費まで、施設の設置から廃止までの総経費（ライフサイクルコスト）となります。このそれぞれの段階において具体的にどのように取り組むかが施設の低コスト化を実現するうえで重要になります。

初期投資段階では、適正規模の設定、機能の複合化、機械設備等の省エネ化による社会資本整備の効率化とコスト削減を図ることができます。施設コストの8割程度を占めるといわれる運営管理段階では、運営管理方式を的確に選択することや、改修期を適切に設定し工事の集約化を行うことで経費の削減を図ることができます。

### **5-5-2. 運営管理方式**

市町村における施設の運営管理の方法としては、長らく、従来型の職員による直営方式と直営と清掃管理等一部委託方式が採られ、本市においても早くから清掃、夜間管理、受付業務等に外部への委託を取り入れ、さらに、非常勤職員等による対応も幅広く行ってきています。

また、指定管理者制度やPFI制度の活用も進めています。今後も施設の目的、機能に即した民間活力の多様な活用を進めることとします。この場合、人件費と委託費用の予算の二重計上につながらないように、導入時機、導入方法の費用対効果を見据えた十分な検討、工夫を行っていくこととします。

また、施設や政策の目的にかなない、更なる効果が期待できる場合には、市民との協働による運営管理手法の導入も検討することとします。

## **5-6. 新たな行政課題への対応**

本市の抱える大きな課題として、既に述べたとおり全国でも比類のない速さで進む高齢化の問題、（人口急増社会から）人口減少社会を迎えて急激な都市構造の変化に対応しなければならない問題、そしてこれらの課題に対応するために必要となる財源の確保等の問題があります。

このような中でも、市民福祉を増進するための政策を推進し、市民の負託に応えることで、市の魅力を内外に発信し続けることが、基礎自治体としての存在価値を高めることになることは言うまでもありません。

総合管理計画の内容は、持続可能な都市経営を実現し、将来世代に過度な負担を先送りすることなく、時代の変化に即した行政サービスを継続的に提供するために避けられない課題解消策の一つです。

一方、新たな市民ニーズとして元気に暮らす高齢者を支援するために、高齢者の健康づくりや生きがいづくり、介護予防の推進が求められています。また、若い世代の定住を図るために

は魅力ある都市政策が求められています。

このような中、本市では、第6次鶴ヶ島市総合計画の重点戦略として「子どもにやさしいまちづくり」、「いつまでも健康でいられるまちづくり」、「多様な働き方が実現できるまちづくり」を掲げています。

また、「立地適正化計画」では、本格的な人口減少と少子高齢化の進行に対し、都市の活力の衰退を防止しながら、必要な都市機能を維持するため、都市機能誘導区域内に誘導・維持すべき施設が設定しており、都市機能の誘導を図ることとしています。

総合管理計画に基づく実施計画では、公共施設の集約化や更新等の再配置において、これらの計画との主旨に沿った内容とする必要があります。

## 6. インフラ系施設

### 6-1. インフラ長寿命化計画の要請

国においては、平成 25（2013）年 11 月 29 日、道路、橋りょう、上下水道などのインフラの老朽化が急速に進む中、今後のインフラの維持管理・更新の指針となるインフラ長寿命化計画が策定され、地方公共団体においても、インフラ長寿命化計画の策定と計画に基づき点検等を実施したうえで適切な措置を講じることを求めています。

本章では、この指針に基づき公共施設のうちインフラ系施設について、それぞれの現状と課題を整理して、種類ごとに今後の基本的な考え方を示します。

### 6-2. インフラ系施設

#### 6-2-1. 施設の概要と保有量

本市のインフラ系施設は、表 6-1 のとおり道路、橋りょう、公園が該当します。上水道や下水道については、一部事務組合にて管理しているため除外されます。

表 6-1 インフラ系施設の施設概要

令和 3（2021）年 4 月 1 日現在

分類	種別	距離・面積・箇所数	
道路		約 313	km
		約 2,067,701	m <sup>2</sup>
橋りょう		97	橋
		約 1	km
		約 9,442	m <sup>2</sup>
公園	街区公園	55 箇所	81,866 m <sup>2</sup>
	近隣公園	4 箇所	82,846 m <sup>2</sup>
	運動公園	1 箇所	91,422 m <sup>2</sup>
	緑地・緑道	3 箇所	154,694 m <sup>2</sup>

## ア 道路

本市が管理する道路の延長は、約 313km であり、道路面積は、約 2,067,701 m<sup>2</sup> となっています。また、道路の保有量の推移は、図 6-1 のとおりです。

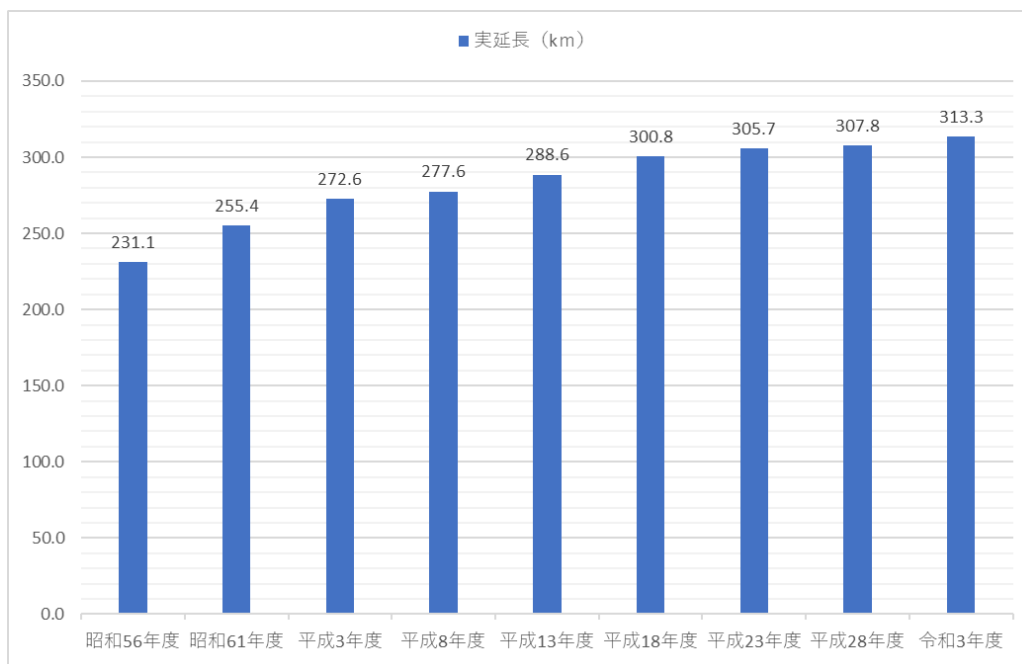
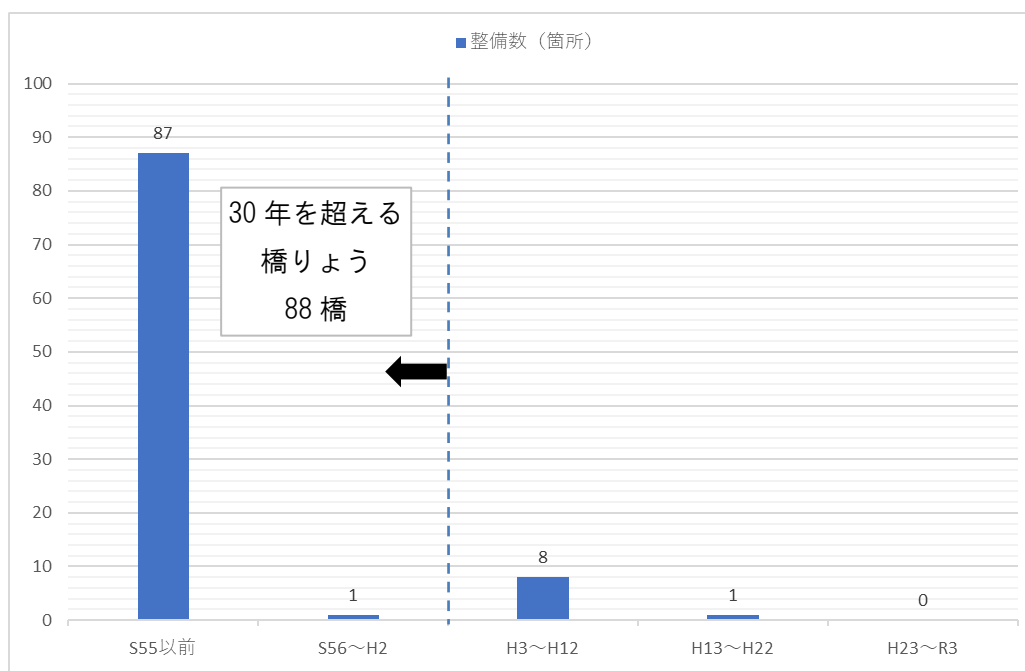


図 6-1 道路の保有量の推移

## イ 橋りょう

本市が管理する橋りょう数は、97 橋であり、延長約 1 km、面積約 9,442 m<sup>2</sup> となっています。

図 6-2 のとおり、橋りょうの多くが 1970 年代に建設されており、本市が管理する橋りょう 97 橋のうち、20 年前から 30 年前に設置されたものが 9 橋で、残りの 88 橋は 31 年以上前に設置されています。



※昭和 55 (1980) 年以前には、整備年が不明な橋りょうも含まれます。

図 6-2 橋りょうの保有量の推移

## ウ 公園

本市が管理する公園は、市内に 63 箇所、面積 410,828 m<sup>2</sup>あります。この 63 公園を種別に分けますと、街区公園が 55 公園で面積約 81,866 m<sup>2</sup>、近隣公園が 4 公園で面積 82,846 m<sup>2</sup>、運動公園が 1 公園で面積 91,422 m<sup>2</sup>、緑地・緑道が 3 箇所で面積 154,694 m<sup>2</sup>に分けられます。また、公園の保有量の推移は図 6-3 のとおりです。

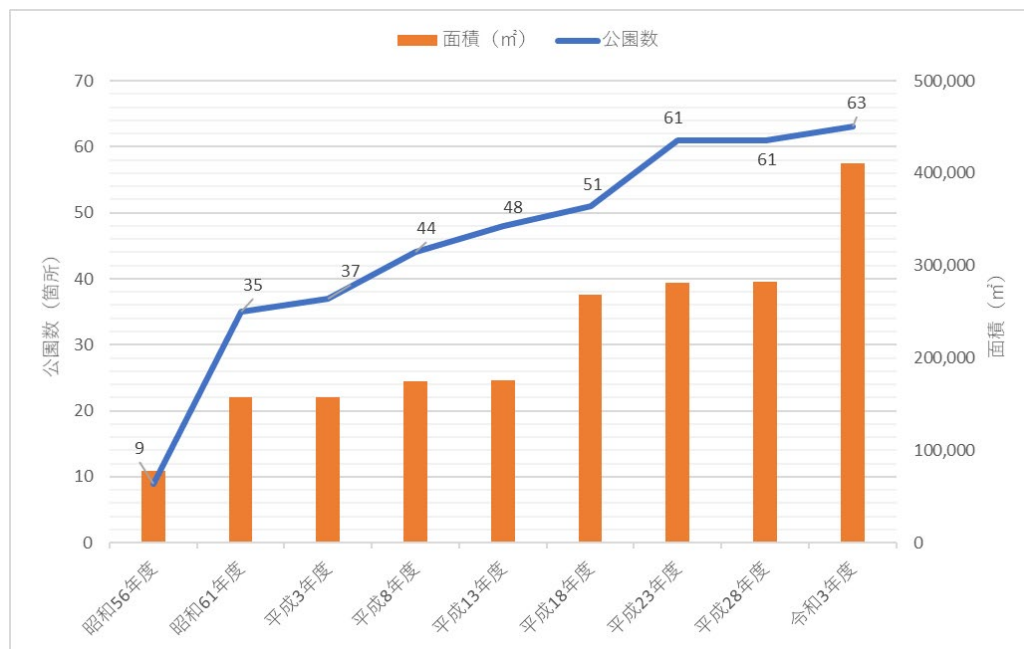


図 6-3 公園の保有量の推移

### 6-2-2. インフラ施設の現状と課題

インフラ施設の維持補修の経費は、図 6-4 のとおりです。多くのインフラ施設が経年劣化による老朽化が進んでいるため、今後は維持管理・更新等の経費が増加することが予想されます。

道路や公園などのインフラ施設は、市民生活を支える基盤でもあることから、これまで、表 6-2 のとおり様々な取り組みを行ってきており、今後も適切に維持管理等を行っていく必要があります。

## ア 道路

道路（路面）は、経年劣化による老朽化のほかに、交通量の増加や通過する車両の大型化による道路への損傷が進んでいます。

現在、路面性状調査や通学路、交通量、管理頻度を評価指標化した幹線道路等舗装修繕方針、及び鶴ヶ島市道路舗装修繕計画個別施設計画（舗装編）（令和 2（2020）年度）を策定しており、その指標に基づいた順位により、道路修繕を行っております。

今後も道路の現状を把握し、計画的に修繕していく必要があります。

## イ 橋りょう

橋りょうは、「平成 25（2013）年度 橋りょう長寿命化修繕計画策定業務」（対象 11 橋）に

に基づき、順次修繕を実施しています。また、平成 29 年（2017）年度から平成 30（2018）年度に「道路橋定期点検要領」に基づき、定期点検を実施しております。

橋りょうの竣工した当時と比較すると、交通量の増加や橋りょうを通過する車両の大型化が顕著になっており、老朽化（経年劣化）と併せて橋りょうの傷みも激しくなっています。そのため、老朽化した橋りょうの修繕・架替えに必要な費用の増加が予想されます。

また、橋りょうの改修、更新時期が重なり、こうした費用が集中することが懸念されます。

## ウ 公園

公園は、市内 63 箇所の都市公園のうち、2/3 以上が開園から 20 年以上経過しているなど、公園施設の老朽化が全般的に進んでいます。そのため、老朽化による施設等の故障の増加が予想されますが、故障箇所が発覚したときにその都度修繕を行う事後保全型管理から、長持ちさせるべき施設を選択し、劣化等を予測したうえで計画的に修繕等を行っていく予防保全型管理へ転換し、維持管理費用を縮減・平準化する必要があります。

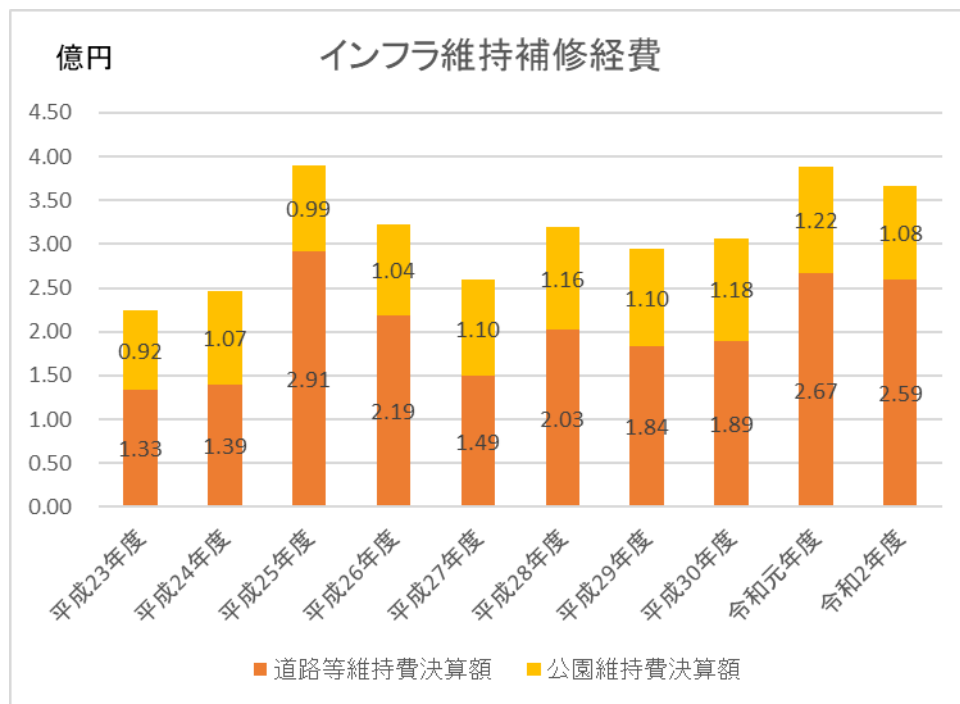


図 6-4 インフラ系施設に対する維持補修状況

表 6-2 これまでの主な取り組み（過去 5 年程度）（1 / 2）

種類	計画の策定	過去の対策の実績
道路	『鶴ヶ島市道路舗装修繕計画個別施設計画（舗装編）』（令和 2（2020）年 3 月）	・ 舗装修繕工事<<市道 656 号線、市道 57 号線、市道 40 号線>>を実施（令和 2（2020）年度）
橋りょう	『橋りょう長寿命化修繕計画』（令和 2（2020）年 3 月）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 跨高速道路橋の修繕工事委託を実施（2 橋）（平成 28（2016）年度）</li> <li>・ 橋りょう定期点検を実施（1 橋）（平成 28（2016）年度）</li> <li>・ 橋りょう定期点検を実施（84 橋）（平成 29（2017）年度）</li> </ul>



表 6-2 これまでの主な取り組み（過去 5 年程度）（2 / 2）

種類	計画の策定	過去の対策の実績
橋りょう	※前ページの続き	※前ページの続き ・ 跨高速道路橋及び跨線橋の定期点検を実施（11 橋）（平成 30（2018）年度） ・ 跨高速道路橋の修繕工事委託を実施（3 橋）（令和元（2019）年度） ・ 跨高速道路橋の修繕工事を実施（1 橋）（令和 2（2020）年度）
公園	『鶴ヶ島市公園施設長寿命化計画』（平成 27（2015）年 3 月）	・ 都市公園法に基づき遊具点検を実施（令和元（2019）年度、令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度） ・ 富士見中央近隣公園外 1 公園施設更新工事（令和元（2019）年度）

### 6-2-3. 将来コスト推計

インフラ系施設について、今後 30 年間における維持管理・更新等にかかる経費の見込みの合計を試算すると、約 244 億円となり、1 年当たりの維持管理・更新等にかかる経費は、約 8 億円となる見込みです。（図 6-5）

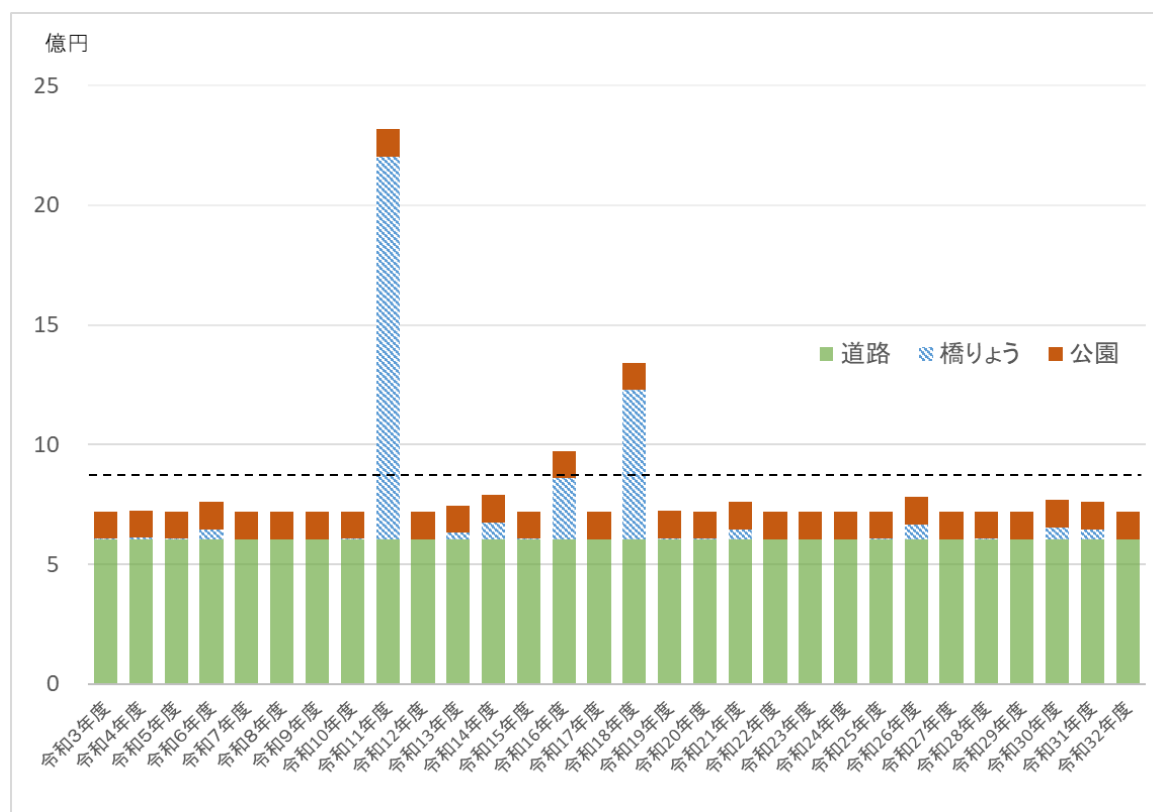


図 6-5 今後 30 年間における維持管理・更新費用

#### ア 道路

道路の維持管理・更新等の経費の見込みについては、令和 3（2021）年度から 30 年間で約 181 億 1,000 万円の維持管理・更新等の費用がかかるものと推計しています。

道路は交通量や劣化具合によって改修・更新箇所が変わってくるため、道路の耐用年数を



15年として、維持管理・更新等の費用を単年度に約6億円と平準化しています。

※更新単価は、工事実績から、全層改良を14,500円/㎡で試算しています。

## イ 橋りょう

橋りょうの維持管理・更新等の経費の見込みについては、橋りょう長寿命化修繕計画にて推計しています。

令和3（2021）年度から30年間にかかる維持管理等の経費は、約28億6,000万円と推計しています。

橋りょうの中では、関越自動車道に架かる橋りょう（跨高速道路橋）及び東武東上線に架かる歩道橋（跨線橋）の点検修繕費用が高額になるものと推計しています。

## ウ 公園

公園の維持管理・更新等の経費の見込みについては、過去5年間の維持管理経費の平均値を算出し、令和3（2021）年度から30年間で約34億4,000万円の維持管理・更新等の費用がかかるものと推計しています。

### 6-2-4. 長寿命化計画等の効果を反映した将来コスト推計

インフラ系施設について、長寿命化計画等の効果を反映した今後30年間における維持管理・更新等にかかる経費の見込みを試算すると、約216億円となり、1年当たりの維持管理・更新等にかかる経費は、約7億2,000万円となる見込みです。

長寿命化等による効果として、今後の30年間でインフラ系施設に必要となる総額は、約28億円の削減が見込まれ、これは年平均額で約9,000万円の削減効果となります。（図6-6・図6-7）

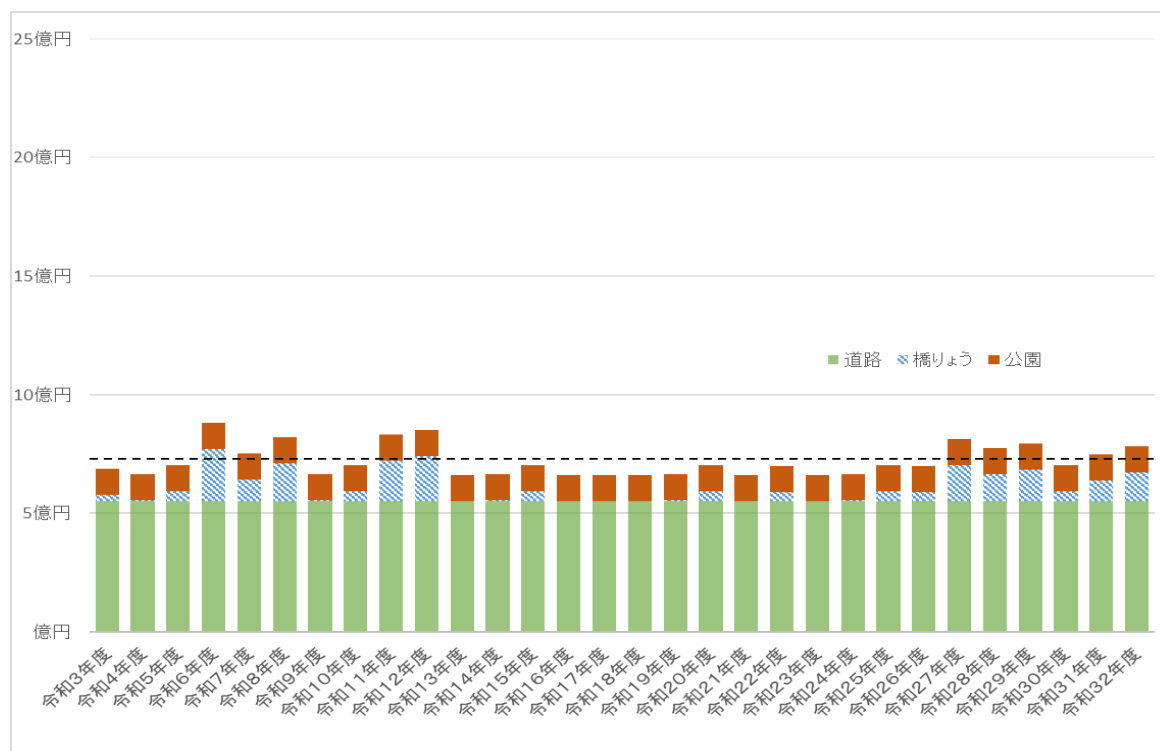


図6-6 長寿命化対策の効果を反映した費用

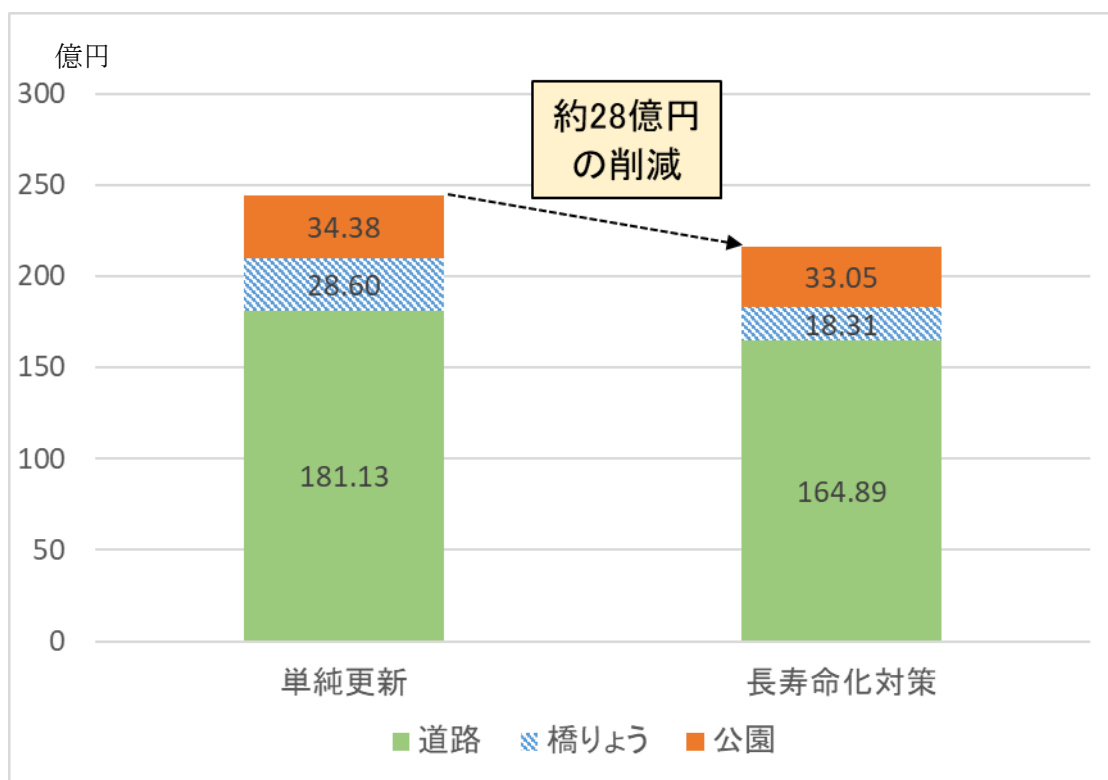


図6-7 長寿命化対策の削減の見込み

#### ア 道路

道路の今後30年間における維持管理・更新等にかかる経費の見込みを試算すると、約164億9,000万円となり、約16億2,000万円削減されます。1年当たりの維持管理・更新等にかかる経費は、約5億5,000万円となる見込みです。

道路舗装の維持修繕を、適切な時期に行うことで、長寿命化を図り、舗装打ち換えを30年で行うとして試算しています。

※更新等単価は、工事実績から、舗装打ち換えを9,900円/m<sup>2</sup>、切削オーバーレイを6,100円/m<sup>2</sup>、パッチングを2,600円/m<sup>2</sup>で試算しています。

#### イ 橋りょう

橋りょうについては、橋りょう長寿命化修繕計画にて推計しています。

予防保全型の長寿命化修繕計画を実施することで、令和3(2021)年度から30年間にかかる維持管理等の経費は、約18億3,000万円となり、約10億3,000万円削減されます。1年当たりの維持管理等にかかる経費は、約6,100万円となる見込みです。

#### ウ 公園

公園の今後30年間における維持修繕・更新等にかかる経費の見込みを試算すると、約33億1,000万円となり、約1億3,000万円削減されます。1年当たりの維持修繕・更新等にかかる経費は、約1億1,000万円となる見込みです。

公園の維持修繕を適切な時期に行うことで、長寿命化を図り、更新を20年で行うとして試算しています。

## 6-2-5. 施設ごとの個別基本方針

### ア 道路

国土交通省から示されている総点検実施要領（案）に基づく点検や道路パトロール等を実施することで損傷箇所を把握するとともに、長寿命化を念頭においた予防保全型の維持管理手法を継続することにより、計画的な維持管理に努め、維持管理費用の低減・平準化を図ります。

また、道路に付属している施設についても、道路パトロール等を実施し、損傷箇所の把握に努め、適切な維持管理を行います。

### イ 橋りょう

本市では「平成 25（2013）年度 橋りょう長寿命化修繕計画」（対象 11 橋）に基づき、順次橋りょうの修繕を実施しています。また、平成 29（2017）年度から平成 30（2018）年度に「道路橋定期点検要領」に基づき全ての橋りょうに対して近接目視による定期点検を実施し、各橋りょうの損傷程度の再確認をし、健全性の把握に努めています。

今後も、長寿命化計画に基づき、従来 of 事後保全による維持管理から予防保全による維持管理への転換を図り、「橋りょうの健全度の低下を防止し、長く使用すること」、「橋りょうの安全性・信頼性を確保し、コスト低減を図ること」に努めます。

また、この計画の対象となっていない橋りょう等についても、5 年毎に定期点検や、日常の道路パトロールを実施することにより状況の把握に努め、適切な維持管理を行います。

### ウ 公園

長寿命化を念頭においた適切で計画的な維持管理及び施設更新の実施に努めます。併せて、専門業者による遊具点検や職員による日常点検により最新の点検結果を把握し対応を行うことにより、都市公園の安全性、快適性の向上とともに、施設の延命化を図ります。

## 6-2-6. インフラ系施設の管理に関する基本的な方針

持続可能な、公共サービスの提供を行うためには、従前の事後保全による維持管理ではなく本市のインフラ系施設全体を把握したうえで、計画的な長寿命化対策による予防保全型の維持管理を進め、安全性の確保等を図ります。

### ア 点検・診断等の実施方針

- ・職員による日常点検やパトロール等を実施し、適切な維持管理を行います。
- ・定期的に点検を実施することにより状況の把握に努め、必要に応じて専門業者による点検・診断を行います。
- ・国から示されている点検実施要領等に基づく点検やパトロール等を実施し、損傷箇所等の把握に努めます。

## イ 維持管理・修繕・更新等の実施方針

- ・劣化状況や重要度に応じ、長期的な視点で優先度をつけ、計画的に維持管理・更新等を行います。
- ・予防保全の考え方を導入し、施設の長寿命化を図り、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図ります。

## ウ 安全確保の実施方針

- ・点検・診断等により、危険性が認められた場合には、速やかに修繕等を実施し、施設の安全性の確保に努めます。
- ・道路に付属している施設についても、道路パトロール等を実施し、損傷箇所の把握に努め、適切な維持管理を行い通行者の安全を確保します。

## エ 耐震化の実施方針

- ・災害時に重要となる主要道路に架かる橋りょうの耐震化など、インフラ系施設についても各施設の状況に応じた計画的な耐震化を進めていきます。なお、高速道路を跨ぐ橋りょうについては、耐震補強工事が完了しています。

## オ 長寿命化の実施方針

- ・適切な点検診断等を実施するとともに、予防保全型の維持保全を実施し、長寿命化を推進し、長期にわたる安心・安全なサービス提供に努め、財政負担の軽減と負担の平準化を目指します。
- ・都市公園の安全性、快適性の向上とともに、施設の延命化を図ります。
- ・国等の長寿命化に係る方針を踏まえて、長寿命化計画の策定又は見直しを進めるとともに、計画に基づく長寿命化対策を推進します。

## カ ユニバーサルデザイン化の推進方針

- ・誰もが安心・安全に利用しやすい施設となるために、更新等を行う際には、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設の整備を検討します。

## キ 統合や廃止の推進方針

- ・インフラ系施設については、統廃合等による保有総量の縮減が難しいため、必要性を十分に精査し、計画的に施設の点検や修繕することで長寿命化を図り、維持管理経費の縮減に努めます。

## 7. 計画の推進

### 7-1. 全庁的な取組体制

総合管理計画を推進するため、これまでの「事後保全」の考え方ではなく、「予防保全」の視点に立つという共通認識のもと、施設を日常的に管理している施設の所管課、資産管理、政策、財政など関係各課と連携を図り、全庁的な体制で取り組みます。

### 7-2. 情報管理・共有

本計画の推進にあたり、施設情報や点検記録、修繕履歴、今後の保全計画等を一元管理することで業務の効率化を図ります。

また、固定資産台帳等の公会計の情報などの活用について検討します。

### 7-3. 計画の推進管理

総合管理計画を推進する中で、PDCA サイクル等の手法により進行管理を実施しながら、本計画のフォローアップを行うとともに、公共施設全般のマネジメントに関する進行管理手法について検討します。

計画の見直しにあたっては、今後の社会情勢や人口推移、公共施設等に対する市民ニーズの変化に応じ、事業の進捗状況などを見据えながら概ね5年間周期とし、適宜見直しを図っていきます。(図7-1)

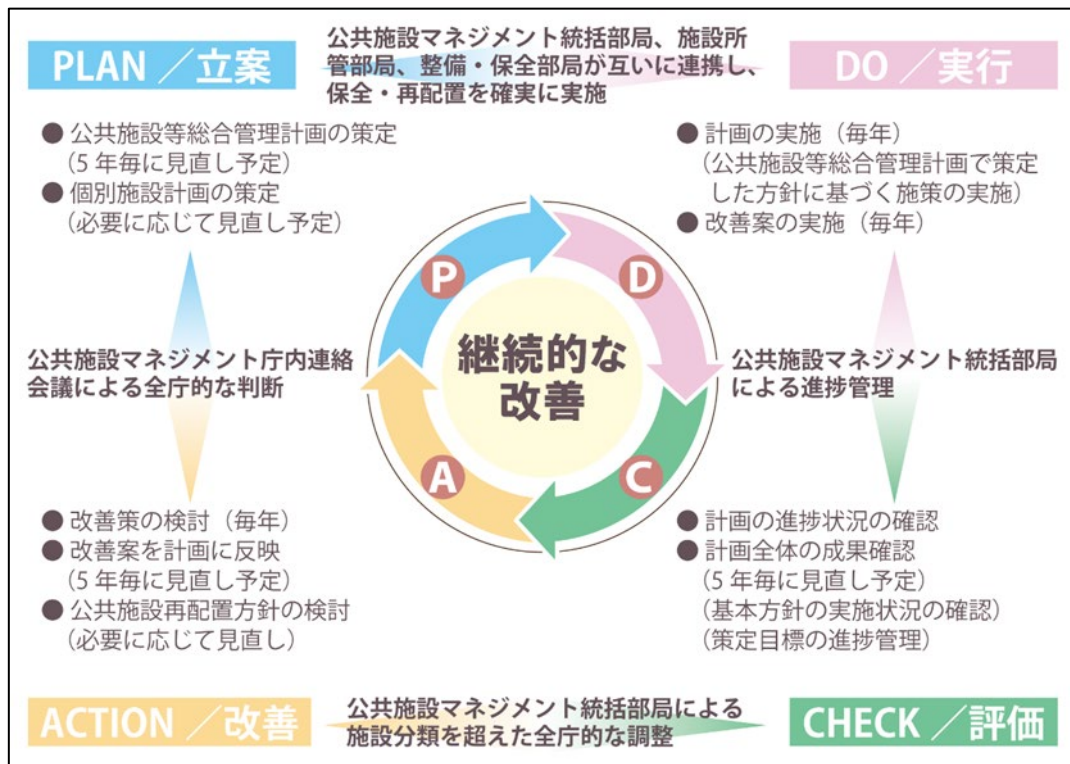


図7-1 PDCAサイクルのイメージ

#### **7-4. フォローアップ**

フォローアップは、定期的を実施する建物の定期点検の結果を基に行うものとします。

この点検結果で緊急性を要する修繕・改善事項や優先順位の高い修繕・改善事項の情報を受けて、長寿命化計画における修繕・改善計画とかい離が見られる場合は、必要に応じて改修等の優先順位の見直しを行うものとします。

なお、施設職員が行う日常的な点検において、緊急性を要する事項が発生した場合は、その都度対応を図るものとします。

#### **7-5. 市民及び議会への情報共有等**

本計画に基づく取り組みについては、適宜、市民や議会との情報の共有を図っていきます。

また、公共施設の再配置を検討するにあたっては、市民意見聴取等により、市民ニーズの把握に努め、市民の方々の意見を反映した検討を進めます。



鶴ヶ島市公共施設等総合管理計画

平成29年3月 策定

令和4年3月 改訂

発行 鶴ヶ島市

編集 鶴ヶ島市役所 総合政策部 資産管理課

〒350-2292 鶴ヶ島市大字三ツ木 16-1

TEL 049-271-1111 FAX 049-271-1190